

ア單ニ語數ノ通知ヲ誤リタルトキハ「是也」と答ヘ同時ニ實語數ヲボスヘシ(例へハ「一八是也」ト云フカ如シ)然ラサレハ報知ノ語數ハ相違ナシト若ヘ每語及每數目ノ首字ヲ反覆シ其ノ誤謬ノ所ニ至テ之ヲ訂正スヘン例へハ「17 or 21等ノ如シ」

第二節 例送ノ誤謬ニアラシテ報知ヲ得タル語數ニ差違アルトキハ著信局ハ誤謬ノ所ニ至テ之ヲ訂正スヘン例へハ「17 or 21等ノ如シ」

サレハ之ヲ訂正スルコトヲ得ス若シ兩局同意ニ至ラサルトキハ發信局ニ於テ算定セシ語數ヲ以テ正實ノモノト爲スヘシ

目第三十八條

第一節 通信技手ハ自己ノ責任ヲ擔保スル爲ミニ其ノ送受セシ電報ノ全部或ハ一部ヲ反覆シ又ハ其ノ反覆ヲ請求スルコトヲ得普通語ヲ以テ記載シタル官報又爲密電報ニ付テハ必ス其ノ一部即諸數目而有名詞及時宜ニ依リ疑ハシキ誤謬ヲ反覆スヘシ

「モールス」機及音響機ニ於テハ受信技手ニテ一電報ノ終リニ之ヲ反覆シ傳送力大ナル機械ニ於テハ受信技手ニテ一電報ノ終リニ之ヲ反覆スヘン「モールス」機及音響機ノ送信技手ヨリ誤謬ヲ訂正シ來ラハ受信技手ハ其ノ訂正シタル誤謬又ハ數目ヲ反覆スヘシ若シ受信技手ニテ此ノ第二ノ反覆ヲ怠ラハ送信技手ヨリ之ヲ促スヘシ

第二節 整數ニ分數ヲ添ヘタルモノハ反覆スルトキハ其ノ過濶ヲ防ク爲ミニ分數ノ前ニ二重線(=)ヲ送リテ反覆ヲ爲スヘシ

例へハ「1—1—1—1—」ト區別スル爲メニ $1 = \frac{1}{1}$ ト作シ $99 = \frac{99}{1}$ ハ $992 = \frac{992}{1}$ ト區別スル爲メニ $99 = \frac{99}{1}$ ト作スカ如シ

第三節 如何ナル口實アリト雖モ此ノ反覆ハ決シテ逕延又ハ停止スヘカラズ

四目第三十九條

語數ヲ照査シタル後及時宜ニ依リ局用反覆ヲ爲シタル後ハ受信局ハ送信局ニ一電報者ハ一列信ヲ組成スル數電報ノ受信證ヲ送ルヘレ

右ノ受信證ヲ送ルニハ一電報者ハ先ツR字ヲ送リ次キニ受信ノ番號ヲ送ルヘシ(例へハ R 436—如シ)

一列信ニ付テハ先ツR字ヲ送リ次キニ受信ノ番號ヲ送ルヘシ(例へハ R 5 157 980 —如シ)

目第四十條

第一節 既ニ傳送シタル一列信中ニ若シ校正ヲ要スヘキモノアラハ著信局ニ宛タル通常事務報ヲ以テ之ヲ校正スヘシ

第二節 晴ニ傳送シタル一列信ニ關シテ不審ノ事項ヲ認識スル時刻ハ著信ノ番號ヲ送ルヘシ(例へハ R 436—如シ)

第三節 障碍者ハ其ノ他ノ事故ニ依リ反覆又ハ受信證ヲ送受スルコト能ハサル場合ト雖モ受信局ハ其ノ故ヲ以テ電報ノ取扱ヲ停止スヘカラス但場合ニ依リ校正ヲ要スルトキハ後ニ之ヲ爲スヘシ

(戊) 線路指定

四目第四十一條

第一節 電報ヲ傳送スヘキ諸線路ハ其ノ關係ノ主管廳間に於テ協議決定シタル方式ヲ以テ簡單ニ之ヲ表示スヘシ

第二節 發信人ニ於テ電報ヲ傳送スヘキ線路ヲ指定セント欲セハシ之ヲ報紙上ニ記載スヘシ

第三節 發信人ニ於テ電報ヲ傳送スヘキ線路ヲ指定シタル局マテハ電報ヲ線上ニテ傳達シ共ノ局ヨリ先ヘハ郵便ニテ送達セラレンコトヲ請求スルトキハ其ノ署ニ應シテ之ヲ取扱ヲ爲スヘシ

(己) 通信障礙及重複傳送

目第四十二條

第一節 常用線路ニテ電報ヲ傳送申陳碍起リタルトキハ其ノ局ヨリ直ニ迂回ノ線路ニ由リ其ノ電報ヲ傳達スヘシ(目第七十六條第五節第六節及第七節)若シ迂回線路ヲラサルトキハ別便若ハ郵便(可及の郵局便)ニ依リ之ヲ送達ス(シ右ノ再送費ハ電報ニ付費用ヲ除クノ外其ノ電報ヲ再送スル所ノ局ニテ之ヲ支拂シ封皮ニ「電報」ト表記スヘシ)

第二節 然レトモ該局以外各國ニ發着スル電報更ニ高價ノ料金ヲ要スル線路ヲ以テ之ヲ再送セス但障礙ノ告知後二十四時間ノ期間内ニ之ヲ再送スヘキ局ニ送シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

「迂回」ナル指定(目第七十六條第五節)ヲ有スル第一電報局到着シタルトキハ之ヲ以テ公然タル障礙ノ告知ヲ受ケタルモノトトキハ其ノ署ニ應シテ之ヲ取扱ヲ爲スヘシ

第三節 該線外ノ方法ニ依リ再送スル所ノ管轄局ハ時宜ニ依リ其ノ電報ヲ最近ノ電信局ニ送リ其ノ局ヲシテ轉送セシムルカ或ハ著信局若ハ直ニ受信人ニ送達スヘシ但著信局國內ニテ再送スルトキニ限ル

線路全通スルトキハ更ニ線上ニテ之ヲ傳達スヘシ但既ニ其ノ届先ヨリ受領証ヲ得ルカ又ハ電報非常ニ編造シテ之ヲ再送スルハ事務ノ妨碍トナリコト明カナルトキハ此ノ限ニ在ラス

四目第四十三條

第一節 如何ナル事故ニテモ郵便ヲ以テ他局ヘ電報ヲ傳送スルトキハ必ス番號ヲ附シタル送達證ヲ添付スヘシ而シテ之ヲ送ル

局ヨリ線上ニテ電報シ得ルトキハ其ノ發送セシ通數並ニ其ノ發送ノ時刻ヲ通常事務報ニテ通知スヘシ

第二節 該局便到着シタルトキモ局ニ於テハ受領シタル通數ト通知アリタル通數トニ相違ナキヤ否ヲ調査シ相違ナキトキハ送達證ニ受領ノ旨ヲ記シ直ニ之ヲ其ノ發送セシ局ヘ返却シ且該路全通スルニ至ラハ通常事務報ヲ以テ更ニ右ノ受領証ヲ傳達ス

ベシ其ノ例左ノ如シ

Reçu le 13 télégrammes conformément au bordereau no... du 30 mars

三月三十日附第何號送達證シ記載セル六十三通ノ電報ヲ受領セリ

第三節 電報送附ノ通知ナク電報ヲ郵送シ來リタルトキモ亦前節ノ規定ニ拘ルベシ

第四節 電報ヲ發送シタル旨通知アリト雖モ若シ到着セサルトキハ直ニ未達ノ趣ヲ發送局ニ通知スヘン發送局ハ時宜ニヨリ總

國朝五十一條

第二節　時報ヲ以テ記シタル官報ハ無料ニテ照校スヘン（同前第十五條第七節）
第三節　何種ノ機械ヲ用フルフ問ハヌ電報全部（類報共）ノ反覆ヲ要スル照校ハ其ノ電報ノ傳送又ハ其ノ電報ヲ包含スル一列信
官報（照校ハ其ノ傳送ヲ終リタル後直ニ之ヲ爲スヘン）
照校ハ傳送ノ輪滑中ニ算入セサルモノトス（同前第三十四條第三節）
第四節　照校料金ハ回線路ヲ以テ送ル同研數ノ通特電報料四分ノ一ナル金額ニ齊シ
(に)　受信報知

第一節 冠報ノ證信人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受信人ノ受取セシ日時ヲ報知セラレ

第二節 確保人ニ於テ名處ノ前ニ「受信報知又ハ(PCR)」ノ指定ヲ記入シ且同著信地、宛テ同線路ヲ経過スル通常電報五語ノ料金ニ附シ又金額ヲ納トキハ此ノ報知ハ電信ヲ以テ爲スヘン若シ發信人名處、前ニ「郵便受信報知又ハ(POCP)」ノ指定ヲ記入シ且五十「サンチーム」ヲ納ムルトキハ郵便ヲ以テ此ノ報知ヲ爲スヘン

第三節 開係國ニ於テ至急電報ワ許容スルトキハ受信報知ヲ著信地ヘ至急ニ送達セラレンコトヲ請求スルコトヲ得然ルトキハ收信人ハ名處ノ前ニ「至急受信報知又ハ(PCR)」ノ指定ヲ記入シ同一着信地ヘ宛テ同一線路ヲ経過スル至急電報五語ノ料金ヲ納ムヘン

第二節 受信報知ハ傳達上取報中ニ列ス但官報ニ關スル受信報知及至急受信報知ハ此ノ種類ノ電報ニ關シテ定メタル先送順序ニ従テ之ヲ傳達スヘレ

第三節 目第四十七條第三節第一項ニ掲ケタル場合ニ於ケハ先ツ同節ニ定メタル通常事務報ヲ送ルヘレ
此ノ場合ニ於ケハ目第47條第十節ニ定メタル期間受信報知ノ發送ヲ延引シ電報ヲ配達シ得ルニ至テ受信報知ヲ送ルヘン前項ノ期間内ニ電報ヲ配達シ得スレア殺僧人ヨリ受信報知料ノ還付ヲ請求セサルトキハ該期間ノ末日ニ於ケ目第七十一條ノ規定ニ従ヒテ之ヲ還付スヘレ

第四節 郵便受信報知ニハ電信受信報知ト同様ノ事項ヲ記載シ封皮ニ入レ 郵便料前納ノ留置トシテ之ヲ該電報ノ發信局長ヨリ
發信局長ニ送付スルモノトス

第五節 郵便又ハ電信受信報知ニシテ該電報ノ發信局ニ著シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ該電報ノ發信人ニ通知スヘン
再送シタル電報ニ關スル受信報知(CH)ナレハ時宜ニ依リ發信局ニ於テ初メ徵收シタル受信報知料ト受信報知ノ實際經過シ
タル線路ニ從テ計算シタル料金トノ差額ヲ發信人ヨリ追徴ス
但初メ徵收シタル料金カ實際計算レタル料金ニ超過スルトキハ其ノ差額ハ之ヲ送付セサルモノトス
(注) 發信人ノ依頼ニ由リ追尾傳送スル電報

第二節 追尼電報ノ發信人ニシテ電信受信報知ヲ請求スルモノアルトキハ該電報ヲ著信地ノ國境外ニ再送シタル場合ニ於テハ著信地ニ於テ徵收スルヲ得サル 再送料金ノ外ニ實際ノ經過線路ニ基テ受信報知料ヲ計算シ其ノ不足額ヲ追納セシムルコトアルヘキ旨ヲ該段落信人ニ陳告スヘシ
(RPT)又ハ(PC)ノ指定アル追尼電報ヲ著信地ノ國境外ニ再送スルヲ要スルトキハ再送局ハ目第五十五條第五節ノ規定ヲ適用スヘシ
第三節 電報ニ「追尼」又ハ(FS)ノ指定ノミヲ記シテ其ノ他ノ指定ナキトキハ著信局ハ時宜ニ依リ第六節ニ定ムル規定ニ從ヒ受信人ノ住所ニ於テ示サレタル 新名處ヲ記入シ其ノ新名處へ電報ヲ追送スヘシ斯ノ如クニシテ電報ノ配達ヲ終ルカ若ハ新名處ノ申出ナキニ至ルマテ之ヲ追送スヘシ
第四節 著シ配達スルヲ得サルカ若ハ新名處ノ申出ナキトキハ 電報ヲ保管シ既半目第四十七條第三節ノ規定ヲ適用シ且通常事務報ワ以テ發信人ヨリ徵收スヘキ金額ヲ報スヘシ
傳送上ニ誤認アリタルカ爲メニ配達スルコトヲ得サルトキハ前項ノ事務報ヲシテ最後ノ再送局ヲ經由セシメ該局ヲシテ時宜ニ依リ必要ナル訂正ヲ爲スコトヲ得セシムヘシ
第五節 「追尼」又ハ(FS)ノ指定ヲ記シ且其ノ名處ヲ列記シタル電報ハ其ノ受信人ニ送スルマテ之ヲ傳送スヘシ若シ空シク終尾ノ局ニ及ヒタルトキハ已ヲ得ス該局ニテ前節ニ依リ之ヲ取扱フヘシ
第六節 送達スヘキ電報ノ額表中ニ示スヘキ發信地名ハ最初ニ電報ヲ傳送スヘキ地名ヲ記載スヘシ
名處中ニ於テハ電報ノ既ニ經過シタル地方ニ於ケル他報配達上ニ開スル事項ハ總テ之ヲ省略シ唯電報ノ既ニ經過シタル著信地名ノミヲ「追尼」又ハ(FS)ノ指定ノ次ニ記載スヘシ
例ヘハ最初ノ發信局ニ於テ記載セラタル電報ノ名稱カ左ノ如クナリトセハ

=FS= Haggis chez Dekeyers, Londres, Hotel Tarbet Tarbet=North-British Hotel, Edinburgh.

第一節 第二年六月二日より外へ出へるゝ記録ノル

=FS= de Londres, Tarbet=Haggis North-British Hotel, Edinburgh.

第二節 通尾電報ノ發信人ニハ第一著信局マテノ料金ヲ課シ其ノ列記シタル名處ハ總テ右料金數ニ算入スヘシ然レトモ第一著

信局以外ニ係ル料金ハ受信人ヨリ徵收スヘキモノトス右ノ補足料金ハ各再送毎ニ實際傳送シタル語數ニ應シテ之ヲ計算スベシ

第八節 名處中ニ記シタル第一著信局以外ニ於テ追尾再送ノ為ニ受信人ヨリ徵收スヘキ料金ハ各再送毎ニ之ヲ追加シ其ノ全金

額リ額表中リ記載シテ之ヲ通知バヘン

第九節 此ノ通知ハ左ノ文例ニ據リ記載スヘン

Percevoir.....

.....徵收スヘン

若シ著信局所屬ノ國境内ニテ更ニ順次追尾スルトキハ其ノ受信人ヨリ徵收スヘキ料金ハ逐局傳達每ニ其ノ料金表ニ從ナ

尤リ計算シ若シ其ノ國境ヲ越エテ之ヲ追尾スル時ノ追收料金ハ逐國傳達每ニ該國電報ト看板シテ之ヲ謀スヘシ但此ノ逐國傳

送人料金ハ送信スル國ト受信スル國トノ間ニ交換スル通路ニ適用スヘキ料金表ニ從ナ之ヲ計算スベシ

(イ) 受信人ノ依頼ニ由リ再送スル電報

目第五十五條

第一節 何人ニテモ必要ノ證明ヲ爲シ豫テ電信局(新名處)ノ指定シ因キ同人ニ宛タル電報到著次第其ノ新名處ヘノ再送ヲ請求スルコトヲ得ヘンシ此ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ニ従ヒ取扱フ爲スヘシ但名處ノ前(FS)ノ指定ヲ記セスシテ記定中ニ左ノ有

料指定期記スルベル

Recommandé de.....(再送局名)(何局ヨリ再送)

第二節 再送ノ請求ハ書面或金事務報若ハ郵便(目第十七條第八節)ヲ以テ爲スヘシ該請求書ハ受信人自ラ之ヲ作リ若ハ目第四

十ニ條第一節ニ於テ受信人ニ代リ電報ヲ受取ルコトヲ得ベント定メワレタル者受信人名ヲ以テ之ヲ作ルコトヲ得該請求書リ

申シ者ハ認證局ニ於テ徵收スルトキサル場合ニ於テハ料金ヲ納ムヘキコトヲ約スヘシ

第三節 各主管廳ハ特ニ何等ノ指定期記載報ト雖モ受信家ニ於テ指定期記定ヲ爲シタルトキハ其ノ指定期記セシテ之ヲ再送スルノ權能ヲ

有リ(FS)又ハ「通尾」ノ指定期記載報ノ受信家ニ於テ電報再送ノ依頼ヲ爲サヌシテ新名處表示シタルトキハ各主管廳ハ其ノ電報ノ

送達組ヲ郵便ヲ以テ追尾スルトキ要ス但留置ノ請求リ受クタルトキ又ハ受信人ノ請求ヲ待タス電報再送ヲ取扱フトキハ此ノ限

リ在ラバ

第四節 再送シタル電報ヲ配達シ能ハサルトキハ最終ノ著信局ハ目第四十七條第三節ニ規定シタル不送ノ事務報ヲ發送スヘシ

該事務報ハ左ノ文例ニ依リ

436(番號) 29(日附) Julien (受信人名) recommandé à..... (新名處) (.....ヘ再送セシド) inconnu (不明) refuse (拒

絕等(不送)の理由) percevoir (徵收スヘシ) (徵收スルトキ得サリシ料金額)

此ノ事務報ハ再送ヲ請求シタル者ラシテ其ノ貢税スヘキ料金ヲ納ムヘル爲ニ先ツ最終ノ再送ヲ爲シタルトキハ其ノ指定期記

局ヨリ前ニ送リ最後ニ之ヲ發信局ニ送ルシ該信局ニ於テハ不送、即ち發信人ニ通知スヘシ但發信人ニ再送料金ヲ請求スヘ

カリス 著信局ニ於テハ前納料金ヲ附記スヘシ例ヘハ「RP.1. Fr. 50」如シ但此ノ記事ハ語數ノ計算ニ變更リ及ボサアルモノトス

再送主管廳ハ其ノ前納料金ヲ電報ノ再送ヲ取扱フトキハ其ノ前納料金ヲ電報ノ再送ヲ取扱フトキハ其ノ前納料金ヲ電報ノ

再送主管廳ハ其ノ前納料金ヲ電報ノ再送シタル電報ノ受信報知ハ最終ノ著信局ニ於テ左ノ文例ニ依リ之ヲ作ルベシ

CH. Etreat de Zermatt = 524.11 Regel Londres recommandé (再送) Zermatt remis (配達セ) 12.8.10m

歐洲内方法ノ區域外ニ於テ再送シタル電報ノ受信報知ニ關シテハ其ノ前納料金ヲ以テ電報再送ノ口ヲ報知スル受信報知ノ

料金ニ充シム

第六節 水條第三節ニ規定シタル場合ニ於テハ電報ヲ追尾セシムル者自ラ再送ノ料金ヲ納ムルコトヲ得但一地方ニノミ其ノ電

報ヲ追送シメ他ノ地方ヘ傳送スルコトヲ指定セザル場合ニ限ルヘシ

第七節 夏ニ他ノ地方ニ傳送スルコトヲ指定セス一地方ニノミ電報ヲ追送セシメントスル場合ニ於テハ其ノ電報ノ追送ワ求ム

ル者専ニ其ノ再送ヲ至急ト爲スコトヲ請求スルコトヲ得但此ノ場合ニ於テハ請求人自ラ三倍ノ料金ヲ納ムル要ス此ノ請求

ヲ受ケタル局ハ追尾電報ノ名處中ニ(D)ナル指定ヲ加フヘシ

第八節 前節ノ場合ニ於テ第六節ニタル權能ヲ行フ者アルトキハ前條第九節ニ示シタル「徵收スヘシ」ノ局用記事ニ代フ

ルニ「料金徵收務」ノ局用記事ヲ以テスヘシ

第九節 本條ノ規定ハ之ヲ施行シ雖キ旨ヲ通告スル歐洲外主管廳ニ於テハ之ヲ施行スル要セス

(セ) 同文電報

目第五十六條

第一節 發信人ハ其ノ電報ヲ同一地方ニ住スル人數名若ハ同一ノ著信局配達區内ニ於テハ各地方ニ住スル人數名又ハ同一地方

ニ在ル同一人ノ數名若ハ同一ノ著信局配達區内ニ於テハ各地方ニ在ル同一人ノ數名(宛ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ發信人

ハ名處ノ前ニ有料開敷ノ算入スヘキ幾何名處又ハ(TMX)ノ指定ヲ記入スヘシ著信局名ハ一同名處ノ終ニ記スルモノトス

第二節 同文電報ノ指定ヲ記載スルトキハ其ノ名處ハ目第十二條第二節ノ規定ニ従ヒ記スヘン

第三節 同文電報ハ每料金ノ外ニ別料金ヲシテ當即一通毎ニ百語以内ハ五十「サンチーム」勝手料ス開高ノ通數ハ電報總額取扱
リ一通ヲ減シタルモノニ資シ
附取百語ヲ超過タルトキハ附料費百語每ニ五十「サンチーム」トメ百語未滿亦同シ各勝高ノ料金ハ其ノ帶幅スヘキ量數ニ據
シナ各通別々コ之ヲ算定タルモノトドク

第四節 水將第一節ニ定タル第一ノ場合ニ於テ發信人ヨリ送達紙名通ニ受信人ノ連名ヲ記ベルコトヲ請求ベルニアラサレバ
電報一通每ニ一名ノヨリ記ベルモノトベ但此ノ請求ハ名處ノ前ニ左ノ如ク記載シ且有料勘定ニ算入ス(ム)

Comuniquer toutes adresses

(ち) 電報局名ヲ報知ベム
總則

萬國電信事務ヲ取扱ハサル地方へ宛タル電報

目第五十七條

第一節 電信事務事務ヲ取扱ハサル地方ヘキ電報ハ發信人ノ依頼ニ從テ郵便又ハ別使ヲ以テ名處ノ地(送達スルコトヲ得
ケル然シトモ別使ノ部送フ請求ベルコトハ總第十九條ニ基キ電報ヲ送ルニ郵便ヨリ一通既送ナル方法ヲ附備スル旨其他ノ圖々
く陳す報知シタル國ヘ向ケテ送達ベルモノニ限ル(ム)

第二節 電信事務ノナ本地(送達スル半電報ノ名處ノ前ニハ郵便又ハ別使ナル送達方法ヲ開タル指定期記入ベルヲ要ス
別使ニ依リ配達スヘキ電報

目第五十九條

第一節 電信ロリ送達ナル方法ヲ設タル各國ニ於テ此ノ方法ヲ以テ電信局以外ヘ送達スル費用ハ受信人ヨリ收取ベルヲ通則ト
「原電」ノ指定期アル電報ヲ別使ヲ付シ配達スルコトヲ得ナルトキハ著信局ハ自第四十七條第三項ニ定ムル不送ノ事務報ニ左ノ
點綴ヘシハシム
Pensez.

.....(原電終了記号)送信スル

第二節 發信人別使、送達方法ヲ附納ベルコトヲ記ス且該信局ニ於テ此ノ收取スヘキ金額ヲ示シ得ルトキハ電報ノ名處ノ前ニ左
ノ有料指定ヲ記入スルモノ
別使料前納「フランダム」(XP...fr.)

第三節 著信人送達費用ヲ知リサルトキハ同一著信地ニ宛テ同一輸送ラ經由スル電報五分ノ料金ヲ納メ若ハ二十五「サンチーム」

ST. Paris de Bruxelles 40(該空事務局ノ番號) 5(路数) = 424(電報ノ番號) 16(ム) ヨウ以テシタル電報ノ日附

Express(三便號) R. 2,50
著信局「別使料前納郵便」又ハ(XPP)ハ指定期アルトキハ前納通常郵便ヲ以テ此ノ通知ヲ爲ベシ又發信局ニ於テ此ノ通知
ヲ受ケタルトキハ直ニ輸送スル為ベム
第五節 著信者在管國ニ於テ送達費用ヲ定ム且公告シタルトキハ此ノ費用ハ必ず之ヲ發信人ヨリ收取スヘシ此ノ場合ニ於テハ
名處ノ前ニ「別使料前納郵便」又ハ(XPP)タル有料指定ヲ記シ其ノ詳解ノ料金ヲ記スヘシ但該信局ニ於テハ別種料金額ヲ通知スル
フ裏セ
此ノ規定ハ歐洲内方法ニ於テ並頭ニ規定シタル公告ヲ爲シタル吉慶國間ニアラサンハ之ヲ適用セバ
郵便ニ依リ送達スヘキ電報

第四節 送達方法ノ指定期アルモニ總第九條ニ基シ其ノ著信局ニテ採用報告シタル方法ニ背キシトキ

(一) 著信國ノ國境内ニ於テ配達スヘキ電報ニ關シナ「著信郵便」又ハ(PR)ハ有料指定アルモノニ限リ二十五「サンチーム」

(二) 料金ヲ減シバム
(三) 著信地ノ国外ニ送達スヘキ電報ニ關シナ「郵便」有料指定アルモノハ二十一五「サンチーム」「著信郵便」又ハ(PR)ハ

有料指定アルモノハ五十「サンチーム」料金ヲ收取スム
第五節 著信局ハ左ノ場合ニ於テ郵便ヲ用フルノ權アリ

(一) 著信人(目第五十七條第一節)又ハ受信人(目第五十五條)ヨリ特ニ請求アリタルトキ
然シトモ受信人ニ於テ別使ヲ以テ電報ヲ配達セリシタキ由アリ請求シタルトキハ其ノ電報ニ「郵便」ヲ指定期アリト雖モ著

(二) 信局ハ別使ヲ用フルコトヲ得

第四節 著信局ニ於テ郵便ヨリ迅速ナル方法ノ段ケナキトキ

振ヲ爲スヘン

(一) 著信國ノ國境内ニ於テ配達スヘキ電報

第一 「郵便」留置郵便又ハ(GP)ノ指定アル電報若ハ郵便配達ニ關スル何等ノ指定ナキ電報ハ發信人又ハ受信人ヨリ料金ヲ徵收セバ通常郵便トシテ郵便ニ附スヘシ

第二 「普通郵便」又ハ(PR)ノ指定アル電報ハ前項留置郵便トシテ郵便ニ附スヘシ

(二) 著信國ノ國境外ニ再送スヘキ電報

郵便料ヲ前納シアル場合ニ於テハ時宜ニ應シテ前項通常郵便若ハ前項留置郵便トシテ郵便ニ附スヘシ郵便料ヲ前納シア

第五節 留置書狀トシテ送スヘキ電報ヲ直ニ書留ニスルコト能ハサルトキハ郵便出發ノ時機ヲ失ハサランカ爲メニ先フ

(一) 留置電報

目第六十條

第一節 號標電報ハ同盟諸國ノ海岸ニ建設シタル號標燈ヲ被介トシケ海上ニアル船艦ト送受スル電報ヲ云フ

第二節 號標電報ハ之ヲ取扱フ號標燈ノ股アル國ノ國籍者ハ萬國通用符號ヲ以テ記載スヘル

第三節 海上ノ船艦ノ電報名處ニハ通常指定ノ外ニ其ノ國名及船名若ハ公定番號ヲモ示スヘン

第四節 海上ノ船艦ヨリ官報ノ號標電報ヲ傳送スルトキハ特別ナル指令微章ヲ以テ官印ニ代用シ且ツ其ノ船名ヲモ送ル

第五節 海上ノ船艦ヨリ發送スル號標電報ハ其ノ類表中ニ「號標」ナル局用記事ヲ記入スヘシ海上ノ船艦ニ宛タルモノニハ類表

中ニ之ヲ記入セサルモノトス

第六節 號標臺ヲ媒介トシテ海上ノ船艦ト送受スル電報ノ料金ハ一通ニ付「フラン」ト定メ此ノ料金ノ外ニ電氣通信ニ係ル制

ハ類表中ニ左ノ如ク表示シ受信人ヨリ之ヲ納メシム(目第二十九條第一節)

Paravoir...
...徵收スヘル

目第六十一條

第七節 海上ノ船艦ヨリ號標スル電報ハ其ノ船艦ノ請求アルトキハ萬國通用符號ヲ以テ之ヲ其ノ名處ニ傳送スルモノトス

目第六十二條

前項請求ナキトキハ號標臺ノ更良ニ其ノ電報ヲ普通語ニ譯シ之ヲ其ノ名處ニ傳送スヘシ

第三節 海上ノ船艦ニ號標スル電報ニ發信人ハ號標臺ニ於テ船艦ニ電報ノ配達リ試ムヘキ日數ヲ定ムコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ發信人ハ名處ノ前ニ「幾日」レ指定期限ノ前項ノ日數ヲ示スヘシ但此ノ日數中ニハ電報預信ノ日ヲ包含ス

第四節 號標電報ヲ完タル船艦カ發信人ノ指定期限内ニ入港セサルトキ又ハ發信人ニ於テ日數ヲ定ムコトヲ得

九日ノ朝ニ於テ號標臺ヨリ專務報ヲ以テ其ノ旨ヲ發信人ニ通知スヘン

發信人ハ號標臺究ノ課金事務報又ハ郵便フ以テ更ニ三十日間該電報ヲ保留セラレンコトヲ請求スルノ權アリ其ノ日限ニ至レ

ハ該人ハ號標臺究ノ課金事務報又ハ郵便フ以テ更ニ三十日ノ終ニ至テ其ノ電報ヲ沒収トスヘシ(依託ノ日ハ算入セス)

(四) 機制

目第六十三條

前項請求ナキトキハ號標臺ニ方リテハ至急電報返信料前納照收電報、受信報知、追尼電報、同文電報及電信線路ノナキ地ヘ

送達スヘキ電報ニ付キ公衆ノ爲ニ號標臺ノ便利ノ方法ヲ併用スルコトアルヘシ然レトモ目第十二條及目第五十四條第一節ニ號標

第十條

新開電報

目第六十五條

第一節 新開電報ハ其ノ本文ニ新聞紙ニ掲載スヘキ政治商業等ニ關スル報道及新聞本項ヲ盡職シタル電報ヲ云フ

第二節 同國各國間ニ往復スル新開電報ニ適用スヘキ首尾料及中継料ハ五割ヲ輕減スヘン

第三節 通常路線ノ最も最低料金ヲ徵收スル主幹路(目第二十三條第一節)ハ新開電報ニ就キモ亦同一ノ最低料金ヲ徵收スヘシ

第四節 新開電報ニ徵收料金ヲ件サル諸國ハ通常電報ノ中継料ト同一ノ料金ヲ課シ通常ノ方法ニ依リ新聞電報ヲ發送スルワ

第五節 新開電報ハ其ノ傳送フ時シタル時間内ニアラサレハ之ヲ額倍スルコトヲ得ベ

第六節 新開電報ハ其ノ傳信ノ際新聞電報發送券ヲ提出スルニアラサレハ之ヲ受取ケヌ新聞電報發送券ハ之ヲ使用スル國ノ主

管轄ニ於テ調査シ而レテ認可ヲ得タル新聞社定時刊行物發行所若ハ通信社ノ通信員ニ之ヲ交付スルモノトス然レトモ發信地主管課ニ於テ他ノ機関方法ヲ定ムルトキハ必ムレモ新聞電報發送券ヲ提出スルヲ要セバ新聞社及通信社ニ減額料金ヲ以テ新聞電報ヲ受クルコトヲ許可スルハ著信地主管課ニ於テ之ヲ爲スヘシ該課ハ其ノ必要ト認ムル證明書類ハ相手取扱いノ規定スル諸般ノ條件ヲ遵守スヘキコトヲ契約スル新聞社長定時刊行物發行所若ハ通信社長ノ該面ヲ要求スルノ趣制ヲ有ス

第七節 新聞電報ノ受信人名義ハ新聞電報發送券ニ記載シアル新聞社定時刊行物發行所及新聞社名義ヲ他ノ階主管課ニ送付スヘシ此ノ機制ヲ行使スル主管課ハ認可シタル通信社定時刊行物發行所若ハ通信社ニ限ルモノナルヲ以テ新聞電報ハ其ス該新聞社定時刊行物發行所若ハ通信社ニ宛ルヲ要シ該新聞社定時刊行物發行所若ハ通信社ニ限ルモノナルヲ以テ新聞電報ハ其ス該新聞社定時刊行物發行所若ハ通信社ニ宛ルヲ要シ該新聞社定時刊行物發行所若ハ通信社ノ社員ニ統テ之ヲ發送スルコトヲ得バ

規則ニ違反シタルコトヲ認メタルトキハ新聞電報發送券ヲ返戻セシムルコトヲ得

時該發信名義ヲ新聞電報發送券ニ記載シアルトキハ其ノ名義ヲ使用スルコトヲ得

目録六十六條

第一節 新聞電報ハ發信國若ハ著信國ノ普通語ヲ以テ記載スルモノトス同一電報中ニ是等ノ國語ヲ混用スルコトヲ得

新聞電報ニハ私用通信ノ性質ヲ有スル廣告文又ハ通信文若ハ他人ヨリ料金ヲ納メテ記入スル廣告文又ハ通信文ハ一切之ヲ書

體スルコトヲ得ス

株式取引所及市場ノ相場ハ減額料金ヲ以テ新聞電報中ニ記載スルコトヲ得發信局ニ於テ經理アルトキハ電報中ニ其額セル數

字ノ癡集ハ確カニ取引所ノ相場ヲ表ハスヤ否ク發信人ニ就キ率間スルヲ要ス發信人ハ之ヲ證明スルノ義務アルモノトス

第二節 第一節ニ規定シタル條件ヲ具備セサル電報ヲ新聞電報トシテ差出シタルトキハ之ニ通常料金ヲ課スヘシ

新聞電報ヲ受取リタル新聞社ノ新聞紙ニ登載スル目的トセサル總テノ新聞電報ニモ亦通常料金ヲ課ス其ノ電報ハ左

ノ如シ

(1) 新聞電報ヲ受取リタル新聞社ノ新聞紙ニ登載セサル電報(十分ナル説明ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラス)又ハ新聞電報ヲ

受取リタル新聞社カ其ノ新聞紙ニ登載スル以前ニ一私人又ハ俱樂部、咖啡店、旅館、株式取引所等ノ如キ消費物ニ通知シタル電報

(2) 新聞電報ヲ受取リタル新聞社ニ於テ其ノ新聞紙ニ登載スル以前ニ他社ノ新聞紙ニ登載セシムル爲ミニ他社へ販賣、頒布又ハ通知シタル電報

(3) 新聞電報ニ記載シタル新聞社ニ登載せサルモノ(十分ナル説明ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラス)又ハ新聞紙ニ登載スル以前ニ第三者ニ通知シタル電報

前記三項ニ規定シタル場合ニ於テハ受信人ヨリ端尾料金ヲ徵収シエラバ著信局ノ所得トス

目録六十七條

第一節 新聞電報ヲ記載シタルモノハ(乙)ナム符號ヲ傳送ス料金計算書中ニも亦此ノ符號ヲ以テ新聞電報ヲ表示ス

又新聞電報ノ名義ノ前記ハ「新聞」ナル指定ヲ記シテ有料冊數中に算入シテ傳送スルモノトス

特別ノ約定アル場合ヲ除クノ外新聞電報ハ午後六時ヨリ翌朝九時マテノ間ニ限リ通常私報ト共ニ依託若ハ受信ノ順序ニ從ナ

之ニ起因スル事務内ニ委附課金シタル新聞電報ニシテ午前九時マテニ傳送スルコト能ハサルモノハ九時以後ト雖モ上記ノ傳

送スル事務内ニ傳送ス

第二節 新聞電報ハ其ノ配達上私報ト同一取扱フ爲バ

第三節 国際六十五條同第六十六條及本條ニ規定ナキモノニ關シテハ新聞電報ハ細目規則及各主管課間ニ締結シタル特別條約ノ規定ニ従ルコトバ

第四節 新聞電報ニ關スル諸規定ハ歐洲内方法ニアラサレハ之ヲ適用セバ

新聞電報ニ關スル規定ハ新聞電報發送券ニ關スル規定(目第六十五條第四節)ノ外之ヲ施行シ趣旨旨ヲ通告スル主管課ニ於

テハ之ヲ施行スルヲ要セバ

歐洲已ノ海運業者ニ於テ非常ニ多量ノ歐洲外電報ヲ傳送スル諸主管課ハ新聞電報ニ關スル規定中傳送ニ關スルモノヲ規定ス

ルコトバ

第十五編

電報通情

目録六十八條

第一項 條款總經

第一節 同盟各國ノ主管課ハ費用ノ多少ニ處レ特種ヲ加設シ又ハ在來ノ報價ヲ用ロテ萬國電話ノ通信ヲ爲スコトヲ得

第二節 萬國電報通情ノ交換ニ供スル回線ハ其ノ通信ノ狀況ヲ酌量シテ通話ニ差支ナキ様之ヲ設備スヘシ萬國電路回線ハ有告

ナル影響特ニ近傍ノ電力充満ニ起因スル有害ナル影響ヲ防止スル様可及的之カ施設ヲ爲スヘシ

第三節 通情通信ノ爲メニ特種シタル回線ハ開通各主管課ノ協議ニ係ル反對ノ決定アルニアラサレハ之ヲ電話通信ノ開通ニ兼用スヘ

第十四節 萬國電報通情ノ爲メニ特種シタル回線ハ開通各主管課ノ承諾アルニアラサレハ之ヲ電報通信ノ開通ニ兼用スヘ

リ得ス但シ其の費用スル場合ト雖モ之ヲ爲スルシテ萬國通話ヲ妨害スヘカラス萬國通話ハ如何ナル場合ニ於テ最も優先權ヲ有ス

明治三十七年六月 告示 議院省令三百十六號 洋國電報規約附屬細目規則

ルモノトバ

第六節 内國電話線ノ萬國電話ノ通信ニ供用スルトキハ萬國電話ハ内國電話ニ先チテ之ヲ行フモノトス

第七節 萬國電話線ハ細目規則第三條第二節及第三節ノ規定ニ從ヒ之ヲ試験スヘン

第八節 直通ノ各電話中央局御子萬國電話回線ノ端末局ハ毎日開局ノ時刻又ハ協議ノ上決定スル時刻ニ於テ呼出及通話ノ方法ニ依リ通話ノ状況ヲ試験シ其ノ結果ヲ記録スヘン

第二項 動務時間、開局時間

第一節 主管廳ハ各其ノ局ノ動務口時ヲ決定スヘン

第二節 各電話局ハ開局時間前ニ請求アリタル通話ヲ終了セシメタル後ニアラサレハ閉局スルコトヲ得ス

第三節 直通ノ各局ハ必要ノ都度互ニ時刻ノ齊一ヲ確メ且局ノ時刻ト標準時刻トノ差一分時ヲ超過セシムヘカラズ

通話ノ請求ハ成ルヘタ加入者相互ノ番號ヲ以テ之ヲ指示スヘン

第四項 常用通話

第一節 常用通話トハ電信ノ官報ヲ發送スルノ機能アル官吏ノ請求ニ係ル通話ヲ云フ常用通話ハ之ニ關シテ主管廳カ特別ノ約定ヲ締結シタル諸國間ニアラサレハ之ヲ交換スルコトヲ得ス

第二節 常用通話ハ他ノ總チノ通話ニ對シテ優先權ヲ有シ且其ノ時間ニ制限アラス又該通話ヲ始ムルトキハ (Communications of State)「常用通話」ノ語ヲ以テ之ヲ通知スヘン

第三節 常用通話ノ請求人ハ當該局所ノ請求アルトキハ其ノ氏名及官名ヲ陳述スヘン

第四項 事務用通話

萬國電話事務又ハ萬國電信事務(目第十六條第十一節)ニ關スル通話ハ此ノ通話ヲ爲スコトヲ許サレタル時主管廳ノ更良期ニ於テ萬國電話線ニ依リ無料ニテ之ヲ交換スルコトヲ得

前項ノ機能ヲ行使セントスル更良ハ互ニ其ノ氏名及官名ヲ通知スヘン

無料通話ヲ始ムルトキハ先ツ一局所ヨリ他ノ局所ニ(Service)「事務用」ノ語ヲ以テ之ヲ通知スヘン

必要ノ場合ニ於テハ電話事務執行ニ關スル通話ノ爲メ電信線ヲ使用スルコトアルベシ

第六項 料金率適用法通話時間

第一節 料金ノ徵收上及通話ノ繼續上三分時ノ時間ヲ以テ通話ノ單位トス

第二節 加入者相互間ノ通話ニ關シテハ呼出電話所ト被呼電話所トノ間ノ通話ニ被呼電話所答フ爲シタル時ヨリ料金ヲ課ス

(シ) 第三節 公衆電話所ヨリ加入者電話所ハ爲サン・スル通話ニ關スル特別ノ規定ヲ除クノ外何等ノ通話ト雖モ一通話時ニ二倍ワ

超過スルコトヲ得ス但他ニ通話ヲ請求スル者アラサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七項 料金率料金徵收

第二節 料金ハ一通話ニ付之ヲ定ム

第三節 料金ハ皆尾料及時宜ニ依リ中継料ヨリ成ル

第四節 前三節ノ場合ニ於テハ被呼加入者電話所ニ出アタル者ノ何人タルノ間ハス料金ヲ課スルモノトス

第五節 公衆電話所又ハ加入者電話所ヨリ公衆電話所ハ爲サン・スル通話ニ關シテハ相互ノ間ノ通話開ケ被呼公衆電話所ヲ被呼者ノ使用ニ供シタル時ヨリ料金ヲ課スヘシ

第六節 各電話所ノ呼出ニ要スル時間ハ其間ハ一分時夜間ハ三分時ヲ通則トシ之ヲ料金ノ計算中ニ算入セス

第七節 常用通話(第四項第一節)及六分時以上ノ特約通話ニ關スル特別ノ規定ヲ除クノ外何等ノ通話ト雖モ一通話時ニ二倍ワ

超過スルコトヲ得ス但他ニ通話ヲ請求スル者アラサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八項 料金率料金徵收

第二節 夜間定期通話ハ特約ヲ以テ之ヲ計スコトアルヘシ夜間定期通話ハ加入者若ハ其ノ造幣物ノ專用ニ限ル

第三節 首尾料ノ制定上國土ヲ區劃スルコトヲ得每區ノ料金ハ均一タルヘシ國境ニ近キ各地方間ニ交換スル通話ニ關シテハ與

捷國際三於テ特別ノ減額料金ヲ協定スルコトヲ得

第四節 夜間交換ノ通話ニ關シテハ其ノ料金ヲ輕減スルコトヲ得

第五節 料金ハ一通話毎ニ之ヲ徵收シ加入者電話所ヨリ通話ヲ請求シタルトキハ其ノ料金ヲ輕減スルコトヲ得

第六節 料金ハ一通話毎ニ之ヲ徵收シ加入者電話所ヨリ通話ヲ請求シタルトキハ其ノ料金ヲ輕減スルコトヲ得

第七節 料金ハ一通話毎ニ之ヲ徵收シ加入者電話所ヨリ通話ヲ請求シタルトキハ其ノ料金ヲ輕減スルコトヲ得

第八節 特約ハ何日ニテモ之ヲヨリ起算スルモノトス又最初ノ一周トキハ成ルヘタ同夜中更ニ之ト同一ノ相應時間ヲ以テ之ヲ計スヘシ

第九節 特約通話ノ最短時間ハ二通話時トス之ニ超過スル通話ハ各主管廳協議ノ上認許スルコトアルベシ

第十節 特約ハ何日ニテモ之ヲヨリ起算スルモノトス又最初ノ一周トキハ成ルヘタ同夜中更ニ之ト同一ノ相應時間ヲ以テ之ヲ計スヘシ

第十一節 他ノ兩人間ニテ通話ヲ爲シ居ル場合ヲ除クノ外特約者ニ付ス但特約者ヨリ既ニ通話終了ノ符號ヲ送リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二節 通話定期限ノ終リニ至レハ其ノ通話ヲ絶ツセノトス但特約者ニ與フヘシ

第十三節 三十分ノ一ヲ特約者ニ還付ス

第十四節 特約ハ契約書又ハ約定書ヲ以テ之ヲ爲ス契約書又ハ約定書ハ料金ヲ徵收スヘキ主管廳ニ於テ之ヲ調製シテ其ノ捺木ヲ

關係各主幹線ニ送付スルモノトス

第九項 亂愁私用電話

亂愁私用電話ハ他ノ私用電話ニ對シテ優先權ヲ有スルモノトシ他ノ私用電話ノ料金ノ三倍ヲ納メシタゞラ計費スルモトヲ得包一通話ニ付通算私用電話料金ノ三倍ヨリ少ナキ料金ヲ割定スルコトヲ得内國電話路上ニ至る私用電話ヲ料金ヲ割定スルコトヲ得

第十項 加入者及公衆電話所名簿

第一節 各主幹線ハ電報網ヲ以テ通報スルヨリ得ヘリ固ノ總額及公衆電話所ノ加入者ニ通知スヘン

第二節 各主幹線ハ自通ト電話通信ヲ爲ス國ノ主幹線ニ接続ト通報スル總額所屬ノ加入者及公衆電話所名簿部ヲ無料ニテ送付スヘン

第三節 各主幹線ハ加入者名簿ヲ公衆ニ販賣スル時ヨニ必要ナル方法ヲ定ムヘン

第四節 第十一項 通報開頭及前略切斷

第五節 電報通信ハ左ノ順序ニ従テ交換スルモノトス

一 開加入者電話所間

二 開公衆電話所間

三 加入者電話所及公衆電話所間

第四節 電報通信ハ左ノ順序ニ従テ交換スルモノトス

一 開用電話(第四項第一節)

二 開公衆電話所間

三 加入者電話所及公衆電話所間

四 電報通信

五 電報通信

第六節 同等ノ通報ハ請求ノ順次ニ従ヒ且交換ニ之ヲ爲サント時宜ニ依リ特約通報ラシケ成ルヘク契約書ニ定ムル時刻ニ於テ

爲サントヘキ時比ノ請求ノ間ニ介レナセリハサシム

第七節 電報通信ハ常用總路ニ依リカツハサシムトヨリ常用總路ニ通話継続スルカ又ハ其ノ不適ノ場合ニ於テハ成ルヘク料金同様

總務課ニ依リカツハサシムヘン

第八節 中央局呼出ニ起セサルトキハ呼出電話所ハ一分時ノ終ニ於テ他ノ回線ニ依リ又ハ他ノ回線アラサルトキハ電信ニ依

ル六回 選機ノ請求ハ開設電話局ニ於テ之ヲ反映スヘン

第九節 同等ノ通報ハ請求ノ順次ニ従ヒ且交換ニ之ヲ爲サント時宜ニ依リ特約通報ラシケ成ルヘク契約書ニ定ムル時刻ニ於テ

爲サントヘキ時比ノ請求ノ間ニ介レナセリハサシム

第十節 電報通信ハ常用總路ニ依リカツハサシムトヨリ常用總路ニ通話継続スルカ又ハ其ノ不適ノ場合ニ於テハ成ルヘク料金同様

總務課ニ依リカツハサシムヘン

第十一節 同等ノ通報ハ請求ノ順次ニ従ヒ且交換ニ之ヲ爲サント時宜ニ依リ特約通報ラシケ成ルヘク契約書ニ定ムル時刻ニ於テ

爲サントヘキ時比ノ請求ノ間ニ介レナセリハサシム

第十二節 電報通信ハ常用總路ニ依リカツハサシムトヨリ常用總路ニ通話継続スルカ又ハ其ノ不適ノ場合ニ於テハ成ルヘク料金同様

總務課ニ依リカツハサシムヘン

第十三項 賃金還付

第十四項 文書保存

萬國電話通信ニ關スル各種ノ賃金ハ其ノ日附ノ翌月一日ヨリ少クトモ六箇月間保存スルモノトス

第十五項 賃金還付

第十六項 賃金還付

第十七項 賃金還付

第十八項 賃金還付

第十九項 賃金還付

第二十項 賃金還付

第二十一項 賃金還付

第二十二項 賃金還付

第二十三項 賃金還付

第二十四項 賃金還付

第二十五項 賃金還付

第二十六項 賃金還付

第二十七項 賃金還付

第二十八項 賃金還付

第二十九項 賃金還付

第三十項 賃金還付

第三十一項 賃金還付

第三十二項 賃金還付

第三十三項 賃金還付

第三十四項 賃金還付

第三十五項 賃金還付

第三十六項 賃金還付

第三十七項 賃金還付

第三十八項 賃金還付

第三十九項 賃金還付

第四十項 賃金還付

第四十一項 賃金還付

第四十二項 賃金還付

第四十三項 賃金還付

第四十四項 賃金還付

第四十五項 賃金還付

第四十六項 賃金還付

第四十七項 賃金還付

電報ノ原發及之ニ關係スル書類ハ各電信主管課ニ於テ電報類價ノ翌月ヨリ少クトモ八箇月間之ヲ保存シ祕密ノ漏洩セサル様十分注意スヘン

四百七十條

第一節 電報ノ原發及ハ漏洩ハ發信人又ハ受信人ニ於テ其ノ本ハタルコトク證明スルカ又ハ其ノ委任ヲ受タル代理人ニアラ

サレハ之ヲ開示セシムコトヲ得ス

第二節 電報ノ時間ニ關シテ漏洩アルトキハ發信地中央局ノ記録スル所ニ從フヘン

第三節 電報ノ規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第四節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第五節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第六節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第七節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第八節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第九節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第十節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第十一節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第十二節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第十三節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第十四節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第十五節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第十六節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第十七節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第十八節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第十九節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第二十節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第二十一節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第二十二節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第二十三節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第二十四節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第二十五節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第二十六節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第二十七節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第二十八節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第二十九節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第三十節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第三十一節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第三十二節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第三十三節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第三十四節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第三十五節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第三十六節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第三十七節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第三十八節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第三十九節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第四十節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第四十一節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第四十二節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第四十三節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第四十四節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第四十五節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第四十六節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第四十七節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第四十八節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第四十九節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第五十節 電報の規定ニシテ木綿ノ規定ニ抵觸セス且木綿ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通信ニモ亦之ヲ適用ス

第二節 發信人受信人又ハ其ノ委任ヲ受ケタル代理人ハ原信又ハ送達紙ノ文書ニ相應ナ半電信局ノ龍印アル體寫ノ請求スルノ右ノ期間ヲ過クレハ消滅スルモノトス

第三節 水陸ニ依リ交付スル體寫ハ百語ヲ超過セサルトキハ一通ニ付五十「サンチーメ」手數料ヲ課シ百語ヲ超過シタルトキハ百語迄每ニ五十「サンチーメ」増課ス

第四節 發信人受信人又ハ其ノ委任ヲ受ケタル代理人ヨリ請求スル電報ハ之ヲ抱棄スルニ必要ナル事項ヲ詳細ニ申告セサレハ各電信主管局ニ於テ右電報ノ原書及體寫ヲ閲覽セシム又ハ其ノ體寫ヲ交付スルノ義務ナキモノトス

第十七條 料金還付

目第71條

第一節 左ノ料金ハ還付ノ請求又ハ事務取扱方に關スル申告ニ依リ之ヲ其ノ納付者ニ還付ス

(イ) 電信事務上ノ事故ニ因リ名處ニ送セサリシ電報ノ全料金

(ロ) 電路不通ニ因リ傳達中停止シタル一切ノ電報ニシテ發信人ヨリ此ノ事故ノ爲メ取消ヲ請求シタルモノノ全料金

(ハ) 電信事務上ノ過失ニ因リ郵便ヨリ遅延レテ到着スルカ又ハ左ノ期間ヲ過キア到着シタル電報ノ全料金

一、歐洲内ニ於テ境界相接スル兩國間又ハ直通線ヲ以テ通聯スル兩國間ニ往復スル電報ニ關シテハ十二時間

二、其ノ他ノ歐洲内諸國(亞耳日里、突尼斯、甲加索羅西亞及亞細亞土耳其包含ス)中ノ兩國間又ハ歐洲外ニ於テ境界相接

三、其ノ他ノ場合ニ於テハ二十四時間ノ三倍

閉局中ノ時間ヲ過延ノ原因タルトキハ、其ノ時間及別使送達ノ時間ハ前項ノ期間内ニ算入セス

官報及至急電報ニ關シテハ第二號及第三號ニ掲ケタル期間ヲ半減スルモノトス

(ニ) 以テ校正セサリシモノ、全料金

(ホ) 特別ノ取扱ヲ爲サリシトキ其ノ取扱ニ對スル附加料金

電信事務上ニ誤認アルノ故ヲ以テ誤シタル電信課金事務報又ハ郵便課金事務報ノ全料金

(タ) 返信新前納電報ノ受信人返信證券ヲ使用スル時得サルカ又ハ之ヲ拒絶シテ其ノ施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ之ヲ其ノ交付

(シ) シタル電信局(返還スルカ若ハ該局ニ保存シアルトキハ其ノ返信ニ對シ納メタル全料金

電信線路不通ノ爲メ郵便又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ電報ヲ著信地(送達シタルトキ共ノ經過セサリシ電信線路ニ於ケル料

金但し其ノ送達方法ヲ以テ電信線路ニ代ヘタルカ爲メニ支出シタル費用ハ還付スヘキ料金ヨリ控除スヘシ

(リ) 電報ヲ傳送スルノ際脱漏シタル體辭ニシテ課金事務報ヲ以テ其ノ誤認ヲ訂正セサリシモノノ料金但該料金額カ一「フワ

ン以上ノ場合ニ限ル

(ヌ) 電報ノ反覆ニシテ最初ノ傳達ニ符合セサルトキハ誤認ノ趣アル字句ノ反覆ヲ請求スル課金事務報及之ニ關スル返信ニ對

シ納メタル料金但原信中ニ正シク傳達シタル體辭ト誤送シタル體辭トアルトキハ反覆ヲ請求シタル事務報及其ノ返信中最

初正シク傳達シタル體辭ノミニ關スル料金ハ之ヲ還付ナス

(ヌ) フルトキハ其ノ正シク傳達シタル體辭ノ料金ヲ還付スルヲ要ズ

(ル) 還信證券面ノ金額ト此ノ證券ヲ以テ料金ニ充ナタル電報ノ料金額トノ差額一「フラン」以上ナルトキハ其ノ差額(目第五

十條第二節)

(ヌ) 還比得接觸結果電信條約第七條及第八條ノ規程ニ據り傳達ヲ停止シタル電報ノ料金

(オ) 取扱シタル電報ノ料金中還付スヘキセ(目第四十四條第二節及第三節)

第二節 同文電報中其ノ一部ノ料金ヲ還付スル場合ニ於テハ授收シタル料金全額ヲ體寫ノ數ニテ除シ其ノ商ヲ以テ體寫一通ニ

對スル料金ト定ムヘン此ノ場合ニ於テハ本電報モ亦體寫一通シテ計算スヘシ

第三節 水陸第一節(「うは」(ち)及(リ)各項ニ定メタル場合ニ於テハ不電報、取消電報又ハ遅延若ハ誤認脫漏アリシ電報ニ限

リ還付規定ヲ適用スルモノトス其ノ使用セサル附加料金モ亦同シ但原電報ノ不遅延若ハ誤認脫漏ニ因リ更ニ誤シタル電報

又ハ無用トナリタル電報ニハ之ヲ適用セス

第四節 課金事務報ヲ以テ電信事務報上ノ誤認ヲ訂正シタルトキハ其ノ事務報ノ料金ノミヲ還付シニ關係アル原信ノ料金ヲ還

付セバ

第五節 課金事務報ノ方法(目第十七條)ニ依リ局ヨリ局ニ直接セス發信人及受信人ノ間に於テ直接交送シタル校正報ニ關シテ

ハ其ノ料金ヲ還付セス

第六節 料金還付ノ體寫ヲ直ハサル同國外主管局ノ線路ヲ經過スル電報ニハ本條ノ規定ヲ適用セス

然レトモ還付ヲ受クヘキ精利ノ確定シタルトキハ傳達ニ追加シタル同國各主管局ハ其ノ料金ノ所得分ヲ拋棄スヘシ

第一節 料金還付ニ關スル總テノ請求ハ電報依託ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ爲スヘシ此ノ期間ヲ過クルトキハ請求ノ精利ヲ失

フモノトス

第二節 此ノ請求ハ必ス左ノ體寫書類ヲ添テ發信地ノ主管局ニ申立ツヘシ

通延又ハ不達ニ關シテハ轉信局又ハ受信人ノ證明書
譲り文ハ成るニ關シテハ轉信局又ハ受信人ノ證明書

地ノ主管廳ニ申立シテヘキヤフ決定スヘシ

第三節 料金還付ノ請求アリタルトキハ歐洲内方法ノ電報ニ付テハ五十「サンナーム」歐洲外方法ノ電報ニ付ナハニ「フラン」ノ

手續料ヲ其ノ請求者ヨリ徵收スルコトヲ得

第四節 關係ノ各主管廳ニ於テ請求ヲ至當ト認メタルトキハ徵收シタル手續料ト還付スヘキ電報料金トツク發信地ノ主管廳ヨリ

請求者ニ還付スヘシ

第五節 發信人電報ヲ依託シタル國ニ在ラサルトキハ他國ノ電信主管廳ヲ經テ其ノ請求ヲ發信地ノ主管廳ニ爲スコトヲ得ヘシ

然レトキハ之ヲ取次キタルトキハ時宜ニ依リ其ノ料金ノ還付方ヲ擔當スルコトアルヘン

第六節 主管廳ヨリ主管廳ニ照會スル料金還付ノ請求ニハ其ノ關係若類ノ原資正寫又ハ摘要ヲ添ヘテ回送スヘシ而シテ是等ノ文書者シ傳記又ハ各關係ノ主管廳ニ於テ了解シ得ヘキ國語ニカ記載シアラサレハ之ヲ主管廳ヨリ主管廳ニ回送セス

第七節 此ノ請求ハ料金ヲ還付スルヲ得ヘキ事實ニ基クニアラサレハ之ヲ主管廳ヨリ之ヲ回送セス

然レトモ重大ナル反則アルカ若ハ再三反則アリタルトキハ專務上ノ利益ノ爲メニ特ニ主管廳ヨリ之カ調査ヲ請求スルコトヲ得

第八節 前項還付ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ自驅ノ借高ニ記入スルコトヲ承認シ又ハ郵便爲替ヲ以テ其ノ還付ス

發行シタル地ノ主管廳ハ中間半主管廳ヲ總テ其ノ金額ヲ自驅ノ借高ニ記入スルコトヲ得

ハ年金額ヲ直接ニ總務地ノ主管廳又ハ發信局ニ還付シテ之ヲ還付スルコトヲ得ベシ

自第七十三條

第一節 不達電報ニ關シテハ其ノ取扱ノ機関相違ニ因リ受信人ニ還付スルコトヲ幼ケタル機関ノ主管廳ニナ其ノ料金ヲ負担

然レトモ電報ノ紛失ニシテ其ノ係送中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル 線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前項還付料金ハ差引

計算ニ依テ之ヲ還付シタル又ハ委領スヘキ主管廳ニ於テ還付スルモノトス

第二節 不達ノ故リ以テ申立タル料金還付ノ請求ヲ相應スルトキハ受領者或ハ著信地主管廳ノ證明書ヲ以テ其ノ還付ス

既ニ遡シタルコトヲ確證スルヲ要ス

第三節 還通ノ場合ニ於テ還付スヘキ料金ノ金額ハ各項還付機関シタルトキハ其ノ時間ニ應シ之ヲ分擔スヘシ

第四節 電報ニ關するアリナ其ノ料金ヲ還付スヘキ場合は於テハ發信地主管廳ニ於テ其ノ電報ノ用紙ヲ缺クニ至ラシタル誤謬ヲ納シスヘシ而シテ其ノ糾誤ノ割合ハ關係各局ノ間にニテ釐成シタル誤謬ノ多寡ニ従ロ之ヲ計算ス但其ノ誤謬割合ヲ

一誤謬ト爲スヘシ

第五節 還通ノ場合ニ於テ還付スヘキ料金ヲ兩局間ニ電報ノ紛失ニ係連絡シタルトキハ其ノ料金ヲ兩局間ニ電報ノ紛失ニ係連

第六節 特別ノ取扱ヲ爲サルトキハ其ノ取扱ニ充用スヘキ附加料金ノ還付ハ其ノ取扱ヲ爲サリシ主管廳ノ還付トス

第七節 諸種財物ノ還送ハ左ノ事項を依リ其ノ責任ヲ定メ

(一) 目録三十九條ニ定ムタル機械ヲ起リタルトキハ兩局間ニ電報ノ紛失ニ係連絡シタルトキハ其ノ料金ヲ兩局間ニ電報ノ紛失ニ係連

第七節 特別ノ取扱ヲ爲サルトキハ其ノ取扱ニ充用スヘキ附加料金ノ還付ハ其ノ取扱ヲ爲サリシ主管廳ノ還付トス

(二) 諸種財物ヲ送致シ來ル本文ト局用反覆トノ間に相違アルモ之ヲ訂正セサルトキ各種ノ機械ニ於テハ訂正

ノ價額シタル本文ト局用反覆又ハ受信機器ノ賃料トノ間に相違アルモ之ヲ訂正セサルトキ及並ノ他ノ場合ニ於テハ送信局

ノ責任トス

第八節 諸種財物ノ還送又ハ不足ナルカ爲シ關係各局ノ過失ニ任スヘキ局ヲ指定シ難キトキハ其ノ還送ヲ有セサル主管廳ヨリ

料金ヲ負担スヘシ

然レトモ前項相違使用スル總路ニ於タル傳送ニ關シ還付又ハ關係各局ノ過失ハ兩局中孰ノ局ノ費ニ歸スヘキヤノ據據アラサル

トキハ該兩局ニ總務スル同主管廳ニ於テ各其ノ還付スヘキ金額ノ半額ヲ還擔スヘシ

第九節 目録七十條第一節ニ定ムタル期間内ニ料金還付ノ請求ヲ受け其ノ請求ヲ回送セシニ日第六十九條文書保存ノ期間内ニ

ニ於テノ結果ノ通知ナキトキハ其ノ請求ヲ受理シタル主管廳ニ於テハ其ノ請求ヲ受取シテ之ヲ還擔スヘシ

第十節 欧洲外ノ方法ヲ用フル通信ニ關シテハ其ノ電報ヲ傳送シタル線路ノ各關係主管廳又ハ各私立電信會社ニ於テ各自ノ所

得ヲ拵シ其ノ料金ヲ負担スヘシ

第十一節 期第十七條及第八條ニ基準電報ヲ停止シタルトキハ其ノ料金ノ還付ハ之ヲ停止シタル主管廳ノ負擔トス該廳ハ請求ヲ待

タス還付ノ手續ヲ爲スヘシ

目第七十五條

第一節 萬國計算ニハ「法ヲ以テ貨幣ノ本位ト定ム

第二節 各國ヨリ隣國へ傳送シタル電報ニ付テハ其ノ國境ヨリ配達地ニ至ルマナノ料金ヲ計算シ其ノ金額ヲ隣國ノ收入計算中ニ組込みシ銀或ル銀路ニ於ケル官報ノ輕減料金ハ之ヲ輕減セシテ算入ス該輕減料金ニ關シテハ關係各主管廳間ニ於テ直接ニ之ヲ整理スヘシ

第三節 首尾料ハ首尾兩國ト中間諸國トノ間に於テ豫メ協議スルトキハ首尾兩國ノ間にテ直接ニ清算スルモ妨ケナシ

第四節 目第八十八條ハ每日傳送シタル語數ニ基シ之ヲ爲スヘシ至急電報ノ一日ハ三語トシテ計算ス

第五節 附加料金及著信局ニ於テ徵收スルコトヲ得シシテ或ル他ノ局ニ於テ徵收シタル料金ハ之ヲ計算ヨリ控除ス課金事務報及細目規則ノ規定ニ從ヒ 著信局若ハ再送局ニ於テ徵收スヘシ料金ニシテ之ヲ徵收スルコトヲ得サリシ電報ニ關シテモ亦同様

第六節 目第七十六條

第一節 附第ハ毎日傳送シタル語數ニ基シ之ヲ爲スヘシ至急電報ノ一日ハ三語トシテ計算ス

第二節 附加料金及著信局ニ於テ徵收スルコトヲ得シシテ或ル他ノ局ニ於テ徵收シタル料金ハ之ヲ計算ヨリ控除ス課金事務報及細目規則ノ規定ニ從ヒ 著信局若ハ再送局ニ於テ徵收スヘシ料金ニシテ之ヲ徵收スルコトヲ得サリシ電報ニ關シテモ亦同様

左ニ掲タルモノハ前項ノ規定ニ據ラサルモノトバ

第一節 前納迄付料トシテ徵收シタル料金

第一ノ料金ハ計算中ニ算入シテ之ヲ初發電報ノ著信地主管廳ノ所得トス

第二節 前納料金ヲ以テ發送スル返信

此ノ料金ハ之ヲ計算ニ算入ス

第三節 歐洲外ノ方法ニ於テハ尙ク照料別使送速料及海上ノ船費ヨリ著スル號標電報料モ亦之ヲ計算ニ算入ス號標電報ノ電

氣通信料ノ全額ハ其ノ日若ハ英ノ月ノ合計ヨリ控除シ著信地ニ於テ料金ヲ徵收シ得サルトキハ各其ノ所得分ヲ拋棄スルモノトス

第四節 計算ニ算入セサル料金ハ之ヲ徵收シタル主管廳ノ所得トス

第五節 歐洲内ノ方法ヲ用フル通信ニシテ料金表制定ニ若ナタル線路ニ依ラサルトキハ既ニ受領シタル中繼料ハ迂回線ニ入りタル處所ヨリ制規ノ中繼料ノ比例ニ従シテ計算シ之ヲ其ノ關係ノ主管廳ニ配算スヘシモノトス但迂回ヲ爲サシメタル主管廳

及關係ノ海底線モ亦其ノ配當ヲ受クヘシ

第六節 第四十二條第二節ニ規定スル場合ニ於テ更ニ料金高額ハ各其ノ所得分ヲ拋棄スヘシ

第七節 第二項ノ規定ニ依テ傳送スル電報ニハ「迂回」ノ指定ヲ記入シ類要ノ終時宜ニ依リ線路指定ノ次ニ之ヲ傳送スヘシ

第八節 各國間ニ分配スヘキ料金額ハ關係ノ各國間ニ定メタル料金表ニ依リ正當ニ算出シタルモノトシ既ニテ徵收シタル過不足ノ金額ハ之ヲ算入セス

第九節 發信局ヨリ通知シタル語數ヲ以テ料金收入ノ基本トス但傳送上記額アルカ爲メ發信局ト受信局ト協議ノ上其ノ語數ヲ改正セシトキハ此ノ限ニ在ラス

目第七十七條

第一節 歐洲内ノ方法ニ於テハ各主管廳ハ協議ノ上其ノ國境ヲ通過シタル電報ノ通數ニ基テ計算ヲ爲スコトヲ得ヘシ此ノ場合ニ於テハ各一通ノ電報ハ豫メ協議ノ上調製スル統計表ニ依テ得タル平均語數ノモノトシ微スヘシ

第二節 前節ニ規定スル場合ニ於テハ通常電報至急電報(至急電報)ニ算出シタルモノトシ既ニテ徵收シタル語數ヲ算入セス

第三節 電報一通ノ平均語數ヲ定ムヘキ統計表ニハ二十八日ノ二倍ノ期間即チ二月一日ヨリ同二十八日迄ニ取扱ヒタル電報ハ豫メ協議ノ上調製スル統計表ニ算出シタル語數ヲ除クヘシ

第四節 電報一通ノ平均語數ヲ定ムルニハ前節ニ規定スル期間内ニ各關係線ニ於テ交送シタル全語數ヲ除クヘシ

第五節 前節ニ掲タル平均語數ハ更ニ之ヲ改正スルマテ計算整理ノ基礎ト爲スヘシ但此ノ平均數ノ改正ハ少クトモ二箇年ヲ経過セサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第六節 直通各局ハ毎日ノ送信シタル電報ノ通數ヲ計算掛三記入且必要アル場合ニ於テハ國別ニ之ヲ記入スヘシ

第七節 月末ニ至リテ電報通數ニ平均語數ヲ乘シテ全語數ヲ得之ニ相當首尾料若ハ中繼料ノ所得分ヲ乗スヘシ他局ノ收入ニ組入ヘシ

第八節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第九節 電報通數ニ平均語數ヲ乘シテ全語數ヲ得之ニ相當首尾料若ハ中繼料ノ所得分ヲ乗スヘシ他局ノ收入ニ組入ヘシ

第十節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第十一節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第十二節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第十三節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第十四節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第十五節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第十六節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第十七節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第十八節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第十九節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第二十節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第二十一節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第二十二節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第二十三節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第二十四節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第二十五節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第二十六節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第二十七節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第二十八節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第二十九節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第三十節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第三十一節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第三十二節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第三十三節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第三十四節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第三十五節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第三十六節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第三十七節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第三十八節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第三十九節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第四十節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第四十一節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第四十二節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第四十三節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第四十四節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第四十五節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第四十六節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第四十七節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第四十八節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第四十九節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第五十節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第五十一節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第五十二節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第五十三節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第五十四節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第五十五節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第五十六節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第五十七節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第五十八節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第五十九節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第六十節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第六十一節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第六十二節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第六十三節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第六十四節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第六十五節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第六十六節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第六十七節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第六十八節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第六十九節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第七十節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第七十一節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第七十二節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第七十三節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第七十四節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第七十五節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第七十六節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第七十七節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第七十八節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第七十九節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第八十節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第八十一節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第八十二節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第八十三節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第八十四節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第八十五節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第八十六節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第八十七節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第八十八節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第八十九節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第九十節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第九十一節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第九十二節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第九十三節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第九十四節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第九十五節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第九十六節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第九十七節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第九十八節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第九十九節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第一百節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第一百零一節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第一百零二節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第一百零三節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第一百零四節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第一百零五節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第一百零六節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第一百零七節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第一百零八節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第一百零九節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第一百一十節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第一百一十一節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第一百一十二節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第一百一十三節 前節ニ掲タル平均語數ヲ除クヘシ

第一百一十四節 前節ニ掲タル

第八節 電報リ交換スル諸局ハ前日傳達シタル電報ノ通數ヲ時宜ニ依リ種別シテ毎日五ニ相通知スヘン(RP)、指定アル電報ノ通數を以テ相互通スヘン

第九節 計算上百分ノ二ヲ超過スル差異アルトキニ随リ照章ヲ行フヘシ此ノ場合ニ於テハ直ニ照章ヲ爲スモノトス
自第七十八條

第二節 相互ノ計算ハ毎月末ニ於テ之ヲ整理スヘン

第三節 違引計算ノ差額ハ金貸法ニテ之ヲ其ノ借主國ニ支拂フヘシ但國係兩主管廳ニ於テ他ノ貨幣ヲ用フヘキコトヲ約定シ
タセトキハ此ノ期ニ在リ

第四節 過金費用ハ其ノ受取ルキ主管廳ニ於テ之ヲ負担スヘン
自第七十九條

第五節 月次計算書ハ必ス其ノ月ノ翌月ヨリ起算シ三箇月内ニ之ヲ交付スヘン

第六節 計算書ノ照章承認通知及訂正六週迄トモ其ノ發送ノ日ヨリ六箇月内ニ於テヘン此ノ期間内ニ正誤ノ通知ヲ受ケサル
亦適用スヘン

第七節 關稅主管廳ニ於テ毎月開設セル計算書ノ金額合計ニ差異アリト雖モ其ノ差額ニシテ雙方差引計算ノ上一方ヨリ支拂フ
ヘキ金額ノ百分ノ二ヲ超過セサルトコトハ之ヲ中止スヘン

第八節 三箇月ノ計算書ハ其ノ末月ノ計算書ヲ交換シタル後六週間ノ期間内ニ之ヲ照章シテ清算スヘシ此ノ期間ヲ經過シタルト
キハ甲主管廳ロリ乙主管廳ニ支拂フヘキ金額ニ該期間經過フ日ヨリ一箇年百分ノ五ノ利子ヲ付スヘン此ノ計算書ハ月次計算書
ノ終至ニ拘ハリヨガシハシム

第五節 八箇月ヲ超過シタル計算書ニ關シテハ計算上ノ累計アリト惟玉之ニ抱セサルモノトス
自第十九條

各國特規
編第十七條
自第八十條
編第十七條ニ定マタリ特規施行ノ件件ハ殊ニ左ノ如シ

自第十四條
編第十四條
第一節 機器中ニ送フ同國國中ニ政府下ニ置ク萬國電務局ハ該國電信ニ關スル諸般ノ報告ヲ集メ之ヲ整理事出版シ税則並ニ細目規則ノ
改正ヲ請求スル者アハ其ノ書フ同國各本局ニ回送シ而シテ審議一政シタル改正ノ件件ヲ廣告レ且該國電信ノ利益トナルヘキ諸
項ヲ確然定シタル後行スル事ノ任ヲ受クルモノトス

此事務局ニ於テ同國各本局ヨリ支給スヘン
自第八十一條

編第十四條
萬國電信總局及相互通信
編第十四條
第一節 瑞西聯邦ノ電信主管廳ラシテ自第八十二條乃至第八十四條ニ定マタル條項ニ依リ萬國電信總局組織ノ事ニ任セシム
自第八十二條

第二節 萬國電信總局ノ共同經費ハ每年十萬フランヲ超ヨヘカラズ 但萬國電信會議ノ經費ハ此ノ額ノ外タルヘシ然レト
中國各國承諾ノ上ハ將來此ノ額ヲ増加スルコトヲ得ヘン

第三節 瑞西聯邦ニ基シ萬國電信總局ノ事務ヲ監督スル主管廳ハ其ノ經費ヲ監査シ且該國電信ノ利益トナルヘキ其
ノ年度ノ經費ヲ決算書ヲ請賜スヘン

第四節 此ノ經費ヲ分擔スル為メニ同國各國ヲ六等ニ區分シ左ノ比例ニ依リテ若干株ヲ各國ニ分賦ス
第一等 二十五株 第三等 十五株 第五等 五株
第二等 二十株 第四等 十株 第六等 三株

第五節 各各ノ定株ニ其ノ等級ノ同數ヲ乗シ其ノ積ノ和以テ全株數トナシ此ノ全株數ヲ以テ萬國電信總局經費ノ總額ヲ
除シ其ノ商ヲ以テ一株ノ金額トス
第六節 萬國電信總局ノ經費ヲ分擔セシム為メニ當年ニ記載シタル六等ニ因テ各國ヲ區別スルコト左ノ如シ

明治三十七年六月 告示

通商省第三百十六號

萬國電信總約附屬細則規則

一一五八

右規則及細則規則ハ會議ノ上東京スルヲ得ヘシ其際ニ於テハ從來參與セシ各國皆之ニ會同スルヲ得ヘン
此會議ハ定期毎ニ之ヲ開キ而シテ毎回其次回期日並ニ場所ヲ定ムモトス

總第十六條

此會議ハ同組各國ノ諸本局ヨリ派出スル理事實ヲ以テ成立スヘキモノトス
會議ニ於テハ各本局ノ理事官數名アリトモ決議ナトキハ一人ヲ以テ算ス但一政府下ノ諸局ヨリシテ各此會議ニ列セント欲スルトキハ外國實際上ノ手續ヲ經テ前回ニ其會議ヲ開クヘキ國ノ政府ノ照會シ各別ノ理事官ヲ派出セシムルトキハ此限ニアラス
右會議ニ於テ改正スル件件ト雖モ同組各政府ノ批准ヲ經タル後ニ非ラサレハ施行スヘカラス

目第八十五條

總第十五條第三項ニ括ケタル會議ハ同組各國中少クトモ十箇國ニ於テ請求スルトキハ其ノ期日ヲ早ムルコトヲ得

總第十二條

第二十二編

條約加入及不同盟國下ノ通信

總第十八條

方今此條約ニ與ラサル國ト雖モ其ノ請求ニ依リテハ之ニ加入スルコトヲ許スヘシ
右加入ハ會議ヲ開キシ國ヘ外國實際上ノ手續ヲ經テ照會スヘシ然ルトキハ該國ヨリ其ノ他諸國ヘ之ヲ報知スヘキモノトス

加入セシ上ハ當然ニ此條約ニテ定タル諸件ヲ行ヒ且衆益ヲ共ニスヘキモノトス

總第十九條

此條約ニ加入セサル兩國或ハ私立會社トノ通信ハ此條約第十三條ニ云フ所ノ規則ニ基シ愈進歩ノ通信方法ヲ以テ衆利ヲ圖リ之ヲ取扱フヘシ

目第八十六條

總第十八條ニ據リ同組ニ加入セント欲スル國ノ主導國ニシテ關係各國ニ埠シテ其ノ料金率ヲ制定スルコトヲ許マスル
トキハ之ニ對シ同組各主管廳ニ其ノ協定シタル料金ノ利益ヲ與フルヲ拒絶スルコトヲ得

總第十九條

第二節 欧羅巴外ヨリ所有スル線路ヲ以テ此ノ條約ニ加入シタル主管廳ハ其ノ線路ノ歐羅巴内外孰レノ方法ニ據ルヤツ確定レ
タス之ヲ運営スヘシ

此ノ運営ハ料金義ニ括號スルカ又ハ萬國電信總理局ヲ經テ後日之ヲ爲スヘシ

目第八十七條

第一節 一箇又ハ數箇ノ同組國內ニテ營業スル私立電信會社ニシテ萬國通信ヲ取扱フトキハ其ノ通信ニ關シテハ會社ノ線ト雖
是該國電信總ノ一部ヲ爲スモノト看做スヘシ

第二節 其ノ他ノ私立電信會社ニモ條約此ノ細則規則ノ條件ヲ遵守スヘキコトニ同意シ且其ノ營業ヲ許シタル國ヨリ其ノ旨

第五節 前條ノ第一節ニ括ケタル拒絶ノ權ハ前節ノ私立電信會社ニモ亦之ヲ適用ス

目第八十八條

第一節 此ノ條約ニ加入セサル國又ハ此ノ細則規則ノ條項ヲ遵守セサル會社ト通信ヲ開クト雖モ其ノ電報ノ經過スル線路ノ内

第三節 同組國ノ二國若ハ數箇ノ聯繫スル線路ヲ有スル會社ハ其ノ營業ヲ許セシ國ヨリ下附セル免許狀中ニ特記セル條件ニ基
ギ之ヲシテ萬國電信總約ニ細目規則ヲ遵守セシムヘシ

第四節 私立電信會社ニシテ某同組國ニ其ノ線路自已ノ海底線トヲ連接スルノ特許ヲ請求スルトキハ該國認可ノ料金額ヲ適
用シ且此ノ料金額又ハ取扱規則ヲ改正セントスルトキハ萬國電信總理局ヲ經テ之ヲ報告スルコトヲ契約スルニアラサレハ其
ノ特許ヲ受ルコトヲ得ス此ノ報告ハ目第八十四條第十節ニ掲タル期間ノ後ニアラサレハ之ヲ實行セサルモノトス但此ノ手續
ヲ履行セサル他ノ會社ト競争スル會社ニ對シテハ此ノ規定ヲ適用セス

第五節 前條ノ第一節ニ括ケタル拒絶ノ權ハ前節ノ私立電信會社ニモ亦之ヲ適用ス

目第八十九條

第一節 此ノ條約ニ加入セサル國又ハ此ノ細則規則ノ條項ヲ遵守セサル會社ト通信ヲ開クト雖モ其ノ電報ノ經過スル線路ノ内

第二節 關係主管廳ハ此ノ一部ノ線路ニ適用スル料金ヲ定ムヘシ此ノ料金ハ目第二十四條ノ制限内ニテ定ム之ヲ不同盟國ノ料
金ニ加フヘシ

聖比得堡ニ於テ締結シタル條約第十五條及第十六條ニ據リ一千九百三年七月十日下ニ署名セル各國委員會於テ此ノ細目
規則ヲ確定シテ同組國ノ二箇月後ニ施行ス

日本

（明田 重輔）

（植屋 九島）

（日耳曼）

（亞爾及利共和國）

（威爾斯太刺利亞（麻邦））

（奧地利）

（白N.國）

（明田 重輔）

（植屋 九島）

（日耳曼）

（亞爾及利共和國）

（威爾斯太刺利亞（麻邦））

（奧地利）

（白N.國）

（明田 重輔）

（植屋 九島）

（日耳曼）

（亞爾及利共和國）

（威爾斯太刺利亞（麻邦））

（奧地利）

（白N.國）

（明田 重輔）

（植屋 九島）

（日耳曼）

（亞爾及利共和國）

（威爾斯太刺利亞（麻邦））

（奧地利）

（白N.國）

（明田 重輔）

（植屋 九島）

（日耳曼）

（亞爾及利共和國）

（威爾斯太刺利亞（麻邦））

（奧地利）

（白N.國）

（明田 重輔）

（植屋 九島）

（日耳曼）

（亞爾及利共和國）

（威爾斯太刺利亞（麻邦））

（奧地利）

（白N.國）

（明田 重輔）

（植屋 九島）

（日耳曼）

（亞爾及利共和國）

（威爾斯太刺利亞（麻邦））

（奧地利）

（白N.國）

（明田 重輔）

（植屋 九島）

（日耳曼）

（亞爾及利共和國）

（威爾斯太刺利亞（麻邦））

（奧地利）

（白N.國）

（明田 重輔）

（植屋 九島）

（日耳曼）

（亞爾及利共和國）

（威爾斯太刺利亞（麻邦））

（奧地利）

（白N.國）

（明田 重輔）

（植屋 九島）

（日耳曼）

（亞爾及利共和國）

（威爾斯太刺利亞（麻邦））

（奧地利）

（白N.國）

（明田 重輔）

（植屋 九島）

（日耳曼）

（亞爾及利共和國）

（威爾斯太刺利亞（麻邦））

（奧地利）

（白N.國）

（明田 重輔）

（植屋 九島）

（日耳曼）

（亞爾及利共和國）

（威爾斯太刺利亞（麻邦））

（奧地利）

（白N.國）

細目規則第二十四條第二節執行ノ爲メニ定メタル
各國間ノ一料金(佛貨サシナムニテ以テ計算ス)

甲號歐洲內方法料金表

備
考

九
三

三十二サンチニ低誠ス

ト羅馬尼亞、歐羅巴土耳其ノ通信ニハ此ノ料金ヲ減シテニ十五サンチ一ムース

清道光二年六月，王廷樞、

此ノ料金ヲ減シテ二十三ナムトス

卷之三

支那西方面金表

支那西方面に於ける各國之料金表 (以テノルニ以テノルニ)

支那西方面金表		支那西方面に於ける各國之料金表 (以テノルニ以テノルニ)																			
國名	地名	英語	法語	西班牙語	葡萄牙語	荷蘭語	丹麥語	瑞典語	芬蘭語	俄羅斯語	土耳其語	希臘語	波斯語	印度語	孟加拉語	尼泊爾語	藏語	蒙古語	滿洲語	中國語	
英國	英國	England	Angleterre	England	England	Engeland	England	England	England	England	Turkey	Greece	Perse	Bengal	Nepal	Tibet	Mongolia	Manchuria	China		
法國	法國	France	France	France	France	France	France	France	France	France	France	France	France	France	France	France	France	France	France	France	
西班牙	西班牙	Spain	Espagne	Espana	Espanha	Espanja															
葡萄牙	葡萄牙	Portugal	Portugal	Portugal	Portugal	Portugal	Portugal	Portugal	Portugal	Portugal	Portugal	Portugal	Portugal	Portugal	Portugal	Portugal	Portugal	Portugal	Portugal	Portugal	
荷蘭	荷蘭	Holland	Pays-Bas	Holanda	Holanda	Holland															
丹麥	丹麥	Denmark	Danemark	Dinamarca	Dinamarca	Denmark															
瑞典	瑞典	Sweden	Suède	Suecia	Suecia	Sweden															
芬蘭	芬蘭	Finnland	Finlande	Finnland																	
俄羅斯	俄羅斯	Russia	Russie	Rusia	Rusia	Russia															
土耳其	土耳其	Turkey	Turquie	Turquia	Turquia	Turkey															
希臘	希臘	Greece	Grece	Grecia	Grecia	Greece															
波斯	波斯	Perse	Perse	Peru	Peru	Perse															
印度	印度	India	Inde	India																	
孟加拉	孟加拉	Bengal	Bengale	Bangla	Bangla	Bengal															
尼泊爾	尼泊爾	Nepal	Népal	Nepal																	
藏	藏	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet
蒙古	蒙古	Mongolia	Mongolie	Mongolia																	
滿洲	滿洲	Manchuria	Manchourie	Manchuria																	
中國	中國	China	Chine	China																	
日本	日本	Japan	Japon	Japan																	
韓國	韓國	Korea	Corée	Korea																	
南洋	南洋	South Sea	Mer du Sud	Surinam																	
印度尼西亞	印度尼西亞	Indonesia	Indonésie	Indonesia																	
新嘉坡	新嘉坡	Singapore	Singapour	Singapore																	
馬來西亞	馬來西亞	Malaya	Malaisie	Malaya																	
泰國	泰國	Thailand	Thaïlande	Thailande	Thailande	Thailand															
緬甸	緬甸	Burma	Birmanie	Birmanie	Birmanie	Burma															
老撾	老撾	Lao	Laos	Laos	Laos	Lao															
柬埔寨	柬埔寨	Cambodia	Cambodge	Cambodge	Cambodge	Cambodia															
寮國	寮國	Laos	Laos	Laos	Laos	Laos	Laos	Laos	Laos	Laos	Laos	Laos	Laos	Laos	Laos	Laos	Laos	Laos	Laos	Laos	Laos
越南	越南	Vietnam	Vietnam	Vietnam	Vietnam	Vietnam	Vietnam	Vietnam	Vietnam	Vietnam	Vietnam	Vietnam	Vietnam	Vietnam	Vietnam	Vietnam	Vietnam	Vietnam	Vietnam	Vietnam	Vietnam
蒙古	蒙古	Mongolia	Mongolie	Mongolia																	
西藏	西藏	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet	Tibet
蒙古	蒙古	Mongolia	Mongolie	Mongolia																	
蒙古	蒙古	Mongolia	Mongolie	Mongolia																	
蒙古	蒙古	Mongolia	Mongolie	Mongolia																	
蒙古	蒙古	Mongolia	Mongolie	Mongolia																	
蒙古	蒙古	Mongolia	Mongolie	Mongolia																	
蒙古	蒙古	Mongolia	Mongolie	Mongolia																	
蒙古	蒙古	Mongolia	Mongolie	Mongolia																	
蒙古	蒙古	Mongolia	Mongolie	Mongolia																	
蒙古	蒙古	Mongolia	Mongolie	Mongolia																	
蒙古	蒙古	Mongolia	Mongolie	Mongolia																	
蒙古	蒙古	Mongolia	Mongolie	Mongolia																	
蒙古	蒙古	Mongolia	Mongolie	Mongolia																	
蒙古	蒙古	Mongolia	Mongolie	Mongolia	Mongolia	Mongolia	Mongolia														

乙號 歐洲外方法料金表

細目規則目次第二十四條第三節ヲ施行シテ歐洲外ノ料金率ヲ構成スルノ基本ト成スカ爲ニ定メタル料金

第二回ノ首尾及中綴料

國名	通 信 種類	額	記	事
第一地間 (ハ)一方ニ於テハ和蘭、丁抹若ハ那威ト他 力ニ於テハマドール島カジブ、セヨーク 若ハ南亞米利加(マダガスカル)經由、亞那利 加西那岸英吉利及日耳曼領土(マテーラー 又ハナネリップ經由、南亞那利加(マデ ーラ、マネリップ)若ハ亞丁經由)東亞那 利加(亞丁若ハ亞那利加西那岸英吉利經由) 丁ベリニ島、亞那利加(マダガスカル)、 チー、アッサフ、マツサウア埃及印度若 ハ印度以遠ノ諸國トノ間致ニ (ホ)一方ニ於テハ那威利及因牙利ト他力ニ 於テハマドール及カジブ、セヨーク若ハ 南亞米利加(マダガスカル)經由トノ間 第二「第一」之項ニ掲ケサルモニニシテ左 ノ各地ト往復スル通信 (ホ)亞那利加(マダガスカル)、 (ホ)トリニエスト海底線フ經テ亞丁、ベリニ島 頭、白耳恭及處殊能ト他方ハ埃及トノ 信	エムデン、ラヨン、海底線フ經テ左ノ各 ニ發著スル通信	0.1000		
(ロ)亞那利加(マダガスカル)ト往復スル通 信	0.1500	0.1500		
(ロ)亞那利加(マダガスカル)ト往復スル通 信	0.1500	0.1500		

(利亞太則 利亞) 新聞電報	羅士塔丁 (共和國) 官報	西比利亞 (俄羅斯) 官報	西比利亞 (俄羅斯) 官報	西比利亞 (俄羅斯) 官報
第三 ニ於テハ奥地利及匈牙利ト他方ニ於テハ 北亞米利加トノ間ニ往復スル通信	一〇・一五〇〇	一〇・一五〇〇	一〇・一五〇〇	一〇・一五〇〇
第四 其ノ他ノ諸通信	一〇・一五〇〇	一〇・一五〇〇	一〇・一五〇〇	一〇・一五〇〇
第五 日比島蘇威爾政通海底線ノ中國料 (い)一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ「第一 一(い)項ニ掲タル 路由トノ間ニ往復ス ル通信	一〇・一五〇〇	一〇・一五〇〇	一〇・一五〇〇	一〇・一五〇〇
(ロ)其ノ他ノ諸通信	一〇・一五〇〇	一〇・一五〇〇	一〇・一五〇〇	一〇・一五〇〇

* (一)中継料ヲモ含ム
(一)羅馬伯林間ノ直通線ニ依リ伊
太利ヲ發シテ 亞細亞諸國ヘ著ス
ル電報ニシテ 露西亞及印度歐羅
巴線路ヲ經由シ且、伯林印度經
山レナル指定ヲ有スルトキハ此
トノ料金ヲ減シテ十七サンチーム
ス

第一 北亞米利加ト往復スル通信		第二 其ノ他ノ諸通信	第三 荷尼料ノ部
第一 トリエスト、コルフー海底線陸揚場	及澳地利國諸境界間ニ於ア一力ニ於アハ 亞丁、ベリュ島、亞刺比亞、東亞佛利加、南 亞佛利加（亞丁、サンレバール經由）及埃及 及ト他方ニ於アハ左ノ諸國ト往復スル通 信	第一 トリエスト、コルフー海底線陸揚場	第一 トリエスト、コルフー海底線陸揚場
（イ）亞耳日里、突尼斯、日耳曼、白耳義、勃附 瓦利、丁抹、西班牙、佛蘭西、シブルルタ ル、大貌列頭、威森堡、那威、和蘭、葡萄牙、 瑞典及瑞西	（ロ）ボスニア、エルサゴヅキヌモンダネグロ及 攝耳比亞	（イ）亞耳日里、突尼斯、日耳曼、白耳義、勃附 瓦利、丁抹、西班牙、佛蘭西、シブルルタ ル、大貌列頭、威森堡、那威、和蘭、葡萄牙、 瑞典及瑞西	（ロ）ボスニア、エルサゴヅキヌモンダネグロ及 攝耳比亞
第二 其ノ他ノ諸通信		第二 其ノ他ノ諸通信	第二 其ノ他ノ諸通信
斯一船 於印度 及印度 通信ニ ハ上記ノ 料金ヲ減 シナム 料金ハ 印度ヘノ 通信ノ一 モノト定	トリエスト海底線ヲ經テ一方ニ 大貌列頭ト他方ニ於ケハ 通信ニハ上記ノ諸國ト往復 料金ヲ減シナムト爲ス但此ノ料 金ハ印度ヘノ通信ノ一モノト定	斯一船 於印度 及印度 通信ニ ハ上記ノ 料金ヲ減 シナム 料金ハ 印度ヘノ 通信ノ一 モノト定	斯一船 於印度 及印度 通信ニ ハ上記ノ 料金ヲ減 シナム 料金ハ 印度ヘノ 通信ノ一 モノト定

錫 聞		那多兒	喜樂峰
(イ) 歌羅巴(亞耳日里、突尼斯、タンゼー及土里波里ヲ包含ス)及歌羅巴ヲ經由スル諸國(ファオ、アヘラン又ハ蘇士線路): (ロ) 亞細亞西亞及亞細亞土(其) (ファオ、チベラン又ハ蘇士線路經由): (ハ) 波斯(ビュンシール線路經由): (ニ) 波斯海賈局(カラシ線路經由): 其ノ他ノ諸通信:	左ノ各地ト往復スル通信	通常電報 新聞電報	通常電報 新聞電報
第一モサンビック 東亞弗利加ノ部	第一モサンビック	0.1000*	0.1000*
第一モサンビック、マジュンガ間ノ佛蘭	(イ) モサンビック	0.1000*	0.1000*
此ノ料金ハ喜樂峰、那多兒、オレ ンザリヴァ及トランスヴァルノ 各殖民地ノ電信事務ヲ取扱フ 亞那利加同盟電信會社ト往復 ル通信ノ首尾料ニシテ 西部線即 チケープ、タウン線又ハ東部線即 チ那多兒線ヲ 經過スル電報ニ之 ヲ適用ス		0.1000*	0.1000*
此ノ料金ハ西部線即チケープ、タ ウン線又ハ東部線即チ那多兒線 ヲ經由シテ 南ローテシャ、北ローテシ ヤ、ニアサランド、布領ザムベーズ 及ペーラ鐵道會社ノ諸局ト往復 スル通信ノ中間料ニシテ 搞合ニ 之ヲ收納ス		0.1000*	0.1000*
錫聞諸局ニ於ケル首尾料(三十五 サントームナル英領印度ノ料金 ニ加フヘ半毛ノ)		*	*

明治三十七年六月

卷之三十六

(イ) 第二 ルーレンソ、マルク	(イ) 共ノ他ノ諸局 西亞那利加ノ部	(イ) セン、ヴェンサン島	0.00100
(イ) 第一 カウフ、ジエル洲	(イ) 共ノ他ノ諸局 西亞那利加ノ部	(イ) セン、ヴェンサン島	0.00100
第一 セン、ヴェンサン、ペルナンブーカ 海底線又ハゼン、ヴェンサン、サンチャヤ 付 バチュルスト海底線ト往復スル通	第一 セン、ヴェンサン、ペルナンブーカ 海底線又ハゼン、ヴェンサン、サンチャヤ 付 バチュルスト海底線ト往復スル通	0.00100	0.00100
第二 東方電信會社ニ屬スル東ケープ、タ ウン大觀列順海底線ヲ經テ南亞那利 加、アッセンシロン島若ハゼントエレ ヌ島ト往復スル通信	第二 東方電信會社ニ屬スル東ケープ、タ ウン大觀列順海底線ヲ經テ南亞那利 加、アッセンシロン島若ハゼントエレ ヌ島ト往復スル通信	0.00100	0.00100
第三 サン、ドーメ及フレンシップ州	第三 サン、ドーメ及フレンシップ島	0.00100	0.00100
第四 アンゴラ州	第四 アンゴラ州	0.00100	0.00100
(ロ) アンダ	(ロ) アンダ	0.00100	0.00100
此ノ料金ハベシケラ及モツサメ ドト其價スル也幅及ロアンダ以北 ノ同海岸ニ於ケル葡萄牙局ニ於	此ノ料金ハベシケラ及モツサメ ドト其價スル也幅及ロアンダ以北 ノ同海岸ニ於ケル葡萄牙局ニ於	0.00100	0.00100

スル用料アセタリル酸鉄ニテ通

第三 ノ間	ビヨンシール陸揚地トカワシ陸揚地ト ノ間	10000 10000
(乙) 波斯灣諸局ノ首尼料 (ファオ、ビヨン ノル及カラシワ除ク)	○六八〇	10000
(い) ファオ境界以外	○六八〇	10000
ロビュンシール境界以外	○六八〇	10000
(は) カラシ境界以外	○六八〇	10000
(丙) 英領印度ノ料金	○六八〇	10000
首尼料ノ部	○六八〇	10000
第一 孟買又ハカラシノ境界ヲ經テ左ノ各 地ニ發着スル英領印度(緬甸ヲ仙含ス)諸 局ノ通信	○六八〇	10000
(い) 歐羅巴(亞耳日里、突尼斯、タンゼー及土 里波里ヲ包含ス)若ハ歐羅巴ヲ經由ス ル諸國(ファオ、チヘラン又ハ蘇士紀由 ろ亞細亞或西亞及亞細亞土耳其(ファオ、 チヘラン若ハ蘇士紀由)	○六八〇	10000
第二 其ノ他ノ諸通信	○五七五	10000
(乙) 波斯灣諸局(カラシ經由)	○八二五	10000
(い) 孟買、カラシ又ハマドラスノ境界ヨリ 英領印度諸局ヘノ通信	○八二五	10000
(丙) モーグル各局ヘノ通信	○八二五	10000
第三 支那國境(バモー經由)又ハ暹羅國境 (ムールマン經由)ヨリ左ノ諸局ニ宛ル通 信	○八二五	10000

匈牙利		(イ) 仙方ニ於テハ左ノ各地間ニ往復スル通信	
牙利、丁抹、西班牙、佛蘭西、ジブラルタ 瑞典及瑞典	(ロボスニ、エルセゴヴニス、モンテネグ ロ及攝兒比亞)	ル、大統領、盧森堡、那威、和蘭、葡萄牙、	(イ) 亞耳日里、突尼斯、日耳曼、白耳威、勃爾
第一 カクア、セン、シャック以外左ノ各地ト 往復スル通信	首尾料ノ部	第二 其ノ他ノ諸通信	第二 諸國ヲ發シテ伊太利ニ著スル電
交趾支那及カムボージ 安南及東京 海岸海底線經由	0.1500	0.1100	路報賭馬伯林間ノ直線ニ依リ亞細亞
第二 通羅國境以外 ル通信	0.0900	0.0650	フル指定期程由シ且「伯林印度經由」ナ 減シテ十「サンチ一五」ト爲ス
(い) ムールメン線路ヲ經テ英領印度及印度 以外ノ諸國ト左ノ地方トノ間ニ往復ス	0.0500	0.0350	トリエスト海底綫ワ經テ一方ニ 但減往復スル通信ニハ上記ノ料金ヲトニ ト此ノ輕減料金ハ印度ヘノ通爲度ス
交趾支那及カムボージ	*	*	ス 柴棍ハイポン海底線ノ料金ヲ包含

安南及東京	（陸線經由）	一・二五〇
(ろ) 過羅ト左ノ地方トノ間ニ往復スル通信	（支那支那及カムガージ）	一・三五〇
安南及東京	（海岸海底線經由）	一・一〇〇
第三	ツーラー又以外左ノ各地ト往復スル 通信	一・一〇〇
安南及東京	（海岸海底線經由）	一・一〇〇
交趾支那及（陸線經由）	一・一五〇	
カムボージ（海岸海底線經由）	〇・九〇〇	
第四 支那國境以外左ノ各地ト往復スル通 信	〇・九〇〇	
東京	〇・一五〇	
安南	〇・三〇〇	
交趾支那及（陸線經由）	〇・四五〇	
カムボージ（海岸海底線經由）	〇・九五〇	
中継料ノ部		
第一 過羅國境トカツブ、セン、ジャック間 （いムールメン線路ヲ經テ英領印度及印度 以外ノ諸國ト往復スル通信）	〇・九五〇	
(ろ) 過羅王國ト往復スル通信	（海岸海底線經由）	一・一〇〇
第二 過羅國境ト在ツーラー又佛蘭西海底 線（海岸海底線）トノ間 (いヌル通信)	（海岸海底線經由）	一・一〇〇
(ろ) 其ノ他、附通信	（陸線經由）	一・一〇〇

卷之二

新嘉列士 尼亞	威諸通信	新西蘭 共ノ他ノ諸通信	和 印蘭度領蘭 諸通信	波 斯
諸通信	0.1000	0.1000	0.1000	0.1000
第一 (甲) バタガイヤ若ハバンジヨワンジー線路 瓜哇島ト往復スル通信	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
第二 共ノ他ノ蘭領印度諸島 (即チバリ 島蘭領ボルネオ島、セレーブ島、ロシボッ ク島、マジユラ島、スマトラ島及ウェー又 ハボエロエ、ウエー島) ト往復スル諸通 信	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
(乙) メダン線路(スマトラ) 諸通信	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
首尼料ノ部 各國境ヨリノ諸通信	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
但左ノ場合ヲ除ク 第一 露西亞國境ヨリビニシールト往復ス ル諸通信	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
第二 波斯灣海底線ノビュンシール陰揚揚 リ印度及印度以外ト往復スル諸通信 中継料ノ部	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
此ノ料金ハファオ、ビュンシール、 デュルファ線路若ハファオ、ビュ ンシール、アステラバクト線路ニ依 リ往復スル通信ニモ適用ス 但此	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
隣接國ト特別約定アルモノハ此 フ限ニアラス	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

第一	左ノ通信ニ付其ノ他ノ國境間 (イ)英領印度、緬甸及錫蘭 (ロ)英領印度以外ノ諸國	0.0010
第二	大陸葡萄牙 諸通信 (ア)ソーラヘノ特別料金	0.0001
第一	葡西料ノ部 大陸葡萄牙 諸通信 (ア)ソーラヘノ特別料金	0.0001
第二	大陸葡萄牙 諸通信 (ア)ソーラヘノ特別料金	0.0001
第一	東方電信會社海底線及伯利西亞海 緯相互ノ間ラ往復スル諸通信 (ア)ソーラヘノ特別料金	0.0001
第二	大陸葡萄牙 諸通信 (ア)ソーラヘノ特別料金	0.0001
第一	北亞米利加ト桂復スル諸通信 (イ)南亞米利加ト桂復スル諸通信 (ロ)其ノ他ノ諸通信	0.0001
第二	北亞米利加ト桂復スル諸通信 (イ)南亞米利加ト桂復スル諸通信 (ロ)其ノ他ノ諸通信	0.0001

ノ場合ニ於テハ本料金ニ附加
ビュンナル海底線ノ中継料四十
サンナムラ加フルヲ要ス

第一	英領印度支那諸國日本婆羅洲太刺 利亞及其ノ他ノ印度以外ノ諸國ト往復 スル諸通信 (ア)亞細亞諸西亞ト前記各國トノ間ニ往復 スル諸通信 (イ)歐羅巴諸西亞(甲)加索諾西亞ヲ包含ス ト波斯亞剌比亞、亞非利加及亞米利加 ル諸通信 (ア)亞細亞諸西亞ト前記各國トノ間ニ往復 スル諸通信 (イ)亞細亞諸西亞ト歐羅巴各國ト往復スル 諸通信 (ア)亞細亞諸西亞ト支那韓國日本婆羅洲 刺利亞及其ノ他ノ歐洲外諸國ト往復スル 諸通信 (ア)歐羅巴諸西亞(甲)加索諾西亞ヲ包含ス ト前記各國ト往復スル諸通信	0.0001
第二	中継料ノ部 第一 歐羅巴諸西亞及甲加索諾西亞ヲ經由 ト往復スル諸通信 (ア)其ノ他ノ歐洲外諸國ト往復スル諸通信 第二 甲加索ノ境外フ經由セスシテ歐羅巴 諸西亞ヲ經由スル諸通信 第三 甲加索ノ境外ノミラ維山スル諸通信	0.0001
第一	中継料ノ部 第一 歐羅巴諸西亞及甲加索諾西亞ヲ經由 ト往復スル諸通信 (ア)其ノ他ノ歐洲外諸國ト往復スル諸通信 第二 甲加索ノ境外フ經由セスシテ歐羅巴 諸西亞ヲ經由スル諸通信 第三 甲加索ノ境外ノミラ維山スル諸通信	0.0001
第一	中継料ノ部 第一 歐羅巴諸西亞及甲加索諾西亞ヲ經由 ト往復スル諸通信 (ア)其ノ他ノ歐洲外諸國ト往復スル諸通信 第二 甲加索ノ境外フ經由セスシテ歐羅巴 諸西亞ヲ經由スル諸通信 第三 甲加索ノ境外ノミラ維山スル諸通信	0.0001

(此ノ料金ハ
ニ加フヘシ
西方電信會社ノ料金

第一	英領印度支那諸國日本婆羅洲太刺 利亞及其ノ他ノ印度以外ノ諸國ト往復 スル諸通信 (ア)亞細亞諸西亞ト前記各國トノ間ニ往復 スル諸通信 (イ)歐羅巴諸西亞(甲)加索諾西亞ヲ包含ス ト波斯亞剌比亞、亞非利加及亞米利加 ル諸通信 (ア)亞細亞諸西亞ト前記各國トノ間ニ往復 スル諸通信 (イ)歐羅巴諸西亞(甲)加索諾西亞ヲ包含ス ト前記各國ト往復スル諸通信	0.0001
第二	中継料ノ部 第一 歐羅巴諸西亞及甲加索諾西亞ヲ經由 ト往復スル諸通信 (ア)其ノ他ノ歐洲外諸國ト往復スル諸通信 第二 甲加索ノ境外フ經由セスシテ歐羅巴 諸西亞ヲ經由スル諸通信 第三 甲加索ノ境外ノミラ維山スル諸通信	0.0001
第一	中継料ノ部 第一 歐羅巴諸西亞及甲加索諾西亞ヲ經由 ト往復スル諸通信 (ア)其ノ他ノ歐洲外諸國ト往復スル諸通信 第二 甲加索ノ境外フ經由セスシテ歐羅巴 諸西亞ヲ經由スル諸通信 第三 甲加索ノ境外ノミラ維山スル諸通信	0.0001
第一	中継料ノ部 第一 歐羅巴諸西亞及甲加索諾西亞ヲ經由 ト往復スル諸通信 (ア)其ノ他ノ歐洲外諸國ト往復スル諸通信 第二 甲加索ノ境外フ經由セスシテ歐羅巴 諸西亞ヲ經由スル諸通信 第三 甲加索ノ境外ノミラ維山スル諸通信	0.0001

突尼斯	亞細亞及大洋洲トノ通信	北部大西洋海底線ヲ經由スル通信	佛蘭西突尼斯間海底線ノ中継料	亞弗利加(埃及ヲ除ク)トノ通信	0.1500	0.1500
首尼料ノ部	諸通信	諸通信	諸通信	諸通信	0.1500	0.1500
第一 歐羅巴ノ境界ヲ越シ	第一 歐羅巴土耳其ヘ	第一 歐羅巴土耳其及亞細亞土耳其ノ多島海	第一 歐羅巴土耳其及イエメンヘ	第一 歐羅巴土耳其ヘ	0.1500	0.1500
第二 亞細亞土耳其ノ境界ヲ越シ	第二 亞細亞土耳其ヘ	第二 亞細亞土耳其及亞細亞土耳其ノ多島海	第二 亞細亞土耳其及イエメンヘ	第二 亞細亞土耳其ヘ	0.1500	0.1500
(は) ヘツチャ及イエメンヘ	(い) 亞細亞土耳其ヘ	(ろ) 亞細亞土耳其及亞細亞土耳其ノ多島海	(ろ) ヘツチャ及イエメンヘ	(は) ヘツチャ及イエメンヘ	0.7500	0.7500
(は) 歐羅巴土耳其及亞細亞土耳其ノ多島海					1.0000	1.0000
突尼斯駕橋ノ電報ニシケ 佛蘭西 ノ海底線フ經ルモノハ該海底線ノ納線面 ムルヲ要ス然レトモ 佛蘭西又 之ヲ徵收セス但仙ノ諸綫路フ經 電報ニハ 陸線中継料ヲ適用ス	中オ、レンノス及アネドスヘニ 七「サンチーム」カンヂ一島ヘ三十 十五「サンチーム」ナル 東方電信 會社ノ料金ヲ包含ス					
スノ境外ヲ經ルモノ並ニロード	中オ、レンノス及アネドスヘニ 四十三「サンチーム」、カンヂ一島ヘ 四十五「サンチーム」ト定メタル 羅東方電信會社ノ料金ヲ包含ス歐 方法ノ通信ニシケキオ、アネド スノ境外ヲ經ルモノ並ニロード	中オ、レンノス及アネドスヘニ 七「サンチーム」カンヂ一島ヘ三十 十五「サンチーム」ナル 東方電信 會社ノ料金ヲ包含ス	中オ、レンノス及アネドスヘニ 七「サンチーム」、カンヂ一島ヘ 四十五「サンチーム」ト定メタル 羅東方電信會社ノ料金ヲ包含ス歐 方法ノ通信ニシケキオ、アネド スノ境外ヲ經ルモノ並ニロード	中オ、レンノス及アネドスヘニ 七「サンチーム」、カンヂ一島ヘ三十 十五「サンチーム」ナル 東方電信 會社ノ料金ヲ包含ス	中オ、レンノス及アネドスヘニ 七「サンチーム」、カンヂ一島ヘ三十 十五「サンチーム」ナル 東方電信 會社ノ料金ヲ包含ス	中オ、レンノス及アネドスヘニ 七「サンチーム」、カンヂ一島ヘ三十 十五「サンチーム」ナル 東方電信 會社ノ料金ヲ包含ス

(セス) 島ト往復スル通信ニシテ海底線
(ヲ) 補ルモノニハ此ノ料金ヲ減シ
ア二十五回ナシテ一トス

第三 土里波里(アキニ)海崖(アキニ、デツダ)間海 底線ノ料金ヲ包含ス)ヲ發シ シイヨン及亞細亞土耳其へ.....	一・五〇〇
(ロ) 歐羅巴土耳其及亞細亞土耳其ノ多島海 底線ノ料金ヲ包含ス)ヲ發シ シイヨン及亞細亞土耳其へ.....	一・七〇〇
(ロ) 歐羅巴土耳其及亞細亞土耳其ノ多島海 底線ノ料金ヲ包含ス)ヲ發シ シイヨン及亞細亞土耳其へ.....	一・九〇〇
(ロ) 歐羅巴土耳其及亞細亞土耳其ノ多島海 底線ノ料金ヲ包含ス)ヲ發シ シイヨン及亞細亞土耳其へ.....	二・一〇〇
(ロ) 歐羅巴土耳其及亞細亞土耳其ノ多島海 底線ノ料金ヲ包含ス)ヲ發シ シイヨン及亞細亞土耳其へ.....	二・三〇〇

第四 土里波里(アキニ)海崖(アキニ、デツダ)間海 底線ノ料金ヲ包含ス)ヲ發シ シイヨン及亞細亞土耳其へ.....	一・五〇〇
(ロ) 歐羅巴土耳其及亞細亞土耳其ノ多島海 底線ノ料金ヲ包含ス)ヲ發シ シイヨン及亞細亞土耳其へ.....	一・七〇〇
(ロ) 歐羅巴土耳其及亞細亞土耳其ノ多島海 底線ノ料金ヲ包含ス)ヲ發シ シイヨン及亞細亞土耳其へ.....	一・九〇〇
(ロ) 歐羅巴土耳其及亞細亞土耳其ノ多島海 底線ノ料金ヲ包含ス)ヲ發シ シイヨン及亞細亞土耳其へ.....	二・一〇〇
(ロ) 歐羅巴土耳其及亞細亞土耳其ノ多島海 底線ノ料金ヲ包含ス)ヲ發シ シイヨン及亞細亞土耳其へ.....	二・三〇〇

(セス) 土耳其ノ通信ニハ此ノ料金ヲ課 (セス) 島ト往復スル通信ニシテ海底線 (ヲ) 補ルモノニハ此ノ料金ヲ減シ ア二十五回ナシテ一トス	一・五〇〇
(セス) 島ト往復スル通信ニシテ海底線 (ヲ) 補ルモノニハ此ノ料金ヲ減シ ア二十五回ナシテ一トス	一・七〇〇

(セス) 土耳其ノ通信ニシテ海底線 (ヲ) 補ルモノニハ此ノ料金ヲ減シ ア二十五回ナシテ一トス	一・九〇〇
(セス) 島ト往復スル通信ニシテ海底線 (ヲ) 補ルモノニハ此ノ料金ヲ減シ ア二十五回ナシテ一トス	二・一〇〇

料金ヲ包含ス)ヲ發シ シイヨン及亞細亞土耳其へ.....	0.0000
(ロ) 其ノ他ノ諸通信.....	0.0000
中継料ノ都	0.0000
第一 故障時ノ境界間.....	0.0000
第二 亞細亞土耳其ノ境界間.....	0.0000
第三 歐羅巴土耳其ノ境外ト亞細亞土耳其 ノ境界ノ間但第四項ヨリ前後シタル場合 ヲ除ク	0.0000
(ロ) 英領印度、緬甸及錫蘭ノ通信.....	0.0000
(ロ) ハンガリヤン又ハハラカニ経路ニ依リ波 斯ド往復スル通信.....	0.0000
(ロ) 其ノ他ノ諸通信.....	0.0000
第四 エジプチ境界ト左ノ境界トノ間 (ロ) エジプチノ境外	0.0000
埃及亞歷山得ト大統領トノ間ニ往復 スル通信	0.0000
埃及亞歷山得ト日耳曼トノ間ニ往復ス ル通信	0.0000
(ロ) ローマノ境外	0.0000
一方ニ於テハ埃及亞歷山得ト他方ニ於 テハローマノ境外	0.0000
スル通信	0.0000

料金ヲ包含ス)ヲ發シ シイヨン及亞細亞土耳其へ.....	0.0000
(ロ) 其ノ他ノ諸通信.....	0.0000
中継料ノ都	0.0000
第一 故障時ノ境界間.....	0.0000
第二 亞細亞土耳其ノ境界間.....	0.0000
第三 歐羅巴土耳其ノ境外ト亞細亞土耳其 ノ境界ノ間但第四項ヨリ前後シタル場合 ヲ除ク	0.0000
(ロ) 英領印度、緬甸及錫蘭ノ通信.....	0.0000
(ロ) ハンガリヤン又ハハラカニ経路ニ依リ波 斯ド往復スル通信.....	0.0000
(ロ) 其ノ他ノ諸通信.....	0.0000
第四 エジプチ境界ト左ノ境界トノ間 (ロ) エジプチノ境外	0.0000
埃及亞歷山得ト大統領トノ間ニ往復 スル通信	0.0000
埃及亞歷山得ト日耳曼トノ間ニ往復ス ル通信	0.0000
(ロ) ローマノ境外	0.0000
一方ニ於テハ埃及亞歷山得ト他方ニ於 テハローマノ境外	0.0000
スル通信	0.0000

同一通信ニシテアオノ経路ヲ 出スルモノニ付テハ此ノ料金ヲ經 減シテ六十三「サンチー」七五 ト爲ス	1.01950
カシナ一亞歷山得線路ニ依リ往 復スル露西亞、埃及間ノ通信及 西亞、亞丁間又ハ露西亞、南亞非 利加間ノ通信ニハコントンテ ノーブルヨリチエヌメー經過ノ 中継料ヲ減シテ十二「サンチー」 牛ト爲ス	0.98150
	0.00000
	0.00000
	0.00000

料金ヲ包含ス)ヲ發シ シイヨン及亞細亞土耳其へ.....	0.0000
(ロ) 其ノ他ノ諸通信.....	0.0000
中継料ノ都	0.0000
第一 故障時ノ境界間.....	0.0000
第二 亞細亞土耳其ノ境界間.....	0.0000
第三 歐羅巴土耳其ノ境外ト亞細亞土耳其 ノ境界ノ間但第四項ヨリ前後シタル場合 ヲ除ク	0.0000
(ロ) 英領印度、緬甸及錫蘭ノ通信.....	0.0000
(ロ) ハンガリヤン又ハハラカニ経路ニ依リ波 斯ド往復スル通信.....	0.0000
(ロ) 其ノ他ノ諸通信.....	0.0000
第四 エジプチ境界ト左ノ境界トノ間 (ロ) エジプチノ境外	0.0000
埃及亞歷山得ト大統領トノ間ニ往復 スル通信	0.0000
埃及亞歷山得ト日耳曼トノ間ニ往復ス ル通信	0.0000
(ロ) ローマノ境外	0.0000
一方ニ於テハ埃及亞歷山得ト他方ニ於 テハローマノ境外	0.0000
スル通信	0.0000

料金ヲ包含ス)ヲ發シ シイヨン及亞細亞土耳其へ.....	0.0000
(ロ) 其ノ他ノ諸通信.....	0.0000
中継料ノ都	0.0000
第一 故障時ノ境界間.....	0.0000
第二 亞細亞土耳其ノ境界間.....	0.0000
第三 歐羅巴土耳其ノ境外ト亞細亞土耳其 ノ境界ノ間但第四項ヨリ前後シタル場合 ヲ除ク	0.0000
(ロ) 英領印度、緬甸及錫蘭ノ通信.....	0.0000
(ロ) ハンガリヤン又ハハラカニ経路ニ依リ波 斯ド往復スル通信.....	0.0000
(ロ) 其ノ他ノ諸通信.....	0.0000
第四 エジプチ境界ト左ノ境界トノ間 (ロ) エジプチノ境外	0.0000
埃及亞歷山得ト大統領トノ間ニ往復 スル通信	0.0000
埃及亞歷山得ト日耳曼トノ間ニ往復ス ル通信	0.0000
(ロ) ローマノ境外	0.0000
一方ニ於テハ埃及亞歷山得ト他方ニ於 テハローマノ境外	0.0000
スル通信	0.0000

料金ヲ包含ス)ヲ發シ シイヨン及亞細亞土耳其へ.....	0.0000
(ロ) 其ノ他ノ諸通信.....	0.0000
中継料ノ都	0.0000
第一 故障時ノ境界間.....	0.0000
第二 亞細亞土耳其ノ境界間.....	0.0000
第三 歐羅巴土耳其ノ境外ト亞細亞土耳其 ノ境界ノ間但第四項ヨリ前後シタル場合 ヲ除ク	0.0000
(ロ) 英領印度、緬甸及錫蘭ノ通信.....	0.0000
(ロ) ハンガリヤン又ハハラカニ経路ニ依リ波 斯ド往復スル通信.....	0.0000
(ロ) 其ノ他ノ諸通信.....	0.0000
第四 エジプチ境界ト左ノ境界トノ間 (ロ) エジプチノ境外	0.0000
埃及亞歷山得ト大統領トノ間ニ往復 スル通信	0.0000
埃及亞歷山得ト日耳曼トノ間ニ往復ス ル通信	0.0000
(ロ) ローマノ境外	0.0000
一方ニ於テハ埃及亞歷山得ト他方ニ於 テハローマノ境外	0.0000
スル通信	0.0000

料金ヲ包含ス)ヲ發シ シイヨン及亞細亞土耳其へ.....	0.0000
(ロ) 其ノ他ノ諸通信.....	0.0000
中継料ノ都	0.0000
第一 故障時ノ境界間.....	0.0000
第二 亞細亞土耳其ノ境界間.....	0.0000
第三 歐羅巴土耳其ノ境外ト亞細亞土耳其 ノ境界ノ間但第四項ヨリ前後シタル場合 ヲ除ク	0.0000
(ロ) 英領印度、緬甸及錫蘭ノ通信.....	0.0000
(ロ) ハンガリヤン又ハハラカニ経路ニ依リ波 斯ド往復スル通信.....	0.0000
(ロ) 其ノ他ノ諸通信.....	0.0000
第四 エジプチ境界ト左ノ境界トノ間 (ロ) エジプチノ境外	0.0000
埃及亞歷山得ト大統領トノ間ニ往復 スル通信	0.0000
埃及亞歷山得ト日耳曼トノ間ニ往復ス ル通信	0.0000
(ロ) ローマノ境外	0.0000
一方ニ於テハ埃及亞歷山得ト他方ニ於 テハローマノ境外	0.0000
スル通信	0.0000

料金ヲ包含ス)ヲ發シ シイヨン及亞細亞土耳其へ.....	0.0000

第五	歐羅巴土耳其ノ境界ト左ノ海岸トノ アキントン海岸(ダマ、メザーヌ、テツダ線ス イ・英領印度、緬甸及錫蘭ノ通信ス)	一九四〇
(は)其ノ他ノ諸通信	ペリム海岸(ダマ、メザーヌ、チエーキサ イド線、ペリム、チエーキ、サイド間海底線 ノ料金ヲ包含ス)	一七八五〇
(い)英領印度、緬甸及錫蘭ノ通信	(ろ)英領印度以外諸國ノ通信	一七六五〇
(は)其ノ他ノ諸通信	亞細亞土耳其ノ境界ト左ノ海岸トノ スアキン海岸(ダマ、メザーヌ、テツダ線、 スアキン、テツダ間海底線ノ料金ヲ包含 ス)	一九五〇
第六	ペリム海岸(ダマ、メザーヌ、チエーキ、サイ ド線、ペリム、チエーキ、サイド間海底線ノ 料金ヲ包含ス)	一〇三五〇
第七	スアキン海岸トペリム海岸トノ間 (テツダ、チエーキ、サイド線、スアキン、テツ ダ間海底線及ペリム、チエーキ、サイド間 海底線ノ料金ヲ包含ス)	一五〇〇
八	ナネドス、ダルダネル、コンスタンチノープ ル間ノ海底線ヲ臨時使用スルトキハ制規料 金ノ外ニ二十「サンチーム」ヲ增收ス	一五〇〇
九	東方電信會社ノ海底線敷設地即チナネド	一五〇〇

佛蘭西海岸(マルセイユ).....
亞非利黑海岸(ボース).....
マルト島.....
伊太利海岸(モナカ又バオトランド).....
第一 伊太利下往復スル通信.....
第二 其ノ他ノ諸通信.....
トリボリ海岸.....
澳地刺海岸(エリヌヌ)
希臘海岸.....
クレート島.....
土耳其海岸.....
埃及海岸(亞歷山得又ハガール・サイド)又ハシーフ
ル島(亞歷山得路).....
埃及海岸(スマキン).....
シヨラ、シオヌ海岸.....
ニ付西班牙海岸(ゲリニ)ト左ノ地方トノ間
西班牙海岸(カダック).....

土耳其.....
埃及海岸(アラブ)又ハ南亞米
利加ト左ノ地方トノ間(アネリップ線路經由)
(ハ丁抹、瑞典又ハ那威)
和蘭.....
(は甚、他ノ諸國).....
第二 南亞弗利加又ハ西亞弗利加海岸ノ英吉利及
獨逸領土左ノ地方トノ間(カナリップ線路)

(シ)日耳曼兩國、瑞典又ハ露西亞.....
(ラ)英ノ他ノ諸國.....
荷蘭牙海岸(ダムナ、カルカベロス又ハヴガラント)
第一 マデール島及カッブ、ヴェルトト 左ノ地方
トノ間(マデール線路)
(ハ)日耳曼、荷蘭、瑞典、露西亞又ハ澳地利.....
(ラ)其ノ他ノ諸國.....
第二 南亞素利加ト左ノ地方トノ間(マデール線
路).....
(ラ)瑞典.....
(は)和蘭.....
第三 南亞弗利加又ハ西亞弗利加海岸ノ英吉利又
ハ獨逸領土左ノ地方トノ間(マデール線路)
(ハ)日耳曼、荷蘭、瑞典又ハ露西亞
(ラ)其ノ他ノ諸國.....
第四 東亞弗利加ト左ノ地方トノ間(マデール線
路).....
(シ)日耳曼、荷蘭、瑞典又ハ露西亞
(ラ)其ノ他ノ諸國.....
左ノ地方住權又ハシープル島(亞歷山得路)
ハボーム、サイド若ハシープル島(亞歷山得路)
(シ)日耳曼又ハ丁抹.....
(ラ)其ノ他ノ諸國.....

キオ、レンノス及テネドス島ノ音

0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*
0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*
0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*
0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*
0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*
0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*
0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*
0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*
0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*
0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*	0.0150*

第一	伊太利トノ通信	マルト島	トリボリ海岸	亞耳日里海岸(ルーニ)
第二	其ノ他ノ諸通信	伊太利海岸(モデカ又ハオトラント)	澳地利海岸(セエヌト)	澳地利海岸(モデカ又ハオトラント)
		希臘海岸	希臘海岸	希臘海岸
		クレート島	クレート島	クレート島
		土耳共海岸	土耳共海岸	土耳共海岸
		埃及海岸(亞歷山得又ハボルト・サイド)又ハシープル 島(亞歷山得總路)	埃及海岸(亞歷山得又ハボルト・サイド)又ハシープル 島(亞歷山得總路)	埃及海岸(亞歷山得又ハボルト・サイド)又ハシープル 島(亞歷山得總路)
		シエラ、レオヌ海岸	シエラ、レオヌ海岸	シエラ、レオヌ海岸
		葡萄牙海岸(カルカベロス)ト左ノ地方トノ間	葡萄牙海岸(カルカベロス)ト左ノ地方トノ間	葡萄牙海岸(カルカベロス)ト左ノ地方トノ間
		葡萄牙海岸(カミナ又ハヴ非ラ、レアル)	葡萄牙海岸(カミナ)ト左ノ地方トノ間	葡萄牙海岸(カミナ又ハヴ非ラ、レアル)
		葡萄牙海岸(カルカベロス カミナ又ハヴ非ラ、 レアル)ト左ノ地方トノ間	葡萄牙海岸(カルカベロス カミナ又ハヴ非ラ、 レアル)ト左ノ地方トノ間	葡萄牙海岸(カルカベロス カミナ又ハヴ非ラ、 レアル)ト左ノ地方トノ間
		ジプラルタル海岸	ジプラルタル海岸	ジプラルタル海岸
第一	セン、ヴァンセン線路ヲ經テ亞弗利加ト往復スル通信	○・二五〇	○・一五〇	○・一五〇
第二	其ノ他ノ諸通信	○・一五〇	○・一五〇	○・一五〇
第三	セン、ヴァンセン線路ヲ經テ亞弗利加ト往復スル通信	○・三七五〇	○・三七五〇	○・三七五〇
第四	其ノ他ノ諸通信	○・三七五〇	○・三七五〇	○・三七五〇
第五	佛國西海岸(マルセイユ)	○・三七五〇	○・三七五〇	○・三七五〇

第一 西班牙ト往復スル通信又ハ同國ヲ經由スル 通信	0.0040
第二 亞那利加ト往復スル通信	0.0040
第三 其ノ他ノ諸通信	0.0040
亞耳日里海岸(ボーア)	0.0040
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040
マルト島	0.0040
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040
トリボリ海岸	0.0040
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	0.0040
伊太利海岸(モナカ又ハオトラン)	0.0040
第一 伊太利ト西班牙トノ間ヲ往復シ又ハ西班牙 フ經由スル通信	0.0040
第二 伊太利ト往復スル其ノ他ノ諸通信	0.0040
第三 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル其ノ他 ノ諸通信	0.0040
第四 其ノ他ノ諸通信	0.0040
奥地利海岸(トリエスト)	0.0040
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040
希腊海岸	0.0040
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040
克雷ート島	0.0040
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040

奥地利海岸(トリエスト)	0.0040
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040
埃及海岸(エジプト)	0.0040
第一 西班牙ト往復シ又ハ西班牙ヲ經由スル通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040
亞歷山大港(アレクサンダー)	0.0040
第一 西班牙ト往復シ又ハ西班牙ヲ經由スル通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040
西班牙海岸(サンセー)	0.0040
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040
佛國西海岸(マルセイユ)	0.0040
第一 西班牙ト往復シ又ハ西班牙ヲ經由スル通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040
馬耳他島	0.0040
第一 西班牙ト往復シ又ハ西班牙ヲ經由スル通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040
西班牙海岸(トリエスト)	0.0040
第一 西班牙ト往復シ又ハ西班牙ヲ經由スル通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040
克雷ート島	0.0040
土耳其海岸	0.0040
第一 伊太利トノ諸通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040
亞歷山大港(アレクサンダー)	0.0040
第一 伊太利トノ諸通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040

*キオ、レンノス及テネドスノ首尾
料ワ包含ス

土耳其海岸	0.0040
埃及海岸(エジプト)	0.0040
西班牙海岸(サンセー)	0.0040
佛國西海岸(マルセイユ)	0.0040
第一 伊太利トノ諸通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040
西班牙海岸(トリエスト)	0.0040
第一 伊太利トノ諸通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040
馬耳他島	0.0040
第一 伊太利トノ諸通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040
土耳其海岸	0.0040
第一 伊太利トノ諸通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040
亞歷山大港(アレクサンダー)	0.0040
第一 伊太利トノ諸通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040
克雷ート島	0.0040
土耳其海岸	0.0040
第一 伊太利トノ諸通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040
亞歷山大港(アレクサンダー)	0.0040
第一 伊太利トノ諸通信	0.0040
第二 其ノ他ノ諸通信	0.0040

*キオ、レンノス及テネドスノ首尾
料ワ包含ス

埃及海岸(アヤン)
シエラ・レオネ海岸
マロッカ海岸(左ノ地方トノ間)
佛蘭西海岸(マルセイユ).....
亞耳口里海岸(ボーヌ)
マルト島
トリボリ海岸
伊太利海岸(モザカ又ハオトラント)
澳地利海岸(トリエスト)
希臘海岸
クレート島
土耳其海岸
埃及海岸(亞歷山得又ハポール、サイド)又ハル
島(亞歷山得港路)
及海岸(アヤン)
シエラ・レオネ海岸
佛蘭西海岸(マルセイユ)ト左ノ地方トノ間
諸通信ニ付テノ亞耳口里海岸(ボーヌ)
マルト島
トリボリ海岸
伊太利海岸(モザカ又ハオトラント)
第一 伊太利トノ通信
第二 其ノ他ノ諸通信
澳地利海岸(トリエスト)
希臘海岸
クレート島
土耳其海岸
第一 土耳其ノ通信
第二 其ノ他ノ諸通信

埃及海岸(アヤン)
シエラ・レオネ海岸
マロッカ海岸(左ノ地方トノ間)
佛蘭西海岸(マルセイユ).....
亞耳口里海岸(ボーヌ)
マルト島
トリボリ海岸
伊太利海岸(モザカ又ハオトラント)
第一 伊太利トノ通信
第二 其ノ他ノ諸通信
澳地利海岸(トリエスト)
希臘海岸
クレート島
土耳其海岸
第一 土耳其ノ通信
第二 其ノ他ノ諸通信

*キヤーレンノズ及ナネドスノ首尾
料の包含

埃及海岸(亞歷山得又ハポール、サイド)又ハル
ブル島(亞歷山得港路)
第一 大統列國(英米法、荷蘭、丹麥、瑞典、芬蘭、
スコットランド、及英國トノ通信
第二 英ノ他ノ諸通信
埃及海岸(アヤン)
第一 大統列國(西班牙、葡萄牙、義大利、
タスカニ及和蘭トノ通信
第二 英ノ他ノ諸通信
シエラ・レオネ海岸
亞耳口里海岸(ヨーロ)ト左ノ地方トノ間
マルト島
トリボリ海岸
伊太利海岸(モザカ又ハモザン)
澳地利海岸(トリエスト)
希臘海岸
クレート島
土耳其海岸
埃及海岸(亞歷山得又ハポール、サイド)又ハル
シエラ・レオネ海岸
マロッカ海岸(左ノ地方トノ間)
トリボリ海岸
伊太利海岸(モザカ又ハモザン)
澳地利海岸(トリエスト)
希臘海岸
マルト島(アント海原港路)
亞歷山得港路

甲子年六月 告示 遞信省第三百十六號 萬國電信條約附屬細目規則

二二九八

第六	盧森堡及白耳義トノ通信
第七	羅馬尼亞トノ通信
第八	其ノ他ノ諸通信
埃及海岸(スマヤン)	
第一	亞耳日里、突尼斯、西班牙、タンゼー、ジブルタール、葡萄牙、加那里及塞内牙爾トノ通信
第二	佛蘭西トノ通信
第三	大貌列頃及勃爾牙利トノ通信
第四	瑞西トノ通信
第五	ボスニア、エルゼゴヴニク、モンテネグロ及耳比亞トノ通信
第六	盧森堡及白耳義トノ通信
第七	羅馬尼亞トノ通信
第八	北ノ他ノ諸通信
希臘島(ボロス及ウーベ島ヲ除ク)	
希臘海岸ト左ノ地方トノ間	
第一	ラリース、カケリナ線路ニ依リ往復スル通信
第二	クレート島
土耳其海岸	
第一	ラリース、カケリナ線路ニ依リ往復スル通信
第二	其ノ他ノ諸通信
埃及海岸(亞歷山得羅波、サイド)又ハシープル島(亞歷山得羅路)	
埃及海岸(スマヤン)	
第一	土耳其又ハトリポリト亞刺比亞トノ間ノ通信
第二	其ノ他ノ諸通信

新編人世錄卷之四

土耳其海岸(歐羅巴)ノ境界	クレート島ト左ノ地方トノ間	五・九二四〇
埃及海岸(亞歷山得又ハポール、サイド)又ハシーブル 島(亞歷山得線路)	土耳其海岸(ロード)	一・九四〇〇
埃及海岸(スアキン)	一・五九〇〇	
亞刺比亞海岸(イエモン)	一・九四〇〇	
シェラ、レオヌ海岸	一・八〇〇〇	
土耳其海岸(コニスタンチノーブル)ト左ノ地 力トノ間	三・一〇〇〇	
土耳其海岸(サロニツク、ダルダネル又ハチニスメ)	五・七二九〇	
土耳其海岸(サロニツク)ト左ノ地方トノ間	五・七二五〇	
土耳其海岸(ダルダネル又ハチニスメ)	一・九四〇〇	
土耳其海岸(ダルダネル)ト左ノ地方トノ間	一・九四〇〇	
土耳其海岸(チエヌメ)	一・九四〇〇	
土耳其海岸(コニスタンチノーブル、ダルダネ ル、サロニツク、レンノス、テネドス、キオヌハ チエヌメ)ト左ノ地方トノ間	一・九四〇〇	
埃及海岸(亞歷山得又ハポール、サイド)又ハシーブル 島(亞歷山得線路)	一・九四〇〇	
埃及海岸(スマキン)	一・九四〇〇	
第一 土耳其亞刺比亞間ニ往復スル通信	一・九四〇〇	
第二 其ノ他ノ船通信	一・九四〇〇	
亞刺比亞海岸(イエモン)	一・九四〇〇	
第一 歐羅巴土耳其トノ通信	一・九四〇〇	
第二 キオヌ及チネドストノ通信	一・九四〇〇	
シェラ、レオヌ海岸	一・九四〇〇	
土耳其海岸(ロード)ト左ノ地方トノ間	一・九四〇〇	
料ヲ包含ス	一・九四〇〇	
土耳其政府ノ官報ニ付テハ此ノ料 金中一法 ^{フラン} ヲ輕減ス	一・九四〇〇	

明治三十七年六月 告示 週省第三百十六號 欲圖電信條約附細目規則

1100

第一節
第一回 埃及ノ首尾料ヲ包含ス
貯金ノ半減ス

第二	エウリヲテ船路ニ依リ往復スル北ノ他ノ通 信	110000
第三	其ノ他ノ諸通信	110000
亞刺比亞海岸(イエムン)		110000
第一	ヨウリヲテ鐵路又經山シテナホ共又ハトリ ボリト往復スル通信	110000
第二	ヨウリヲテ鐵路ニ依リ往復スル其ノ他ノ通 信	110000
第三	其ノ他ノ諸通信	110000
莫領印度海岸(西貢)		110000
第一	ヨウリヲテ線路ニ依リ往復スル通信	110000
第二	其ノ他ノ諸通信	110000
埃及海岸(スマラジ)ト左ノ細カドノ面		110000
亞刺比亞海岸(亞丁)ペリム島又ハオホック海岸		110000
亞刺比亞海岸(イエムン)		110000
莫領印度海岸(孟賣)		110000
シエラレオネ海岸		110000
亞刺比亞海岸(亞丁)		110000
オホック海岸		110000
亞刺比亞海岸(亞丁)ト左ノ地方トノ面		110000
オホック海岸		110000
亞刺比亞海岸(亞丁)ペリム島又ハオホック海 岸ト左ノ地方トノ面		110000
莫領印度海岸(孟賣)		110000
シエラレオネ海岸		110000
シエラレオネ海岸ト左ノ地方トノ面		110000
アフゼンレヨン		110000

明治三十七年六月 告示 國信省第三百十六號

萬國電信條約附屬細目規則

四〇二

喜望峰殖民地海岸(ケーブ、タウン) 110000
アフサンシヨン島ト左ノ地方トノ間 100000
地方通信ニ付テノセント・アンセント島カツブ・サエ 100000
セント・エレス島 100000

喜望峰殖民地海岸(ケーブ、タウン)
第一 ア丁鐵路ヲ經テ歐羅巴ト往復シ又ハ歐羅巴
フ經由スル通信 100000

第二 其ノ他ノ諸通信 100000
セント・エレス島ト左ノ地方トノ間 100000

地方通信ニ付テノセント・アンセント島カツブ・サエ 100000
諸通信 100000

セント・エレス島カツブ・ヴエールト左ノ地
方トノ間 100000

諸通信ニ付テノ喜望峰殖民地海岸カツブ・タウン但歐羅巴
ト往復シ又ハ歐羅巴ヲ經由スルモノノ除ク 100000

那多兒海岸ト左ノ地方トノ間 100000
セーリース島(ボーグル半) 100000

第一 グダーラ島、コロ、ギーリン
ガ島又ハ喜望峰太刺利亞ト他方ニ於アハ東亞那利
加滿岸トノ間ノ通信 100000

第二 ロドリゲー島又ハコロ、ギーリング島トノ
其ノ他ノ通信 100000

第三 漢斯太刺利亞トノ其ノ他ノ通信 100000
第四 其ノ他ノ諸通信(歐羅巴ト往復シ又ハ歐羅
巴ヲ經由スルモノノ除ク) 100000

第一 方ニ於グハロドリゲー島、コロ、ギーリン
ガ島又ハ喜望峰太刺利亞ト他方ニ於アハ東亞那利
加滿岸トノ間ノ通信 100000

第二 ロドリゲー島又ハコロ、ギーリング島トノ
其ノ他ノ通信 100000

第三 漢斯太刺利亞トノ其ノ他ノ通信 100000
第四 其ノ他ノ諸通信(歐羅巴ト往復シ又ハ歐羅
巴ヲ經由スルモノノ除ク) 100000

合ハシテ經由シテ左ノ地方トノ間ニ往復スル金額ノ一覽料金

喜望峰殖民地ノ首尾料ヲ包含ス

通 借 種 類	直線經由亞				左ノ地方ト往復スル通信ニ付印度海岸(孟買)			
	又ハペリュ	英領印度及 緬甸	錫蘭	以外ノ諸國	陸線經由印度	東方擴張電信會社 ノ海底線ニ依ル印	度以外 ノ諸國	
歐羅巴及東方會社 喜望峰那多兒、オレンジ殖民地 及トランシヴァイル 第一 方ニ於ナハ和蘭ト他方ニ於テハザンシバル、モザンビクタ、セイシヨール島、モーリーズ島、ルーベン ノ、マールク、マダラシカ、亞弗利加東海岸日耳曼領土、 ブリテン、オースト、アフリカ」會社ノ諸局(亞丁線及 南亞那利加線)、印度及印度以外ノ諸國トノ間ニ往復 スル通信 其ノ他ノ諸通信 トノ間	三・一・五	二・七・五	二・七・五	一・五・〇	一・五・〇	一・五・〇	一・五・〇	一・五・〇
歐羅巴及東方會社 喜望峰那多兒、オレンジ殖民地 及トランシヴァイル 第一 方ニ於ナハ和蘭ト他方ニ於テハザンシバル、モザンビクタ、セイシヨール島、モーリーズ島、ルーベン ノ、マールク、マダラシカ、亞弗利加東海岸日耳曼領土、 ブリテン、オースト、アフリカ」會社ノ諸局(亞丁線及 南亞那利加線)、印度及印度以外ノ諸國トノ間ニ往復 スル通信 其ノ他ノ諸通信 トノ間	三・一・五	二・七・五	二・七・五	一・五・〇	一・五・〇	一・五・〇	一・五・〇	一・五・〇
歐羅巴及東方會社 喜望峰那多兒、オレンジ殖民地 及トランシヴァイル 第一 方ニ於ナハ和蘭ト他方ニ於テハザンシバル、モザンビクタ、セイシヨール島、モーリーズ島、ルーベン ノ、マールク、マダラシカ、亞弗利加東海岸日耳曼領土、 ブリテン、オースト、アフリカ」會社ノ諸局(亞丁線及 南亞那利加線)、印度及印度以外ノ諸國トノ間ニ往復 スル通信 其ノ他ノ諸通信 トノ間	三・一・五	二・七・五	二・七・五	一・五・〇	一・五・〇	一・五・〇	一・五・〇	一・五・〇
日耳曼海底電信會社ノ料金	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇

通 信 信 使 種 類	額	記
露西亞海岸(オデッサ)ト左ノ地方トノ間 土耳其海岸(コンスタンチノーブル) 第一 一方ニ於ケハ埃及、亞丁、ベリュ、南亞那利加 ト他方ニ於ケハ露西亞トノ間ニ往復スル通傳 第二 共ノ他ノ諸通傳	一〇・三五〇	
西班牙直通電信會社ノ料金		
通 信 信 使 種 類	額	記
西班牙海岸(ビルバオ) 第一 雷力會社ノ伯別西蘭海底線ニ依リ往復スル 通傳	一〇・四五〇	
第二 共ノ他ノ諸通傳		

下ニ署名セル各國委員ハ翌比得爾締結條約第十五條及第十六條ニ據リ一千九百三年七月十日倫敦ニ於テ此ノ料金表ヲ認定シ干九百四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

日本

伯利西蘭 勃蘭地	ドクトル、フランクスコ、ベーリング
勃蘭地	イブ、ストヤノヴ非ツチ ティー、トンチエツフ
喜樂時	ゼ、シーラム ジロン、アルドロン
葛國	ビーベントン アルゼマーグー
葡萄牙殖民地 クレート	エフ、ダブリュ、ホーム エラス、エ、キルク エラス、エラス、ハッシュソーン アルフレッド、ペレーラ ジヨン、アルドロン
丁抹 埃及 西班牙	エヌ、ヌーベー ガーネット、ガーフィー ^ク ブリミチヴァ、ガーフジル アンリック、エム、ファジヤルド ジ、ガルドロング セシ セー、ヨウエリヨール (副業員) ゼンジラム ビーベントン アルゼマーグー、ハシナ ドクトル、ブリニョ、ホール セー、ヨウエリヨール (副業員)
佛蘭西 匈牙利	セー、ヨウエリヨール ゼンジラム ビーベントン アルゼマーグー、ハシナ ドクトル、ブリニョ、ホール セー、ヨウエリヨール (副業員)
大銅列頭	セー、ヨウエリヨール ゼンジラム ビーベントン アルゼマーグー、ハシナ ドクトル、ブリニョ、ホール セー、ヨウエリヨール (副業員)

明治三十七年六月 告示 通情省第三百十六號 萬國電信條約付屬細則

明治三十七年六月 告示 週信省第三百十七號 外國電報料金表

瑞典	エス、テ、ヨシッタ ヨツチ、クーチニウ
瑞西	ゼルフェー、ベルゲル ゼル、フセーレ

突尼斯
土耳其
ウルグエー

エミール、デスチネー
（エルコン、ユバチアン
エム、エミン
ア、センズ、ド、ジュヤラン

外國電報料金表左ノ通相定メ來七月一日ヨリ施行ス
但明治三十年六月遞信省告示第百六十七號ハ本表並

明治二十七年六月二十二日
第一表

Asia(亞洲)	Amoy(廈門)
Annam(安南)(Via Saigon)	Annam(Via Cape St. James)
Ceylon(錫蘭)	Burmah(緬甸)
Cochin China(新嘉坡)(Via Saigon)	Bushire(巴士爾)
Foochow(福州)	Ceylon(錫蘭)

スコットアンドソニクス
上海線經過
ヨーロッパ、ジンバブエ、
ルーラン、モロッコ、

Gutzlaff(古士打)	古士打海港 廣州輪船公司 十五國通商
Hongkong(香港)	香港
India(印度)	印度
Jelebu(吉打)	吉打
Macao(澳門)	澳門
Malacca(馬六甲)	馬六甲
Membang Diawan, in the State of Kinta(民邦打萬, 民打勿蘭)	民邦打萬, 民打勿蘭
Penang(檳城)	檳城
Perak(怡保)	怡保
Persia, except Bushire(波斯, 巴庫)	波斯, 巴庫
Persian Gulf(波斯灣)	波斯灣
Selangor(雪蘭莪)	雪蘭莪
Shanghai(上海)	上海
Sharppeak(三尖石)	三尖石
Siam(暹羅)(Via Saigon)	暹羅(西貢)
Siam(Via Moulinein)	暹羅(孟連)
Singapore(新嘉坡)	新嘉坡
Sungie Ujong(柔佛一新嘉坡)	柔佛一新嘉坡
Tongkin(東京)(Via Saigon)	東京(西貢)
Tongkin(Via Cape St. James)	東京(卡普斯泰斯)

Aden(阿丹)

世界地圖上之島嶼名稱

1908

Islands of Turkey in Asia(土耳其在亞洲之島嶼)

19210

Islands of Turkey in Asia(土耳其在亞洲之島嶼)

19210

Hedjaz(ヘジア)

19210

Perim("=4")

19210

Turkey in Asia(土耳其在亞洲)

19210

Turkey in Asia(土耳其在亞洲)

19210

Yemen(也門)

19210

Bokhara(波克羅)

19210

Bokhara(波克羅)

19210

Russia in Asia(俄羅斯在亞洲)

19210

Mexico(美利堅合衆國)

19210

Mexico(美利堅合衆國)

19210

Australasia(大洋洲)

19210

New Caledonia(新喀里多尼亞)

19210

New South Wales(新南威爾斯)

19210

New Zealand(新西蘭)

19210

New Zealand(新西蘭)

19210

Norfolk Island(諾福克島)

19210

Queensland(昆士蘭)

19210

South Australia(南澳州)

19210

Tasmania(塔斯曼尼亞)

19210

Victoria(維多利亞)

19210

West Australia(西澳州)

19210

Bali, Lombok and Weh(巴厘、龍目及勿里洞)

19210

Borneo(婆羅洲)

19210

Labuan(拉邦)

19210

Sandakan(沙丹)

19210

Other Places(其他地點)

19210

Cebebe(芝巴)

19210

Cebebe(芝巴)

19210

Fanning Island(范寧島)

19210

Fiji Islands(斐濟羣島)

19210

Gowai(哥打大望)

19210

Guam(瓜馬拉)

19210

Hawaii(夏威夷)

19210

Honolulu(火奴魯魯)

19210

Java(爪哇)

19210

Kochi-Raila in Acehne(哥打-拉都加答那-巴都)

19210

Madras(孟買)

19210

Sumatra(蘇門答臘)

19210

The Philippine Islands(菲律宾羣島)

19210

Luzon(呂宋)

19210

Other Islands(其他島嶼)

19210

西洋三十七年六月 告示 通商部關稅司外國電報料金表

11110

	過 馬尼拉線 及 海 線 經 過 斯 德 律 同 一 線	過 馬尼拉線 及 海 線 經 過 斯 德 律 同 一 線	過 馬尼拉線 及 海 線 經 過 斯 德 律 同 一 線	過 馬尼拉線 及 海 線 經 過 斯 德 律 同 一 線
Europe(歐洲)	11020	11020	11020	11020
Russia in Europe and Caucasus(歐洲及高加索之俄羅斯)	11020	11020	11020	11020
Great Britain(大英帝國)	11020	11020	11020	11020
France(法國)	11020	11020	11020	11020
Germany(德國)	11020	11020	11020	11020
Holland(荷蘭)	11020	11020	11020	11020
Belgium(比利時)	11020	11020	11020	11020
Switzerland(瑞士)	11020	11020	11020	11020
Spain(西班牙)	11020	11020	11020	11020
Italy(義大利)	11020	11020	11020	11020
Austria(奧地利)	11020	11020	11020	11020
Portugal(葡萄牙)	11020	11020	11020	11020
Gibraltar(直布羅陀)	11020	11020	11020	11020
Denmark(丹麥)	11020	11020	11020	11020
Norway(挪威)	11020	11020	11020	11020
Sweden(瑞典)	11020	11020	11020	11020
Other Countries(其他各國)	11020	11020	11020	11020

	過 馬尼拉線 及 海 線 經 過 斯 德 律 同 一 線	過 馬尼拉線 及 海 線 經 過 斯 德 律 同 一 線	過 馬尼拉線 及 海 線 經 過 斯 德 律 同 一 線	過 馬尼拉線 及 海 線 經 過 斯 德 律 同 一 線
Africa(非洲)	11020	11020	11020	11020
Agores(阿哥斯)	11020	11020	11020	11020
St. Michael(聖米高)	11020	11020	11020	11020
Fonta Delgada(法爾加達)	11020	11020	11020	11020
Faya(法亞)	11020	11020	11020	11020

	過 馬尼拉線 及 海 線 經 過 斯 德 律 同 一 線	過 馬尼拉線 及 海 線 經 過 斯 德 律 同 一 線	過 馬尼拉線 及 海 線 經 過 斯 德 律 同 一 線	過 馬尼拉線 及 海 線 經 過 斯 德 律 同 一 線
Horta(霍塔)	11020	11020	11020	11020
Algeria(阿爾及利亞)	11020	11020	11020	11020
Canary Islands(加那利島)	11020	11020	11020	11020
Madera(馬德拉)	11020	11020	11020	11020
St. Jagoes(聖雅各布)	11020	11020	11020	11020
St. Vincent(聖文森特)	11020	11020	11020	11020
St. Helena and Ascension(聖海倫及阿森森島)(歐洲及馬德拉)	11020	11020	11020	11020
Sengal(塞內加爾)	11020	11020	11020	11020
Tanger(丹吉爾)	11020	11020	11020	11020
Tripoli(突尼西亞)	11020	11020	11020	11020
Tunis(突尼西亞)	11020	11020	11020	11020
Angola(安哥拉)	11020	11020	11020	11020
Benguela(本格拉)	11020	11020	11020	11020
Louanda(盧安達)	11020	11020	11020	11020
Mosamedes(莫桑比克)	11020	11020	11020	11020
Capangombe(卡邦古姆貝)	11020	11020	11020	11020
Capiri(卡皮里)	11020	11020	11020	11020
Chibia(奇比亞)	11020	11020	11020	11020
Bulilla(布利拉)	11020	11020	11020	11020
Humpalisa(洪帕利薩)	11020	11020	11020	11020
Lobito(洛比托)	11020	11020	11020	11020
Lukangolo(魯卡恩戈洛)	11020	11020	11020	11020
Other Places(其他各處)	11020	11020	11020	11020
Dahomey(多哥)	11020	11020	11020	11020

Kotonou(コトノホ)	五・六一〇
Bortouovo(ボルトウオ)	五・六一〇
Other Places(その他)	五・六一〇
French Congo(フランスコンゴ)	五・六一〇
Galion(ガリオン)	五・六一〇
Other Places(その他)	五・六一〇
French Guinea(フランスギニア)	五・六一〇
Konakry(コナクリ)	五・六一〇
Other Places(その他)	五・六一〇
Guinea-South-West Africa(ギニア・ソウス・ウェスト・アフリカ)	五・六一〇
Serekunda(セレクンダ)	五・六一〇
Other Places(その他)	五・六一〇
Gold Coast(ゴールドコースト)	五・六一〇
Accra(アクラ)	五・六一〇
Sekondi(セコンディ)	五・六一〇
Other Places(その他)	五・六一〇
Ivory Coast(イボリ・コート・ド・リューブル)	五・六一〇
Grand Bassam(グラン・バサム)	五・六一〇
Other Places(その他)	五・六一〇
Kamerun(カメルン)	五・六一〇
Nigeria(ニジェリア)	五・六一〇
Bonny(ボンニ)	五・六一〇
Brass(ブラス)	五・六一〇
Lagos(ラゴス)	五・六一〇
Other Places(その他)	五・六一〇
Togoland(トゴラント)	五・六一〇
Agome Palime(アゴーム・パリメ)	五・六一〇
Jame(ヤーメ)	五・六一〇
Other Places(その他)	五・六一〇
Via Accra	

Togoland(Via. Kowloon)	
Coastal Cities	沿岸都市
Port Klang(Klang)	ラグラン港
Penang(Penang)	ペナン島
Singapore(Singapore)	シンガポール
Other Cities(Other Cities)	その他都市
Cherating(Cherating)	チラーティング
Djibouti(Djibouti)	ジブチ
Egypt(Egypt)	エジプト
<hr/>	
British Colonies 英領地	
Aden(Aden)	アデン
Amanzim(Aden)	アマンジム
Asomb(Asomb)	アソム
Azania(Azania)	アザニア
British Central Africa(British Central Africa)	英領中央アフリカ
Nyassaland(Nyassaland)	ニヤサラン
British East Africa(British East Africa)	英領東アフリカ
Mombasa(Mombasa)	モンバサ
Batibia(Batibia)	バティア
Hoima(Hoima)	ホイマ
Kabula(Kabula)	カブラ
Kigoma(Kigoma)	キゴマ
Lamu(Lamu)	ラム
Makindu(Makindu)	マキンデュ
Masindi(Masindi)	マシンディ
Muliro(Muliro)	ムリロ
Witu(Witu)	ヴィトゥ
<hr/>	
Other Places(其他地)	
Cape Colony(Cape Colony)	カーペー・コロニー
Cape Town(Cape Town)	カーペー・タウン
Other Places(Other Places)	その他場所
Clarendon(Clarendon)	クラレンソン
Djibouti(Djibouti)	ジブチ
Egypt(Egypt)	エジプト

Egypt 1st Region(埃及 1 地)	1.०२१०
Egypt 2nd Region(埃及 2 地)	०.८५१०
Egypt 3rd Region(埃及 3 地)	०.८४१०
German East Africa(德國東非殖民地)	०.८३१०
Bismarckburg(俾斯麥堡)	०.८२१०
Ujiji(烏吉)	०.८११०
Amani(阿曼尼)	०.८०१०
Bagamoyo(巴加莫約)	०.७९१०
Dar-es-Saraam(達爾沙拉姆)	०.७८१०
Kilimatinde(基利馬丁德)	०.७७१०
Korogwe(科羅格韋)	०.७६१०
Lindi(林迪)	०.७५१०
Muhesa(穆希薩)	०.७४१०
Tura(圖拉)	०.७३१०
Wugiri(烏吉里)	०.७२१०
Other Places(其他地點)	०.७११०
Ghinda(吉丁達)	०.७०१०
Madagascar(馬達加斯加)	०.६९१०
Massowah(麥索瓦)	०.६८१०
Mauritius(毛里求斯)	०.६७१०
Natal(那塔爾)	०.६६१०
Durban(德班)	०.६५१०
Other Places(其他地點)	०.६४१०
Northern Rhodesia(北羅德西亞)	०.६३१०
Obock(歐博克)	०.६२१०
Orange River Colony(歐蘭治河殖民地)	०.६११०
Portuguese East Africa(葡萄牙東非殖民地)	०.६०१०
Lourenço Marques(路易士奧古斯都)	०.५९१०
Mozambique(莫三比克)	०.५८१०

Beira(ベイラ)	KOKHO
Fontevecilla(ボンテベキラ)	KOKHO
Antonio Ennes(アントニオ・エンヌス)	KOKHO
Chibuto(チブト)	KOKHO
Inhambane(インハマンバネ)	KOKHO
Kinga(キンガ)	KOKHO
Limpopo(リンポポ)	KOKHO
Manjacaze(マナヤカゼ)	KOKHO
Matibane(マティバネ)	KOKHO
Moginquale(モジンクーラー)	KOKHO
Mossurile(モスリル)	KOKHO
Muchelia(ムチエラ)	KOKHO
Reasano Garcia(レスアーノ・ガルシア)	KOKHO
Sangage(サンガ)	KOKHO
S. Paulo(サンパウロ)	KOKHO
Zanbesi, in Mozambique(ザンベシ、モザンビーク)	KOKHO
Rodrigue(ロドリゲス)	KOKHO
Seychelles(セイシェルズ)	KOKHO
Southern Rhodesia(ルイハラニア)	KOKHO
St. Helena(セントヘレナ)(Via Cape Town)	KOKHO
Suakin(スアキン)	KOKHO
Transvaal Colony(トランサール・コロニー)	KOKHO
Zanzibar(ザンジバル)	KOKHO
Ascension(アシエナシヨン)	KOKHO
上總義經	KOKHO
バハラ及カザウ クルスバセント ガイセンセント	KOKHO

歐洲及北非航路 圖示 航路圖例及各港名

Bathurst(バースト) 沿岸
Bissau(ビサウ) 沿岸
Boa Vista(ボアヴィスタ)
Cany Islands(カナリ諸島)(Via
Canary Islands(カナリ諸島) St.
Madeira(マデイラ)(Via Direct)
Madeira(マデイラ) Cadiz
Madame(マダム) Cadiz
Principe(プリンシペ) Cadiz
Senegal(セネガル)(Via
Senegal(セネガル) Vincent)
Sierra Leone(シエラレオネ)
St. Helena(セントヘレナ)
St. Jago(聖アントニオ)(Via
St. Jago(聖アントニオ) Cadiz)
St. Thomas(セントトマス)
St. Vincent(セントヴィンセント)(Via
St. Vincent(セントヴィンセント) Madeira)
St. Vincent(セントヴィンセント) Cadiz

西非沿岸航路

Angola(アンゴラ)
Benguela(ベンゲラ)
Capri(カプリ)
Londres(ロンドン)
Lobito(ロビト)
Mossamedes(モスマデス)
Novo Redondo(ノヴォ・レントド)
Bathurst(バースト)
Dakar(ダカール)
Kotonon(コトノン)
Wylak in Benin(ウイラック・イン・ベニン)
French Congo(フランス・コンゴ)
Gabon(ガボン)
French Guinea(フランス・ギニア)
Konkoly(コンコリ)
Other Places(その他)
Gold Coast : Adiamui(アディアムイ)
Acreai(アクリエイ)
Sekondi(セコンディ)
Ajuani(アフアニ)
Akuse(アクセ)
Appam(アッパム)
Axim(アキム)
Belin(ベルイン)
Chiana(チアナ)
Discove(ディスコバリー)
Half Assinu(ハーフ・アシン)
Quittant(クィタント)
Tarkwa(ターカワ)

西非沿岸航路	上海經香港	上海經蘇聯	上海經日本	上海經英國	上海經法國	上海經西班牙	上海經義大利	上海經德國	上海經俄羅斯
Angola(アンゴラ)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Benguela(ベンゲラ)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Capri(カプリ)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Londres(ロンドン)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Lobito(ロビト)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Mossamedes(モスマデス)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Novo Redondo(ノヴォ・レントド)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Bathurst(バースト)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Dakar(ダカール)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Kotonon(コトノン)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Wylak in Benin(ウイラック・イン・ベニン)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
French Congo(フランス・コンゴ)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Gabon(ガボン)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
French Guinea(フランス・ギニア)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Konkoly(コンコリ)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Other Places(その他)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Gold Coast : Adiamui(アディアムイ)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Acreai(アクリエイ)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Sekondi(セコンディ)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Ajuani(アフアニ)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Akuse(アクセ)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Appam(アッパム)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Axim(アキム)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Belin(ベルイン)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Chiana(チアナ)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Discove(ディスコバリー)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Half Assinu(ハーフ・アシン)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Quittant(クィタント)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
Tarkwa(ターカワ)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000

西非諸國及諸島之概要

三三一八

Ivory Coast(トマホアード)	H•E•CO
Grand-Bassam(ハラムニバサム)	H•E•CO
Assinié(アシニエ)	K•I•OO
Jacqueville(ジャックヴィル)	K•I•KO
Labou(ラボー)	K•I•KO
Other Places(其他者)	K•I•KO
Kamerun(カマルン)	K•I•KO
Nigeria(ニジェリア)	K•I•KO
Bonny(ボニー)	K•I•KO
Bras(バス)	K•I•KO
Lagos(ラゴス)	K•I•KO
Other Places(其他者)	K•I•KO
Portuguese Guinea(ポルトガルギニア)	K•I•KO
Bissau(ビサウ)	K•I•KO
Bolama(ボラマ)	K•I•KO
Portuguese West Africa(ポルトガル西アフリカ)	K•I•KO
Ponta do Padrão(ボンタド・パドロー)	K•I•KO
Príncipe(プリニペ)	K•I•KO
Sierra Leone(セイラリオニア)	K•I•KO
St. Thomas(サンマヌエル)	K•I•KO
Togoland(トガランド)	K•I•KO
Agome Palime(アゴメ・パリメ)	K•I•KO
Lome(ローメ)	K•I•KO
科羅	K•I•KO
西非諸國及諸島之概要	西非諸國及諸島之概要
上海總經過	上海總經過
上海ヨリ陸總	上海ヨリ陸總
香港廈門福	香港廈門福
州ヨリ陸總	州ヨリ陸總

中
名

China(華國語)

CHEKIANG(浙江)	Chili(陝西)
Shanhaikwan(三關)	Shanhaikwan(三關) <small>新外、西參道路、稅銀ハハ一座ハ付金十錢堅朗 Other Places(其他各項)</small>
Honan(河南)	Honan(河南)
Hupei(湖北)	Hupei(湖北)
Kansu(甘肅)	Kansu(甘肅)
Kiangsi(江西)	Kiangsi(江西)
Mongolia(蒙古)	Mongolia(蒙古)
Nganwei(寧夏)	Nganwei(寧夏)
Shansi(山西)	Shansi(山西)
Shantung(山東)	Shantung(山東)
Shensi(陝西)	Shensi(陝西)
(Szechuen(四川))	Easteru Turkestan(東突厥斯坦)
Kashigalu(喀爾喀)(Via land line beyond Foochow)	Kashigalu(喀爾喀)(Via land line beyond Foochow)
Other Places(其他各項)	Other Places(其他各項)
Fohkien(福建)	Fohkien(福建)
Pagoda Anchorage(塔頭碼頭)(Via land line beyond Foochow)	Pagoda Anchorage(塔頭碼頭)(Via land line beyond Foochow)
Other Places(其他各項)	Other Places(其他各項)
Kiangsu(江蘇)	Kiangsu(江蘇)
Wusung(吳淞)	Wusung(吳淞)
Other Places(其他各項)	Other Places(其他各項)
Kwangtung(廣東)	Kwangtung(廣東)

支那の主要都市とその位置

100里

Canton(広州)	-	*	100里
Whampoo(黄埔)	-	101里	
Swinow(深圳)(支那と香港の間に位置)	-	*	101里
Other Places(他處)	-	101里	
Kweichow(贵州)	-	*	101里
Yunnan(雲南)	-	*	101里

* 記載の外へは、駅院より直接船頭へ連絡

支那の主要港

100里

Shingking(新嘉坡)	-	*	100里
Daiy(大沽)	-	101里	
Port Arthur or Lushunkow(遼寧口)	-	*	101里
Other Places(他處)	-	101里	
Kirin(吉林省)	-	*	101里
Helungkiang(長江)	-	*	101里

支那の主要港

100里

Corea(朝鮮)	-	*	100里
Chenkuo(淸國)	-	100里	
Fusan(釜山)	-	100里	
Seoul(ソウル)	-	100里	
Mossampo(模倣)	-	100里	
Telikop(水道)	-	100里	
臺東	100里		
臺北	100里		
基隆	100里		
淡水	100里		

支那

1 大部以下水路用マハヘ各埠に開港ペルモノハ和洋通航川陸上
1 京城以外諸國在住者ノ經ナ大部及陸上ニ若ペル貨物料ハ1箱リ付金百十五錢トク

支那の主要港

100里

支那の主要港

100里

支那

支那の主要港

100里

第二號

日本郵便及米利加地方一覽表

地

名

上

海

空

鐵

路

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

鐵

道

North America(北米利加地方)

United States(合衆國)

Arizona(アリゾナ)

California(カリフォルニア)

San Francisco(サンフランシスコ)

Other Places(其他各地)

Idaho(アイダホ)

Nevada(ネバダ)

Oregon(オレゴン)

Utah(ユタ)

Washington Territory(ワシントンテリトリー)

Colorado(コロラド)

Dakota(ダコタ)

Kansas(カンザス)

Montana(モンタナ)

Nebraska(ネブラスカ)

New Mexico(ニューメキシコ)

Wyoming(怀俄明)

Alabama(アラバマ)

Arkansas(アーカンソウ)

Illinois(イリノイ)

Indiana(インディアナ)

Indian Territory(インディアンテリトリー)

Iowa(アイオワ)

Kentucky(ケンタッキー)

Louisiana(ルイジアナ)

New Orleans(ニューオーリンズ)

Other Places(其他各地)

Michigan(ミシガン)

Minnesota(ミネソタ)

Duluth(ダラス)

Minneapolis(ミネアポリス)

St. Paul(セントポール)

Winona(ウイノナ)

Other Places(其他各地)

Mississippi(ミシシッピ)

Missouri(ミズーリ)

St. Louis(セントルイス)

Other Places(其他各地)

Ohio(オハイオ)

Wisconsin(ウィスコンシン)

Oklahoma Territory(オクラホマテリトリー)

Tennessee(テネシー)

Connecticut(コネチカット)

Delaware(デラウェア)

Florida(フロリダ)

Key West(キーウエスト)

Pensacola(ペンサコラ)

Other Places(其他各地)

圖示地圖上之各州 聖路易士市圖

1911年

Georgia(喬治亞州)	Brook	Brock	Cerro	Hilltop
Maine(缅因州)	Brook	Brock	Fernito	Hilltop
Maryland(馬里蘭州)	Brook	Brock	Fernito	Hilltop
Massachusetts(麻薩諸塞州)	Brook	Brock	Fernito	Hilltop
New Hampshire(新罕布夏州)	Brook	Brock	Fernito	Hilltop
New Jersey(新澤西州)	Brook	Brock	Fernito	Hilltop
Ioloken(伊樂根)	Brook	Brock	Fernito	Hilltop
Jersey City(新澤西市)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
Other Places(其他各地)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
New York(紐約州)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
Bay Ridge(拜瑞奇)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
Brooklyn(布魯克林)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
Flatbush(布魯克林)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
Fort Hamilton(法特漢密爾頓)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
Governor's Island(葛維納島)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
Green Ridge(綠嶺)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
Long Island City(長島市)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
New Brighton(紐約市)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
New Dorp(紐約市)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
New York City(紐約市)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
Port Richmond(波爾頓)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
Quarantine(隔離島)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
New York(紐約市)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
St. George(聖喬治)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
Stapleton(斯泰普頓)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
Tompkinsville(托姆金斯維爾)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
West New Brighton(西紐約市)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
Yonkers(約恩基斯)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
Other Places(其他各地)	Flatbush	Flatbush	Fernito	Hilltop
North Carolina(北卡羅來納州)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Pennsylvania(賓夕法尼亞州)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop

Rhode Island(羅德島州)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
South Carolina(南卡羅來納州)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Vermont(佛蒙特州)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Virginia(維吉尼亞州)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Alaska(阿拉斯加)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Gateschimuk(蓋奇米克)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Copper Center(銅中心)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Eagle City(鷹城)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Glacier(冰川)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Juneau(朱諾)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Ketchikan(基切肯)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Mantastic Park(魔幻公園)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Skagway(斯卡吉威)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Tanana Junction(塔納河匯合處)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Valdez(瓦爾戴)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Bermuda(百慕大)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Canada(加拿大)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
British Columbia(卑詩省)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Alexandria(亞歷山卓)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Barkerville(巴克維爾)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Lillooet(利魯特)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
One hundred and fifty Mile House(一百五十英里屋)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Pavilion(花園)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Quesnel(基斯內爾)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop
Soda Creek(蘇打溪)	Brook	Brock	Eoko	Hilltop

日本第十一大月 蒙原 電信局第三百五十七號 外國電報料金表

	英	日	英	日	英	日	英	日
Atlin(アーリン)	Atlin	アーリン	Blackwater(ブラックワターナー)	Blackwater	ブラックワターナー			
Fraser Lake(フランシスレイク)	Fraser Lake	フランシスレイク	Clinton(クラークタウン)	Clinton	クラークタウン			
One hundred and fifteen Mile House(ハンドリーフィルムズ・ハウス)	One hundred and fifteen Mile House	ハンドリーフィルムズ・ハウス	Bennett(ベネット)	Bennett	ベネット			
Fraser(フランシス)	Fraser	フランシス	Log Cabin(ログケイビン)	Log Cabin	ログケイビン			
Pennington(ペニントン)	Pennington	ペニントン	Summit or White Pass(サミット・オア・ホワイト・パス)	Summit or White Pass	サミット・オア・ホワイト・パス			
Hazelton(ヘザルトン)	Hazelton	ヘザルトン	Aberdeen Canyon(アーバーン・カニヨン)	Aberdeen Canyon	アーバーン・カニヨン			
Mauricetown(モーリセタウン)	Mauricetown	モーリセタウン	Port Simpson(ポート・シンプソン)	Port Simpson	ポート・シンプソン			
Skeena Canyon(スキーナ・カニヨン)	Skeena Canyon	スキーナ・カニヨン	Telegraph Creek(テレグラフ・クリーク)	Telegraph Creek	テレグラフ・クリーク			
Other Places(其の名所)	Other Places	其の名所	Manitoba(マニトバ)	Manitoba	マニトバ			
New Brunswick(ニューブランズウィック)	New Brunswick	ニューブランズウィック	North-West Territory(北西領土)	North-West Territory	北西領土			
Big Salmon(ビッグ・サーモン)	Big Salmon	ビッグ・サーモン	Cariboo Crossing(カリブー・クロッシング)	Cariboo Crossing	カリブー・クロッシング			
Five Fingers(ファイブ・フィンガーズ)	Five Fingers	ファイブ・フィンガーズ	Fort Selkirk(フォート・セルコック)	Fort Selkirk	フォート・セルコック			
Hootalingua(フーティーランガ)	Hootalingua	フーティーランガ	Lower Liard(ローワーリアード)	Lower Liard	ローワーリアード			
Selwyn(セル温)	Selwyn	セル温	Tatlayish(タタライシ)	Tatlayish	タタライシ			
White Horse(ホワイト・ホース)	White Horse	ホワイト・ホース						

1月11日

	英	日	英	日	英	日	英	日
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ

1月11日

	英	日	英	日	英	日	英	日
Cowley(カウリー)	Cowley	カウリー	Dawson City(ダウソン・シティ)	Dawson City	ダウソン・シティ			
Forty Mile(フォーティ・マイル)	Forty Mile	フォーティ・マイル	Northern International Boundary(ノーザン・インターナショナル・ボーディー)	Northern International Boundary	ノーザン・インターナショナル・ボーディー			
Ogilvie(オギルヴィー)	Ogilvie	オギルヴィー	Stewart River(スチュワート・リバー)	Stewart River	スチュワート・リバー			
Other Provinces(其の省)	Other Provinces	其の省	Nova Scotia(ノバ・スコシア)	Nova Scotia	ノバ・スコシア			
Ontario(オンタリオ)	Ontario	オンタリオ	Prince Edward Island(プリンス・エドワード・アイランド)	Prince Edward Island	プリンス・エドワード・アイランド			
Quebec(クエブック)	Quebec	クエブック	Vancouver Island(バンクーバー・アイラント)	Vancouver Island	バンクーバー・アイラント			
Newfoundland(ニューファンドランド)	Newfoundland	ニューファンドランド	St. Pierre Miquelon(サンピエール・ミクロン)	St. Pierre Miquelon	サンピエール・ミクロン			
Islands of Baffinland(バーフィン・ランズ)	Islands of Baffinland	バーフィン・ランズ	Nassau(ナッシュ)	Nassau	ナッシュ			
Turks Islands(ツークス・ランズ)	Turks Islands	ツークス・ランズ						

	英	日	英	日	英	日	英	日
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ

	英	日	英	日	英	日	英	日
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ

	英	日	英	日	英	日	英	日
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ

	英	日	英	日	英	日	英	日
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ

	英	日	英	日	英	日	英	日
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ
Hecko	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ	Hecko	ヘルコ

</

Cuba	WHELEO	WAKKO	WAKKO
Havana(ハバナ)			
Alfonso XIII, Alcazares(アラゴン王宮)			
Artemesia(アーテミシア)			
Baliza Honda(バルジホンダ)			
Batabano(バタボン)			
Bejucal(ベヒカル)			
Cabañas(カバンサス)			
Cardenas(カーデナス)			
Consolacion del Sur(コンソラシオン・デル・スル)			
Guababacoa(ガババコア)			
Guajigüey(ガヒグエイ)			
Guanica(ガニカ)			
Guines(ギネス)			
Guira Molena(ギラモレナ)			
Jaruco(ハルコ)			
Lambaré(ラムバーレ)			
Madruga(マドゥガ)			
Mantiqueira(マンチキエラ)			
Mariel(マリエル)			
Matanzas(マタニャス)			
Pinar del Rio(ピナール・デル・リオ)			
Regla(レグラ)			
San Antonio de los Banos(サン・antonio・de・los・banos)			
San Cristobal(サン・クリストバル)			
San Juan y Martinez(サン・ホセ・マテウス)			

Grenada(グレナダ)	KOKO	大八八〇	-
Grenada(Via Jamaica Porto Rico)	-	-	-
Guadeloupe(ガドローピエ)	KOKO	-	-
Guadeloupe(Via Jamaican Porto Rico)	-	-	-
Guadeloupe(Via Haiti)	KOKO	-	-
Jamaica(ジャマイカ)	KOKO	-	-
Les Saintes(レスサンテス)	KOKO	-	-
Les Saintes(Via Jamaican Porto Rico)	-	-	-
Les Saintes(Via Haiti)	KOKO	-	-
Martinique(マリニク)	KOKO	-	-
Martinique(Via Jamaican Porto Rico)	-	-	-
Martinique(Via Haiti)	KOKO	-	-
Marie Galante(マリガラント)	KOKO	-	-
Marie Galante(Via Haiti)	-	-	-
Porto Rico(ポートロコ)	KOKO	-	-
Porto Rico(Via Jamaican)	-	-	-
St. Kitts, St. Christophe(セントキッツ セントクリストフ)	KOKO	-	-
St. Kitts, St. Christophe(Via Jamaican Porto Rico)	-	-	-
St. Croix(セントクロイ)	KOKO	大八八〇	-
St. Croix(Via Jamaica Porto Rico)	-	-	-
Republic of Haiti(ハイチ共和国)	KOKO	五三三〇	-
Republic of Haiti(Via Jamaica Porto Rico)	-	-	-

Cape Haitien(カーペー・ハイチ)*	Kōhito	カ・ホ・ヒト
Mole St. Nicolas(モール・セント・ニコラス)*	Kōhito	カ・ホ・ヒト
Port au Prince(ポート・オ・ブルース・パリス)*	Kōhito	カ・ホ・ヒト
Other Places(その他諸所)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
*ベニテス港(ベニテス・ハーバー)、サントドミンゴ(サン・ドミニゴ)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
Republic of San Domingo(サン・ドミニゴ共和国)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
Sanchez(サンセバスチャン)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
*Samana(サンマナ)、San Francisco de Macoris(サン・フランシスコ・デ・マコリス)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
San Domingo(サン・ドミニゴ)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
*Azua(アズア)、San Cristobal(サン・クリストバル)、San Pedro de Macoris(サン・ペドロ・デ・マコリス)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
Santiago de Los Caballeros(サンタエスカルボルヘス・カバレス)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
*Tamboril(タムボリル)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
Other Places(その他諸所)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
St. Lucia(セント・ルシア)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
St. Lucia(Via Jamaica Porto Rico)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
St. Thomas(セント・トマス)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
St. Thomas(Via Jamaica Porto Rico)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
St. Vincent(セント・ヴィンセント)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
St. Vincent(Via Jamaica Porto Rico)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
Trinidad(トリニダード)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
Trinidad(Via Jamaica Porto Rico)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
South America(南米)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
British Guiana(イギリス・ガイアナ)	Kōhito	カ・ホ・ヒト
British Guiana(Via Jamaica Porto Rico)	Kōhito	カ・ホ・ヒト

支那川子ノ地圖 南洋 地圖 南洋地圖外國地圖合集

1月1日

Dutch Guiana(西印度)	Keiko	Kimiko	-
Dutch Guiana(Vin, Jamaica, Porto Rico)	-	-	Kimiko
Dutch Guiana(Vin, Haiti)	-	-	Kimiko
Venezuela(委內瑞拉)	-	-	Kimiko
Barcelona(西班牙)	-	-	Kimiko
Campano(哥斯大黎加)	-	-	Kimiko
Comana(哥斯大黎加)	-	-	Kimiko
Higuevure(哥斯大黎加)	-	-	Kimiko
Mazatillo(哥斯大黎加)	-	-	Kimiko
Port la Mar(哥斯大黎加)	-	-	Kimiko
Puerto Caballo(哥斯大黎加)	-	-	Kimiko
Caracas(委內瑞拉)	-	-	Kimiko
Other Places(其他地圖)	-	-	Kimiko

*支那地圖ハテハナノ新規開ハ新規トア

Brazil(巴西)	Keiko	Kimiko	-
Pernambuco(伯南布哥)	-	-	Kimiko
Breves(巴西)	-	-	Kimiko
Cambeba(坎貝巴)	-	-	Kimiko
Chabees(查比斯)	-	-	Kimiko
Gurupi(古魯皮)	-	-	Kimiko
Macapai(馬卡比)	-	-	Kimiko

上海(上海)	Keiko	Kimiko	-
馬尼刺及沙 拿波羅(倫敦石打) 新嘉坡(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-
新嘉坡(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-
倫敦石打(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-
新嘉坡(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-

新嘉坡(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-
新嘉坡(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-
新嘉坡(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-
新嘉坡(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-
新嘉坡(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-

Monte Allegre(蒙特雷)	Keiko	Kimiko	-
Mosqueiro(莫西羅)	-	-	Kimiko
Pilheiros(皮列羅)	-	-	Kimiko
Santarem(桑泰蘭)	-	-	Kimiko
Souto(索圖)	-	-	Kimiko
Alemaquer(亞瑪可)	-	-	Kimiko
Incostaura(亞科蘇拉)	-	-	Kimiko
Manaus(馬納杜)	-	-	Kimiko
Obidos(奧比杜)	-	-	Kimiko
Parintins(帕林廷)	-	-	Kimiko
Rio de Janeiro(里約熱內盧)	-	-	Kimiko
Other Places(其他地圖)	-	-	Kimiko

新嘉坡(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-
新嘉坡(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-
新嘉坡(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-
新嘉坡(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-
新嘉坡(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-

新嘉坡(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-
新嘉坡(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-
新嘉坡(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-
新嘉坡(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-
新嘉坡(新嘉坡)	Keiko	Kimiko	-

Argentine Republic(亞根廷)

Paraguay(巴拉圭)

Uruguay(烏拉圭)

Bolivia(玻利維亞)

Chili(智利)

Peru(秘魯)

Ecuador(厄瓜多)

Guyanquin(圭亞那)

Other Places(其他地圖)

French Guiana(法屬圭亞那)

1月1日

1月1日

<p>上海線經過</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>烏拉日阿斯德絲倫敦 若ハブレスト經過</th><th>馬尼刺線 ガルヴエス トン線 ト」「ジャマ イカ線</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四八四〇 五・五二〇 五・五二〇</td><td>四八四〇 五・五二〇 五・五二〇</td></tr> <tr> <td>五〇八〇 五・七八〇 五・九〇〇</td><td>五〇八〇 五・七八〇 五・九〇〇</td></tr> </tbody> </table> <p>Colombia(コロンビア) Isthmus of Panama(パナマ地峡)</p> <p>但歐羅巴ヲ經テ「パナマ」地峽ニ至ル電報ニシテ線路ノ指定ヲ記載セサルモノハ「キー、ウェスト線」ヲ以テ傳送シ西印度ヲ經過ス若シ西哥及中央亞米利加ヲ經テ傳送セントスルトキハ「Via Galveston」(ガルヴェ斯顿線經過)ナル指定ノ記入ヲ要ス</p> <p>Buenaventura(ブエナベンチュラ) Other Places(其他各地)</p> <p>備考</p> <p>一 上海香港及「マドラメ」ヲ經テ第四表ノ各地ニ至ル電報料金ハ同表烏拉日阿斯德絲倫敦經過ノ料金ニ金八十錢ヲ增課ス</p> <p>二 第四表中西印度及南亞米利加ニ至ル電報ニシテ「歐羅巴」新約克、ハイチ線」ヲ經テ傳送ベルニハ「Via P. Q. Haiti」ナル指定ヲ記入スルヲ要ス</p> <p>三 歐羅巴ヲ經テ第四表中西印度各地(ドミニンガ、トリニティ除ク)英領ギアナ及バナマ地峽ニ至ル電報ニシテ「ベルムダ線」ヲ經テ傳送セントベルニハ「Via Bermuda」(ベルムダ經過)ナル指定ヲ記入スルヲ要ス其ノ料金ハ「キューバ」ヲ除クノ外「キー、ウェスト線」ニ同シ</p> <p>第五表</p> <p>韓國線電報一冊料</p> <p>一 韓國(釜山、水城、仁川、嘉山)ヨリ發スル電報料</p> <p>地名</p> <p>Amoy(廈門) Foochow(福州) Gutzlaff(グツラッフ) 巴拿大(ナウラッフ)ハ電報一通ニ付配達料金二十五錢ヲ加課ス</p>	烏拉日阿斯德絲倫敦 若ハブレスト經過	馬尼刺線 ガルヴエス トン線 ト」「ジャマ イカ線	四八四〇 五・五二〇 五・五二〇	四八四〇 五・五二〇 五・五二〇	五〇八〇 五・七八〇 五・九〇〇	五〇八〇 五・七八〇 五・九〇〇	
烏拉日阿斯德絲倫敦 若ハブレスト經過	馬尼刺線 ガルヴエス トン線 ト」「ジャマ イカ線						
四八四〇 五・五二〇 五・五二〇	四八四〇 五・五二〇 五・五二〇						
五〇八〇 五・七八〇 五・九〇〇	五〇八〇 五・七八〇 五・九〇〇						

明治十七年六月 遣信 關稅及郵政手續

外國電報金表

1.iii.8

All Places in Asia, except Russia in Asia, Bulgaria, China (中國各處(亞洲及香港除外))
and Hongkong.
Oceania(大洋洲).
All Places in Africa, except Algeria, Tangier, Tripoli, Tunis (アルジェリア、トリポリ、チュニス)
and all Places via Europe.

及歐羅巴經過各地(除く)

Europe(歐羅巴)	Russia in Europe and Caucasus(歐羅巴及亞美尼亞)	Other Countries(其他中國)
Guam(グアム)	Hawaii(ハワイ)	Honolulu(ホノルル)
Midway(ミッドウェイ)	Fanning Island(ファンニング島)	Fiji Islands(斐濟)
Savu(サブ)		
All Places in America(美洲)		

U.S.A. (第一表)	U.S.A. (第二表)	U.S.A. (第三表)	U.S.A. (第四表)
第一表 第一表 第一表 第一表	第一表 第一表 第一表 第一表	第一表 第一表 第一表 第一表	第一表 第一表 第一表 第一表
第一表 第一表 第一表 第一表	第一表 第一表 第一表 第一表	第一表 第一表 第一表 第一表	第一表 第一表 第一表 第一表
第一表 第一表 第一表 第一表	第一表 第一表 第一表 第一表	第一表 第一表 第一表 第一表	第一表 第一表 第一表 第一表
第一表 第一表 第一表 第一表	第一表 第一表 第一表 第一表	第一表 第一表 第一表 第一表	第一表 第一表 第一表 第一表

日、英國、美國、日本、西洋諸國、臺灣、上海、田邊、高麗、南洋諸國、香港、新嘉坡、馬六甲、印度、孟加拉、電報料、一語、付金五十錢。
○遞信省告示第百四十八號
外國新聞電報料金表左ノ通相定メ來七月一日より施行ス
但明治十四年三月遞信省告示第百一十一號ハ本表施行ノ日より廢止ス

明治十七年六月二十一日

遞信大臣大浦兼武

第一表	米露波斯里密律(米露波斯里密律)	名
Asia(亞洲)	Cores(韓國)	Cores(韓國)
Chenaiupo(錫蘭)	Fusan(釜山)	Fusan(釜山)
Massamppo(孟加拉)	Seoul(首爾)	Seoul(首爾)
China(中國)	Amyoy(安南)	Amyoy(安南)
Toochow(土耳其)	Kashirdu(在東土耳其)	Kashirdu(在東土耳其)
Kwanglung(廣州)	Canton(廣州)	Canton(廣州)
Whampoo(廣州)	Via land line beyond Hongkong	Via land line beyond Hongkong
Sratow(三重)	Via land line beyond Amyoy	Via land line beyond Amyoy
Other Places(其餘各處)	Via land line beyond Hongkong	Via land line beyond Hongkong

明治十七年六月二十一日 遣信 關稅及郵政手續

外國電報金表

1.iii.9

Order#	Page	Box#
1011.	1-568	2-22
1012.	1-569	2-23
1013.	1-570	2-24
1014.	1-571	2-25
1015.	1-572	2-26
1016.	1-573	2-27
1017.	1-574	2-28
1018.	1-575	2-29
1019.	1-576	2-30
1020.	1-577	2-31
1021.	1-578	2-32
1022.	1-579	2-33
1023.	1-580	2-34
1024.	1-581	2-35
1025.	1-582	2-36
1026.	1-583	2-37
1027.	1-584	2-38
1028.	1-585	2-39
1029.	1-586	2-40
1030.	1-587	2-41
1031.	1-588	2-42
1032.	1-589	2-43
1033.	1-590	2-44
1034.	1-591	2-45
1035.	1-592	2-46
1036.	1-593	2-47
1037.	1-594	2-48
1038.	1-595	2-49
1039.	1-596	2-50
1040.	1-597	2-51
1041.	1-598	2-52
1042.	1-599	2-53
1043.	1-600	2-54
1044.	1-601	2-55
1045.	1-602	2-56
1046.	1-603	2-57
1047.	1-604	2-58
1048.	1-605	2-59
1049.	1-606	2-60
1050.	1-607	2-61
1051.	1-608	2-62
1052.	1-609	2-63
1053.	1-610	2-64
1054.	1-611	2-65
1055.	1-612	2-66
1056.	1-613	2-67
1057.	1-614	2-68
1058.	1-615	2-69
1059.	1-616	2-70
1060.	1-617	2-71
1061.	1-618	2-72
1062.	1-619	2-73
1063.	1-620	2-74
1064.	1-621	2-75
1065.	1-622	2-76
1066.	1-623	2-77
1067.	1-624	2-78
1068.	1-625	2-79
1069.	1-626	2-80
1070.	1-627	2-81
1071.	1-628	2-82
1072.	1-629	2-83
1073.	1-630	2-84
1074.	1-631	2-85
1075.	1-632	2-86
1076.	1-633	2-87
1077.	1-634	2-88
1078.	1-635	2-89
1079.	1-636	2-90
1080.	1-637	2-91
1081.	1-638	2-92
1082.	1-639	2-93
1083.	1-640	2-94
1084.	1-641	2-95
1085.	1-642	2-96
1086.	1-643	2-97
1087.	1-644	2-98
1088.	1-645	2-99
1089.	1-646	2-100
1090.	1-647	2-101
1091.	1-648	2-102
1092.	1-649	2-103
1093.	1-650	2-104
1094.	1-651	2-105
1095.	1-652	2-106
1096.	1-653	2-107
1097.	1-654	2-108
1098.	1-655	2-109
1099.	1-656	2-110
1100.	1-657	2-111
1101.	1-658	2-112
1102.	1-659	2-113
1103.	1-660	2-114
1104.	1-661	2-115
1105.	1-662	2-116
1106.	1-663	2-117
1107.	1-664	2-118
1108.	1-665	2-119
1109.	1-666	2-120
1110.	1-667	2-121
1111.	1-668	2-122
1112.	1-669	2-123
1113.	1-670	2-124
1114.	1-671	2-125
1115.	1-672	2-126
1116.	1-673	2-127
1117.	1-674	2-128
1118.	1-675	2-129
1119.	1-676	2-130
1120.	1-677	2-131
1121.	1-678	2-132
1122.	1-679	2-133
1123.	1-680	2-134
1124.	1-681	2-135
1125.	1-682	2-136
1126.	1-683	2-137
1127.	1-684	2-138
1128.	1-685	2-139
1129.	1-686	2-140
1130.	1-687	2-141
1131.	1-688	2-142
1132.	1-689	2-143
1133.	1-690	2-144
1134.	1-691	2-145
1135.	1-692	2-146
1136.	1-693	2-147
1137.	1-694	2-148
1138.	1-695	2-149
1139.	1-696	2-150
1140.	1-697	2-151
1141.	1-698	2-152
1142.	1-699	2-153
1143.	1-700	2-154
1144.	1-701	2-155
1145.	1-702	2-156
1146.	1-703	2-157
1147.	1-704	2-158
1148.	1-705	2-159
1149.	1-706	2-160
1150.	1-707	2-161
1151.	1-708	2-162
1152.	1-709	2-163
1153.	1-710	2-164
1154.	1-711	2-165
1155.	1-712	2-166
1156.	1-713	2-167
1157.	1-714	2-168
1158.	1-715	2-169
1159.	1-716	2-170
1160.	1-717	2-171
1161.	1-718	2-172
1162.	1-719	2-173
1163.	1-720	2-174
1164.	1-721	2-175
1165.	1-722	2-176
1166.	1-723	2-177
1167.	1-724	2-178
1168.	1-725	2-179
1169.	1-726	2-180
1170.	1-727	2-181
1171.	1-728	2-182
1172.	1-729	2-183
1173.	1-730	2-184
1174.	1-731	2-185
1175.	1-732	2-186
1176.	1-733	2-187
1177.	1-734	2-188
1178.	1-735	2-189
1179.	1-736	2-190
1180.	1-737	2-191
1181.	1-738	2-192
1182.	1-739	2-193
1183.	1-740	2-194
1184.	1-741	2-195
1185.	1-742	2-196
1186.	1-743	2-197
1187.	1-744	2-198
1188.	1-745	2-199
1189.	1-746	2-200
1190.	1-747	2-201
1191.	1-748	2-202
1192.	1-749	2-203
1193.	1-750	2-204
1194.	1-751	2-205
1195.	1-752	2-206
1196.	1-753	2-207
1197.	1-754	2-208
1198.	1-755	2-209
1199.	1-756	2-210
1200.	1-757	2-211
1201.	1-758	2-212
1202.	1-759	2-213
1203.	1-760	2-214
1204.	1-761	2-215
1205.	1-762	2-216
1206.	1-763	2-217
1207.	1-764	2-218
1208.	1-765	2-219
1209.	1-766	2-220
1210.	1-767	2-221
1211.	1-768	2-222
1212.	1-769	2-223
1213.	1-770	2-224
1214.	1-771	2-225
1215.	1-772	2-226
1216.	1-773	2-227
1217.	1-774	2-228
1218.	1-775	2-229
1219.	1-776	2-230
1220.	1-777	2-231
1221.	1-778	2-232
1222.	1-779	2-233
1223.	1-780	2-234
1224.	1-781	2-235
1225.	1-782	2-236
1226.	1-783	2-237
1227.	1-784	2-238
1228.	1-785	2-239
1229.	1-786	2-240
1230.	1-787	2-241
1231.	1-788	2-242
1232.	1-789	2-243
1233.	1-790	2-244
1234.	1-791	2-245
1235.	1-792	2-246
1236.	1-793	2-247
1237.	1-794	2-248
1238.	1-795	2-2

明治三十七年六月 告示 第三百一十八號

外國新聞電報費金表

Other Places(余他各地)

North Carolina(ノーキャロライナ)

Pennsylvania(ペンシルベニア)

Rhode Island(ロードアイラン)

South Carolina(サウスカロライナ)

Vermont(ヴェーモン)

Virginia(バージニア)

Canada(カナダ)

Cape Breton(ケープブレトン)

British Columbia(ブリティッシュコロンビア)

Vancouver(バンクーバー)

Manitoba(マニトバ)

New Brunswick(ニューブランズウッド)

Nova Scotia(ノバスコシア)

Ontario(オンタリオ)

Prince Edward Island(ペイントン島)

Quebec(ケベック)

Vancouver Island(バンクーバー島)

Newfoundland(ニューファンドランド)

St. Pierre Miquelon(サンピエール・ミクロン)

第1類

魁梧(カツラギ)發新聞電報1封料

魁梧(カツラギ)發新聞電報1封料

All Places in Asia(亞洲諸各地)

All Places in Oceania(大洋洲諸各地)

All Places in Africa(アフリカ諸各地)

第一表 料金 同上		第一表 料金 同上	
上海 線 經 過	上海 線 經 過	馬尼刺線 ン線	馬尼刺線 ン線
イーベタ ン線	イーベタ ン線	上海 線 經 過	上海 線 經 過
太平 洋 線	太平 洋 線	太平 洋 線	太平 洋 線
上 海 及 英 國	上 海 及 英 國	上 海 及 英 國	上 海 及 英 國

上
海
及
英
國

第一表
料金
六錢
加
七
分

All Places in Europe(ヨーロッパ各地)

第一表 料金 同上		第一表 料金 同上	
馬尼刺線 ン線	馬尼刺線 ン線	上海 線 經 過	上海 線 經 過
イーベタ ン線	イーベタ ン線	上海 線 經 過	上海 線 經 過
太平 洋 線	太平 洋 線	上海 線 經 過	上海 線 經 過
上 海 及 英 國	上 海 及 英 國	上 海 及 英 國	上 海 及 英 國

第一表
料金
同上

○遞信省告示第11百十九號
木月二十日限リ上總國大原電信取扱所ヲ廢止ス
但シ廢止後ニ涉ル電信事務ハ大原郵便局ニ於テ繼續取扱フ
明治三十七年六月二十日
○遞信省告示第三百二十號
萬國電信條約附屬細目規則中各國隨意規定事項ヲ本邦ニ於テ定ムコト左ノ如シ
明治三十七年六月二十四日 遞信大臣大浦兼武
第一 全部又ハ一部暗號ヲ以テ記載シタル私報ノ發著ヲ許ス(綱第六條及目第六條第二節)但シ萬國電信條約第八條ニ依リ特ニ制限ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス
第一 電報文字ヲ以テ綴リタル日本語ヲ外國電報ニ用フル普通語トス(目第七條第三節)
第三 電報ノ著信局名及番號ヲ傳送ス(目第三十六條第一節)
第四 電報ノ無線配達(○)ヲ許シ本人直交付(M)ヲ許サス(目第四十七條第一節)
第五 至急私報ニ關スル規定ヲ施行ス(目第四十八條第二節)
第六 電報ノ追尾再送ニ關スル規定ヲ施行ス(目第五十四條第十節及目第五十五條第九節)
第七 電報ノ特殊配達ニ關シ左ノ如ク規定ス(目第五十八條第五節)

- 一 著信局ヨリ一里以外ハ別使ヲ以テ配達スルコトヲ得其ノ別使賃ハ著信局ヨリ三里以内ハ金二十錢トシ三里ヲ超ユルトキハ一里以内每ニ金二十五錢ヲ増ス
 二 臺灣島内ニテ配達スヘキ電報ノ別使賃ハ金二十錢トス但シ臺灣島ニテ配達スヘキモノニ限り
 三 船船ヲ以テ配達スヘキ電報ノ別使賃ハ金二十錢ヲ超過シタルトキハ其ノ超過額ハ受信人ヨリ之ヲ徵收ス
 四 在韓國木邦局所ニ於テ配達スル電報ノ別使賃ハ左ノ如シ

配達局名	地名又ハ艦船碇泊ノ港灣名	別使賃	摘要
仁川	馬山	一八〇	
馬山	東大下	一四〇	
馬山	多端	一一〇	
馬山	浦	一〇〇	
馬山	端	九〇	
馬山	山影	八〇	
馬山	萊	七〇	
馬山	谷	六〇	
馬山	港	五〇	
馬山	島	四〇	
馬山	港	三〇	
馬山	島	二〇	
馬山	港	一〇	
馬山	島	五	
仁川	港	五〇〇	解船配達
仁川	港	四〇〇	解船配達
仁川	港	三〇〇	解船配達
仁川	港	二〇〇	解船配達
仁川	港	一〇〇	解船配達

- 第八 發信人ニ交付スル電報料金ノ受領證ニ對シテハ手數料ヲ徵收セス(目第二十九條第三節)
 第九 發送前ニ電報ヲ取消シタルトキ徵收スヘキ手數料ハ金十錢トス(目第四十四條第二節)
 第十 料金還付ノ申請ニ對シテハ手數料ヲ徵收セス(目第七十二條第三節)
 ○遞信省告示第三百二十一號

外國電報ノ本邦首尾料及本邦中繼料ヲ定ムルコト左ノ如シ
明治三十七年六月二十四日

遞信大臣大浦兼武

一 木邦首尾料

電 報 發 著 地 名	經通路			本 邦 内	韓 國 内	本 邦 外	韓 國 外
	一 路	二 路	三 路				
木邦	釜山線	一	一	金十錢	金四錢	金十錢	金四錢
韓國	同	金十錢	金四錢	一	一	一	一
清國遼寧省(瀋陽省除之)吉林省及黑龍江省	油鹽斯德線	金十二錢	一	金十錢	一	一	一
清國上海及同地經過清國內地(盛京省吉林省除之)	上海線	金二十錢	一	金十錢	一	一	一
亞細亞露西亞	上海線	金二十錢	一	金十錢	一	一	一
歐羅巴露西亞	上海線	金二十錢	一	金十錢	一	一	一
前記以外ノ諸國	上海線	金十二錢	一	金十錢	一	一	一
	上海線	金十二錢	一	金十錢	一	一	一
	上海線	金六錢	一	金十錢	一	一	一
	上海線	金十錢	一	金十錢	一	一	一

二 本邦中継料

電報送著地名	経過線路	一日料金
	浦賀新橋線	金十銭
韓國ト亞細亞露西亞、歐羅巴露西亞、荷蘭諸省、吉林省及黑龍江省トノ間	上海線	金十二銭
韓國ト前記以外ノ諸國トノ間	浦賀新橋線	金十二銭
	上海線	金四銭

○遞信省告示第三百二十一號

明治三十五年六月二十日 遷信省告示第九十四號ニ左ノ各郵便局ヲ追加シ來七月一日ヨリ郵便爲替金ノ居宅拂ヲ取扱ハシム

明治三十七年六月二十五日

武藏國 渋谷郵便局

遞信大臣大浦兼武

(參照) 明治三十五年十二月一日起信省告示第九十四號ハ自局及其郵便區内ニ在ル郵便業者所ニ據就す且同郵便區内ニ居住スル者ノ受取ルヘキ郵便爲替金ノ爲替金ノ居宅拂ヲ取扱フ郵便局指定一件ナリ

○遞信省告示第三百一十三號

郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ

明治三十七年六月二十八日

遞信大臣大浦兼武

英 貨	一パウンド	九八七・四七
	一シルリング	四九三・五七
	一ペソニーネ	四〇・一三
佛 貨	一フランク	三九〇・〇
米 貨	一ダラー	二〇・〇六
獨 貨	一セント	一〇・〇〇
蘭 貨	一フロリン	三三・〇
地 利 貨 幣	一コローネ	一〇・〇
法 利 貨 幣	一コロナ	一〇・〇
香港 銀	一セント	九〇・九一七
		一圓ニ付「ダラーノ・九・セント」

○遞信省告示第三百二十四號

明治三十七年七月一日ヨリ同月二十日迄越前國ニ三國ヲ船舶検査臨時執行地トシ船舶検査法ニ依リ

検査官暨クヘキ船舶ノ検査ヲ執行ス

明治三十七年六月二十九日

遞信大臣大浦兼武

明治三十七年六月二十九日

三三四九

○遞信省告示第三百一十五號

萬國郵便條約施行細則第四條第一項聯合各國貨幣比例表中古倫比亞ノ部左ノ通改正ス

明治三十七年六月二十九日

古倫比亞 五センタガナ

「ヤンタガナ」

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百一十六號

來七月一日ヨリ石狩國上川郡旭川町大字旭川町一條通十一町目ニ設置ノ旭川郵便局ヲ同町同字宮下通十二町目ニ移轉ス

明治三十七年六月二十九日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百一十七號

明治三十七年六月遞信省告示第三百三號外國小包郵便料金表中「在清國獨逸郵便局」ノ部括弧内「周村」ノ次ニ「濟南府」ヲ及蘭領東印度、海運會社經由ノ部價格表記「許否」及同「制限額」ノ各欄ニ「五〇」ヲ追加ス

明治三十七年六月二十九日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百一十八號

明治三十五年十一月遞信省告示第五百四十三號華盛頓締結小包郵便條約實施ニ關スル各國隨意規定事項ノ摘要中「獨逸保護國及在外國獨逸郵便局」ノ部、價格表記「許否」及同「制限額」ノ各欄中「周村」ノ次ニ「濟南府」ヲ加ヘ及蘭領殖民地「アンチュー」(キニラサオ)ノ部、代金引換「許否」ノ欄「施行セズ」ヲ「施行」ニ改メ同「制限額」ノ欄ニ「五〇〇法」ヲ加フ

明治三十七年六月三十日

遞信大臣大浦兼武

○臺灣總督府告示第七十四號(官報六月九日)

明治三十四年三月告示第二十六號臺灣川石山間海底電信線ヲ經由シ臺灣ニ繋著スル新出電報ヲ送受シ得ハヤ地名及料金表中歐羅巴ノ部ノ末尾ニ左ノ通追加ス

明治三十七年五月二十六日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

ベースーダン線

亞非利加ノ部

ケープコリー(Cape Colony)

ナル(Natal)

ダルク(Deutsch)

其他各地(Other places)

オレンジ・リバーコロニー(Orange River Colony)

トランダヤトヨ(Transvaal Colony)

○臺灣總督府告示第七十五號(官報六月九日)

明治三十七年六月一日ヨリ新竹廳竹北一堡舊港庄ノ内舊名溪洲庄ヲ新竹郵便電信局電報直配達區域内ニ編入ス

明治三十七年五月二十八日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

嘉義郵便電信局

打貓郵便出張所

新竹廳下打貓街

一三五

明治三十七年六月 告示 臺灣總督府第七十四號 第七十五號 第七十六號

○臺灣總督府告示第七十七號(官報 六月十七日)

明治三十七年六月五日發行時事新報ハ臺灣新聞紙條例第十二條ニ依リ木島内ニ於テ其ノ發賣頒布ヲ禁止ス

明治三十七年六月八日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

明治三十七年六月九日發行臺灣日日新報第千八百三十二號ハ明治三十七年一月府令第一號ニ違反シタルモノト認メ臺灣新聞紙條例第九條ニ依リ其ノ發賣頒布ヲ禁止シ仍明治三十七年六月十日一日間發行ヲ停止セリ

明治三十七年六月九日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

明治三十七年六月九日臺灣總督府告示第七十九號(官報 六月十七日)

明治三十七年六月八日發行國民新聞ハ臺灣新聞紙條例第十二條ニ依リ本島内ニ於テ其ノ發賣頒布ヲ禁止ス

明治三十七年六月九日


臺灣總督男爵兒玉源太郎

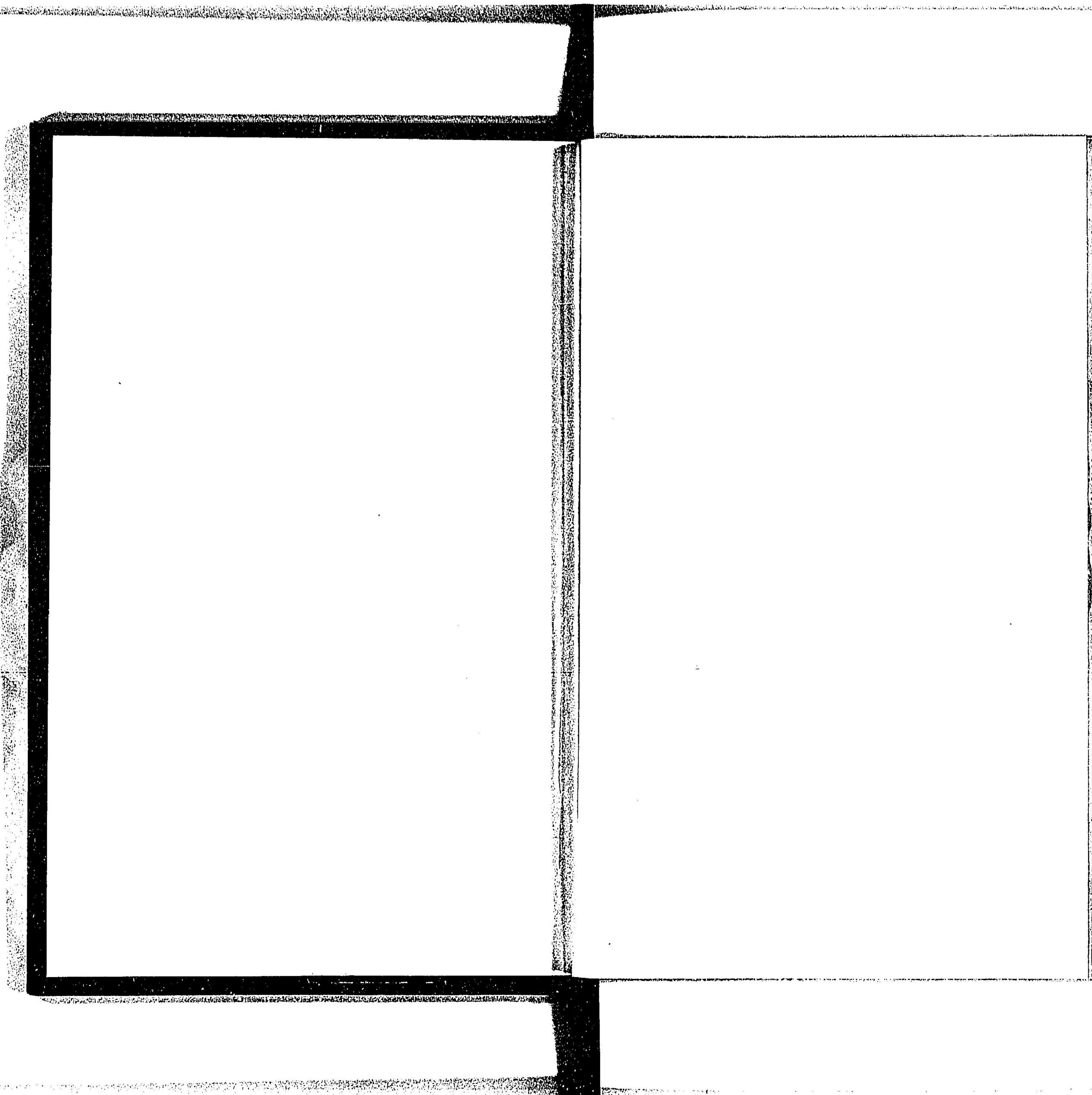
明治三十七年六月九日臺灣總督府告示第八十號(官報 六月二十四日)

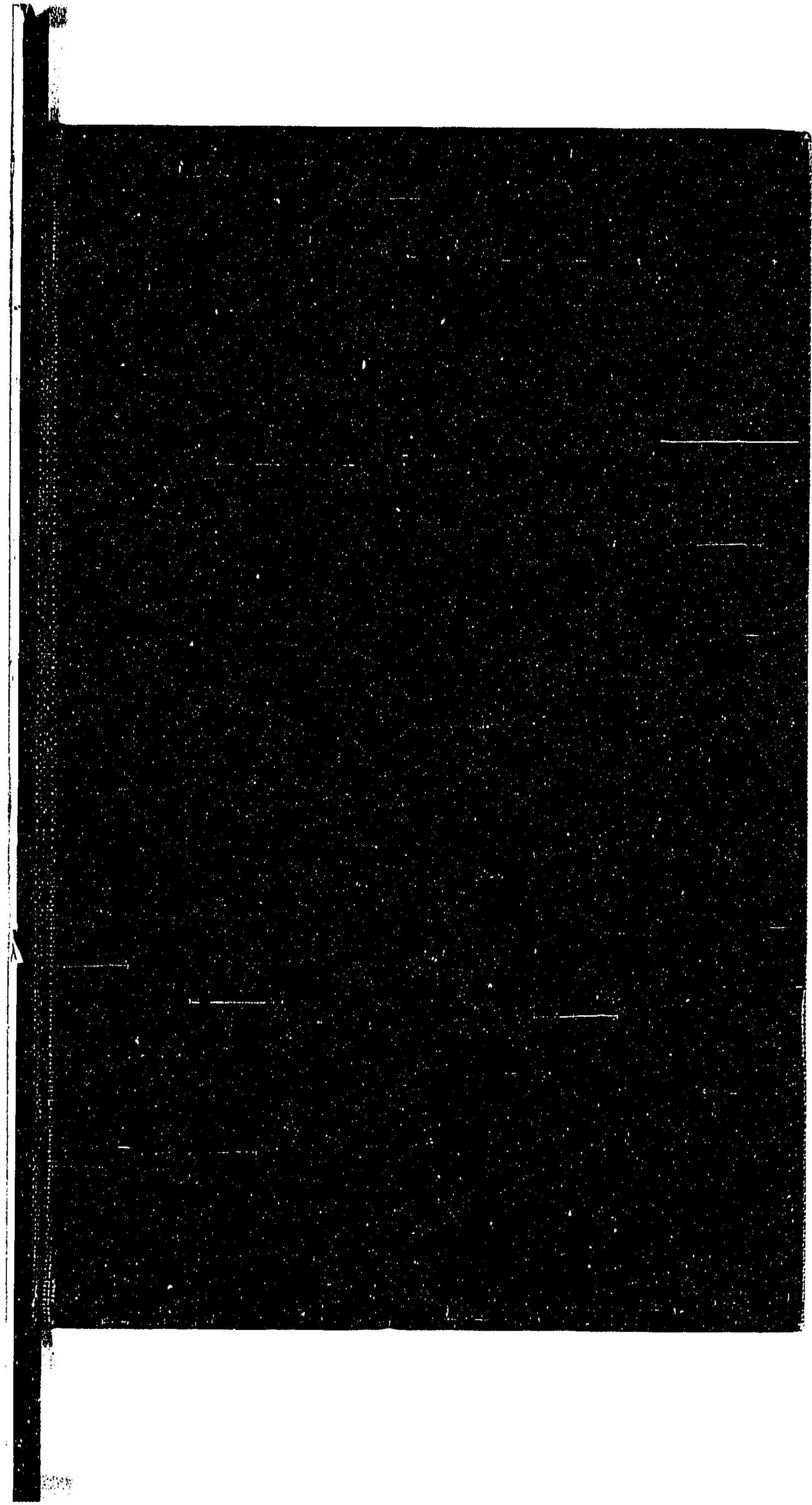
明治三十七年六月九日發行萬朝報ハ臺灣新聞紙條例第十二條ニ依リ木島内ニ於テ其ノ發賣頒布ヲ禁止ス

明治三十七年六月十四日

臺灣總督男爵兒玉源太郎







031130-092-5

CZ-4-1

法令全書 慶應3年10月—明治45年7月

内閣官報局

M20-45

BBC-1051



